



平成28年熊本地震文化財復旧記録集

Records of Restored Cultural Property from the

2016

Kumamoto Earthquake

平成 28 年熊本地震 文化財復旧記録集

熊本県教育庁教育総務局文化課

凡例

- ・ 本書は、平成 28（2016）年 4 月 14 日午後 9 時 26 分、同月 16 日午前 1 時 25 分に発生した上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を震源地とする直下型地震「平成 28 年熊本地震」により被災した文化財に係る諸対応についての記録集である。
- ・ 本書には、平成 28 年熊本地震における文化財の被害状況とその復旧・復興に係る対応を掲載し、今後の課題を示した。
- ・ 各関係者の職名等は、原則として当時の所属に基づく。
- ・ 各章の末尾に参考資料を掲載した。内容に付随する場合、文中に【参】として番号を示した。
- ・ 図表の引用又は転載元については該当箇所の下部に概要を示し、詳細を主要参考文献に掲載した。なお、引用又は転載元の記載がない図表は県文化課作成による。
- ・ 画像の提供元は各キャプションの下部に示した。提供元の記載がない画像は、県文化課撮影による。
- ・ 和暦の元号が初出である場合、以下の例のとおり和暦に西暦を併記し、以降は和暦のみで記載した。この場合、初出の基準は章ごととした。ただし、第 3 部については個別事例ごととした。
(例) 平成 28（2016）年 4 月 16 日
- ・ 本文中で用いる用語の正式名称は初出の際に示し、以降は以下書きの略称を用いた。
- ・ 注記が必要な部分には「※」を付し、各ページの最下部に注記の内容をまとめて記載した。
- ・ 図表中に注記が必要な場合は、該当箇所に「*」を付し、注記の内容は図表の下に記した。なお、図表全体に係る注記の場合は、図表のタイトルに「*」を付した。
- ・ 第 3 部では、被災文化財の中でも本県が復旧支援等に関与したものを中心に扱った。ただし、復旧事業の主体は所有者であり、市町村が第一線で支援した。
- ・ 本書の執筆は、長谷部善一、帆足俊文、坂井田端志郎、木村龍生、川上淳一、廣重佐良子、谷川美保子、松尾志保里、高野和隆、田中元陽、川路祥隆、樋口和紀、藤森あきの、村上幸奈（以上、県文化課）、有木芳隆（県立美術館）、坂口圭太郎（県立装飾古墳館）、國本信夫（県博物館ネットワークセンター）が行った（所属はすべて令和 4 年 3 月時点）。執筆者名は担当箇所の末尾に示した。
- ・ 本書の全体編集は、川路祥隆が行い、村上幸奈がこれを補佐した。
- ・ 本書は令和 4（2022）年 3 月に刊行し、印刷刊行に伴って同 6（2024）年 2 月に改訂したものである。なお、改訂に係る全体編集は、村上幸奈が行い、丸山大輝がこれを補佐した。

目次

第1部 文化財の被害状況と復旧の歩み	
第1章 文化財の被害状況と復旧に向けた取組の概要	3
第2部 被災文化財の復旧支援と情報発信	
第2章 被災文化財の復旧支援に係る制度創設	15
第3章 文化財ドクター派遣事業	31
第4章 文化財レスキュー事業	39
第5章 地域コミュニティ施設の復旧支援	46
第6章 情報発信	51
第3部 被災文化財及び県内文化財収蔵施設の復旧事例	
第7章 有形文化財	61
第1節 建造物（建築物・石造物）	
阿蘇神社／熊本城／江藤家住宅／十三重塔／通潤橋／八勢眼鏡橋	
第2節 美術工芸品	
大慈寺釈迦如来坐像および両脇侍立像／大慈寺の梵鐘／浄水寺碑附天保三年修理碑	
第8章 史跡・名勝・天然記念物、文化的景観	76
熊本城跡／八代城跡群／熊本藩主細川家墓所／豊後街道／装飾古墳／水前寺成趣園	
／布田川断層帯	
第9章 埋蔵文化財	92
第10章 未指定歴史的建造物	113
佐伯家住宅／料理谷邸「商エクラブ」	
第11章 未指定動産文化財	119
菱形八幡宮神像群／万日塔	
第12章 文化財収蔵施設	126
県文化財資料室／県立美術館／県立装飾古墳館／県博物館ネットワークセンター	
総括	139
主要参考文献	140

第 1 部 文化財の被害状況と復旧の歩み

第1章 文化財の被害状況と復旧に向けた取組の概要

1 被害状況

(1) 平成28年熊本地震の概要

平成28年熊本地震（以下「熊本地震」という。）は、平成28（2016）年4月14日午後9時26分（前震）及び同月16日午前1時25分（本震）に発生した上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を震源とする直下型地震である（表1、図1）。前震はマグニチュード6.5、最大震度7、本震はマグニチュード7.3、最大震度7を記録した。一連の地震活動で震度7の地震が二度観測されたのは、気象庁の観測史上初めてであった。

また、地震の活動域は熊本県熊本地方から阿蘇地方、さらに大分県中部まで帯状に広がり、長さは約150.0kmに及んだ。

熊本地震における県内の人的被害は、死者270人（いわゆる災害関連死等を含む。）、重軽傷者は2,737人に上った（令和3年3月時点）。また、住家被害は約19万8千棟で（同時点）、幹線道路の寸断や停電及び断水等、インフラにも甚大な被害が生じた。被害額は、県や関係機関が公表した推計で約3.8兆円であった（平成28年9月時点）。

表1 熊本地震の概要

	前震	本震
発生日時	平成28年4月14日午後9時26分	平成28年4月16日午前1時25分
震央地名	熊本県熊本地方	熊本県熊本地方
発生場所（深さ）	深さ11.0km	深さ12.0km
最大震度	震度7（熊本県益城町）	震度7（熊本県益城町、西原村）
規模	マグニチュード6.5	マグニチュード7.3

気象庁ホームページ「平成28年（2016年）熊本地震 ～The 2016 Kumamoto Earthquake～」より引用

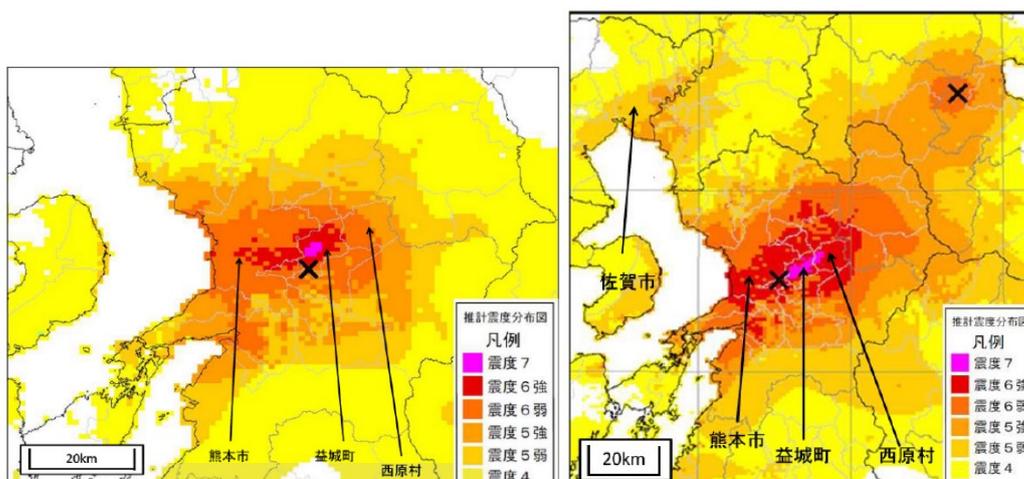


図1 震央及び推計震度分布図（左：前震、右：本震）

気象庁編・発行『気象庁技術報告第135号 平成28年（2016年）熊本地震調査報告』（2018年）より転載

(2) 熊本地震における被災文化財の規模及び特徴

熊本地震により、県内に所在する多くの国、県、市町村の指定文化財及び国登録有形文化財(以下「指定等文化財」という。)が被災した。被災件数は、指定等文化財 3,039 件(発災当時)のうち 355 件である。内訳は、国指定文化財 44 件、県指定文化財 59 件、国登録文化財 56 件及び市町村指定文化財 196 件であった(表 2)。なお、被災後に国登録文化財 4 件が滅失及び解体となったため、復旧対象は 154 件^{*1}となった。このほか、地域の人々によって守られてきた未指定の文化財(以下「未指定文化財」という。)も被災した。

熊本地震では、地面の揺れによる倒壊等の被害が大半であり、焼損や水損等の二次被害が僅少であった。そのため、被災文化財の多くを占めた不動産文化財(石橋や寺社等の建造物、古墳等の史跡及び庭園等の名勝)の中には、元の部材を使用した復旧工事を行うことができたものもある。

文化財の被災割合は、震源地(益城町及び西原村)周辺の市町村で高い傾向にあった。ただし、県南の水俣市、天草市等でも被害が報告されており、文化財の被災範囲は県内全域に及んだ^{【参1】}。

表 2 県内指定等文化財の被害状況及び復旧状況^{*1}

令和 5 年 3 月時点

区分	被災時 指定等件数	被災件数 (民間所有)	被災率	復旧対象件数 (民間所有)	復旧件数 (民間所有)	復旧率
国指定	148	44 (12)	29.7%	44 (12)	35 (10)	79.5%
県指定	383	59 (25)	15.4%	58 (24)	56 (23)	96.5%
国登録	156	56 (45)	35.9%	52 (41)	52 (39)	100%
小計	687	159 (82)	23.1%	154 (77)	143 (72)	92.8%
(参考) 市町村指定*2	2,352	196 (151)	8.3%	196 (151)	162 (125)	82.6%
合計	3,039	355 (233)	11.7%	350 (228)	305 (197)	87.1%

*1 表中に示した被災件数(国指定)44 件には、豊後街道(産山村及び阿蘇市)並びに豊前街道(南関町及び和水町)を各 1 件として計上した。

*2 (参考)市町村指定は令和 3 年 12 月時点の数値を用いている。

表 3 文化財種別ごとの被害状況

平成 30 年 3 月時点

種別	指定等文化財			種別	指定等文化財		
	指定等 件数	被災 件数	割合		指定等 件数	被災 件数	割合
建造物	230	88	38.3%	天然記念物	59	3	5.1%
美術工芸品	212	13	6.1%	重要文化的景観	3	2	66.7%
史跡	119	44	37.0%	民俗文化財	48	3	6.3%
名勝	11	6	54.5%	無形文化財	5	0	0.0%
				合計	687	159	23.1%

*1 復旧対象件数には、経過観察中及び解体保存済みの文化財を含む。なお、県指定文化財 1 件が指定解除となった。

2 文化財復旧への支援

(1) 民間からの支援 (第2章)

文化財の被害状況を受け、発災直後から、復旧を目的とした寄附金の申出が県に寄せられた。また、平成28年7月には、地元経済界や熊本ゆかりの人々を中心とした「熊本城・阿蘇神社等被災文化財復興支援委員会(以下「支援委員会」という。)」が発足し、民間による組織的な募金活動が本格化した。これまでに1,149の団体及び個人から総額約45億円(令和5年5月時点)の寄附金が寄せられ、県における過去の災害関係の寄附金では例がない規模となった。

同28年10月、県ではこの寄附金を財源として「平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金(以下「文化財基金」という。)」を創設し、寄附者の意向に基づき、主に民間所有の文化財復旧に係る負担軽減に活用している。

(2) 県の取組 (第2章)

被災した指定等文化財の復旧に対しては、法律や条例等に基づく国及び県等による補助制度がある。とりわけ、熊本地震のような大規模災害復旧の場合は、国による補助率の嵩上げが措置される。

しかし、民間所有の文化財の場合、所有者の負担額が過大となり、復旧が進まない可能性があった。また、未指定文化財には補助制度が無く、その復旧費は全て所有者負担となるため、指定等文化財と同様の復旧は困難となることを見込まれた。したがって、県では文化財基金を活用し、民間所有の指定等文化財から未指定文化財までの切れ目ない支援制度を新たに創設し、民間所有者の負担を可能な限り軽減することで、文化財復旧を支援した。

なお、この新たな支援制度を活用して復旧対象とする未指定文化財には、以下のようにより一定の価値を有することを条件とした。

- ・未指定歴史的建造物…日本建築学会のデータベースに掲載されているもの
- ・未指定動産文化財…市町村指定文化財と同等以上の価値を有するもの

(3) 文化財復旧に向けた取組

ア 指定等文化財

① 取組の概要

熊本地震では、多くの指定等文化財が県内の広い地域で同時期に被災した。そのため、指定等文化財の被害状況確認や被災後の応急処置等の作業を、広域かつ同時並行で進めることとなった。このことから、文化財の被害状況調査や復旧工法検討について、文化財の指定等区分に応じて多くの関係機関^{※2}から協力を得た。

県では市町村ごとにエリア担当職員(以下「エリア担当」という。)を決め、

^{※2} 文化庁(国指定、国登録)、県文化財保護審議会委員(県指定)、九州各県専門職員(市町村指定)。

エリア担当を中心に関係市町村及び有識者等による被災文化財の個別訪問等を行った。これにより、県と被災市町村は、関係機関の協力のもと、全ての指定等文化財の被害状況を把握し、被災文化財の復旧方法の検討を進めた。

② 指定等文化財への対応

発災以降、県は各市町村と連携し、指定等文化財の被害状況を文化庁に随時報告した。併せて、県と関係機関で連携し、平成 28 年 4 月から 12 月にかけて被害状況の現地確認^{※3}及び復旧方法の検討を行った。

その他、特に被害が甚大な市町村や専門職員が不足又は不在の市町村には、市町村と共同で県文化課が直接文化財の被害状況確認や現地調査を行い、復旧方法等について助言を行った。

【「文化財復旧チーム」の設置】

4 月 15 日、県は被災文化財の復旧対策を効率的に推進するため、文化課長を筆頭に、文化財復旧チーム（以下「復旧チーム」という。）を設置した。

復旧チームは、文化課長及び課長補佐（事務）、課長補佐（技術）、総務・文化係長、文化財調査第一係長、補助金担当、予算担当、動産文化財担当、建造物担当及び全体調整担当の合計 10 名で構成し、被災文化財に係る対応を行った。

【発災後の対応】

4 月 15 日午前 2 時、県は各市町村文化財担当課に被災文化財の情報をメールにて随時報告するよう依頼した。

その後、文化庁や県財政課から、予算措置に用いる文化財復旧費についての報告が求められたため、同月 19 日、市町村に対して被災文化財の復旧費の概算額の提出を求めた。

当時、被害が甚大であった市町村は避難者対応等の業務に追われており、文化財の被害確認等が困難な状況が続いていた。このため、県は、市町村支援の一環として、県文化課に所属する学芸員を中心に、出先機関の学芸員等を市町村に派遣することとした。派遣に際しては、数名一組で市町村へ直接出向き、指定等文化財の被害状況確認や現地調査等を行った。

【被災文化財の調査】

県は、文化庁及び県文化財保護審議会等と連携し、文化財保護指導委員の支援を受け、4 月下旬から国、県指定文化財の被害状況調査を実施した。併せて、5 月中旬頃から国登録有形文化財について同様の調査を実施した。

なお、市町村指定文化財については、県、市町村ともに指定等文化財の復旧支

※3 現地確認等回数：約 150 回、参加者（延べ人数）：約 600 人。

援業務等に追われ、対応困難な状況が続いた。そのため、九州国立博物館が主導し九州、山口が連携して各地域の文化財防災及び危機管理に取り組む「みんなでまもる文化財みんなをまもるミュージアム事業（以下「みんなも事業」という。）」のネットワークを活用し、九州各県の学芸員の協力を得ることで、被害状況確認及び調査を行った。

【被災文化財の復旧状況】

令和5年3月時点で、被災文化財の9割が復旧を完了している。

復旧に時間を要する熊本城等の文化財、復旧工法を検討中の被災古墳等、経過観察中の文化財については、今後も各文化財の状況に応じて復旧を進めていく予定である。

イ 古墳及び埋蔵文化財

① 古墳等の被災（第8章）

被災古墳等の中には、古墳の一部のみが指定範囲に含まれるものや、全体が指定されているものの私有地に所在し管理団体が指定されていないものがあり、速やかに復旧作業に着手できない場合があった。

また、定期的な観察記録がなく、地震被害と経年劣化の判別が困難な古墳等があった。その他、被災により石室内への進入が困難であった古墳では、被害の全容が調査できず、復旧方法の具体的な検討ができなかった場合もある。

これらの状況を受けて文化庁は、被災地支援の一環として、「大規模震災における古墳の石室及び横穴墓等の被害状況調査の方法に関する検討委員会」を組織し、以下の課題に取り組んだ。

- ・被災古墳等の所在市町村や関係機関と連携した具体的な被害状況調査^{※4}。
- ・市町村に対する各被災古墳の応急処置方法の助言や、経年変化と損傷の把握方法の提案。

② 埋蔵文化財の被災（第9章）

埋蔵文化財の対応については当初、国、県及び市町村が行う復旧・復興事業の見通しが立たず、必要な事業量の予測が困難であった。そのため、県が市町村ごとに推計した埋蔵文化財対応を必要とする個人住宅件数を取りまとめ、発掘調査等の事業量予測を行った。

また、事業量の推計を基とする平成29年度からの予備調査及び発掘調査に対応するため、県は文化庁と合同会議を立ち上げ、各県からの専門職員派遣や埋蔵文化財対応に係る補助金の嵩上げ等について協議を行った。

その他、県では埋蔵文化財対応を円滑に進めるため、災害時の文化財保護法

^{※4} 小型モニターカメラでの石室内部確認、物理探査や3D測量による墳丘と石室内部の被害状況確認を指す。

(以下「法」という。)第93条等に係る取扱いの緩和措置を講じるとともに、杭工法による個人住宅建設時の取扱い基準を示し、市町村に通知した。

ウ 未指定文化財

① 概要

熊本地震では、多くの未指定文化財が被災し、文化財に係る各種団体や専門家から県に対して未指定文化財のレスキューの要望があったことを踏まえ、被災した未指定文化財を対象とした被害状況調査及び復旧に向けた対応に取り組んだ。

しかし、未指定文化財は多数存在することに加え、県では地震前にその全ての所在を把握してはならず、被災した未指定文化財の所在場所や被害状況を網羅的に把握することは困難であった。県では関係機関と相談の上、建造物と動産文化財という2つの分野に分けて、以下のように対応した。

② 文化財ドクター派遣事業(第3章)…建造物対象

熊本地震では、文化財的価値が高い多くの未指定建造物(以下「未指定歴史的建造物」という。)が被災し、これらの文化財的価値を損なわない保存修理方法について検討が必要であった。

そのため、応急処置や文化財としての復旧に向けた専門的アドバイスを行う「熊本地震被災文化財建造物復旧支援事業(以下「文化財ドクター派遣事業」という。))を、文化庁、日本建築士会連合会、熊本県建築士会及び九州各県の地域歴史文化遺産保全活用推進員であるヘリテージマネージャー^{※5}等、関係者の協力のもと実施した。



文化財ドクター派遣事業の実施状況

文化財ドクター派遣事業では、被害状況の調査を行った上で、ヘリテージマネージャーを派遣し、復旧に向けた助言等の支援を行った。併せて、市町村の協力のもと、復旧方法の提案や工事の確認等を行った。

また、県で創設した文化財基金の活用の際し、支援対象となる建造物の選定及び工法等については、歴史的建造物の有識者や県建築士会所属のヘリテージマネージャー等で組織する「平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金活用歴史的建造物検討委員会」(以下「歴史的建造物検討委員会」という。)を設置の上で審議を行い、承認を得た建造物に対して県が支援を行った。

^{※5} 歴史、文化遺産の保全活用の手法を習得した建築士を指す。

③ 文化財レスキュー事業（第4章）…動産文化財対象

未指定でも価値のある絵画や古文書等（以下、「未指定動産文化財」という。）は、保管されていた建物が被災したことで雨漏りの被害や家屋の撤去に遭い、破損及び滅失する可能性があった。



蔵から救出した被災文化財への応急処置

そのため、県では文化庁の協力のもと、熊本被災史料レスキューネットワーク（以下「熊本史料ネット」という。）、九州国立博物館、熊本県文化財保護審議会委員及び市町村等と連携し、救出、応急処置及び一時保管等を主とした「熊本県被災文化財救援事業（以下「文化財レスキュー事業」という。）」を実施した。

文化財レスキュー事業では、県文化課や県内の博物館及び美術館等の職員が、被災した建物の内部から未指定動産文化財を救出し、一時的に県博物館ネットワークセンター等の安全な施設に移動させた。その後、応急処置やクリーニング等の整理作業を行い、生活再建の目途が立った所有者に順次返却した。本事業では、39,333点の未指定動産文化財を救出し、令和3年度に全ての返却を完了した。

これらのうち、県で創設した文化財基金の活用にあたり、支援対象となる文化財の選定及び工法等については、動産文化財の有識者で組織する「平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金活用動産文化財検討委員会」（以下「動産検討委員会」という。）を設置の上で審議を行い、承認を得た動産文化財に対して県が支援を行った。

なお、救出した未指定動産文化財の中から、江戸時代に家臣が預かった熊本藩主細川氏愛用の甲冑が発見された例等、新たな文化財の発見や価値付けにも繋がった。

エ 地域コミュニティ施設等再建支援事業（第5章）

「地域コミュニティ施設等再建支援事業」は、被災した地域及び集落で地域コミュニティの場として長年利用されてきた施設の再建を支援するもので、「平成28年熊本地震復興基金交付金」の交付対象事業の一つとして創設された補助金制度である。

県文化課はこの事業に関する相談窓口として対応に当たり、県市町村課が交付手続きの窓口を担当した。平成28年度から現在にかけて、1,300以上の地域の神社等の地域コミュニティ施設に用いられた。

3 情報発信（第6章）

県では、被災文化財の歴史的価値、被害状況及び文化財復旧について広く周知するため、シンポジウム、講演会及びパネル展の開催並びに周知用の冊子を作成した。

また、県内の小・中学生を対象とした出前授業を実施している。

4 文化財収蔵施設の被災（第12章）

熊本地震により、県内に所在する複数の文化財収蔵施設及び同施設内で保管されていた資料が被災した。これらの被害は、施設の立地及び平時の対策等、様々な要因から一様ではなかった。前震及び本震ともに、発災は閉館後であったため、来館者が被災することはなかった。

現在、ほとんどの文化財収蔵施設の復旧が完了している。しかし、被災資料の一部は現在も委託等による修理事業を実施中である。

5 他県における文化財の被害状況

令和3年度、県は九州各県（沖縄県を除く）に対して、熊本地震における各県の文化財の被害状況について照会調査を行った。

その結果、九州各県で合計222件の文化財に被害が及んでいたことが判明した。内訳は、国指定等文化財76件、県指定文化財79件、国登録文化財67件である（表4）。また、震源地に近い大分県が熊本県に次いで被害件数が多いこと、震源地から遠い長崎県壱岐市でも文化財の被害があったことを確認した。（樋口和紀）

表4 九州各県の被災文化財件数^{*1}

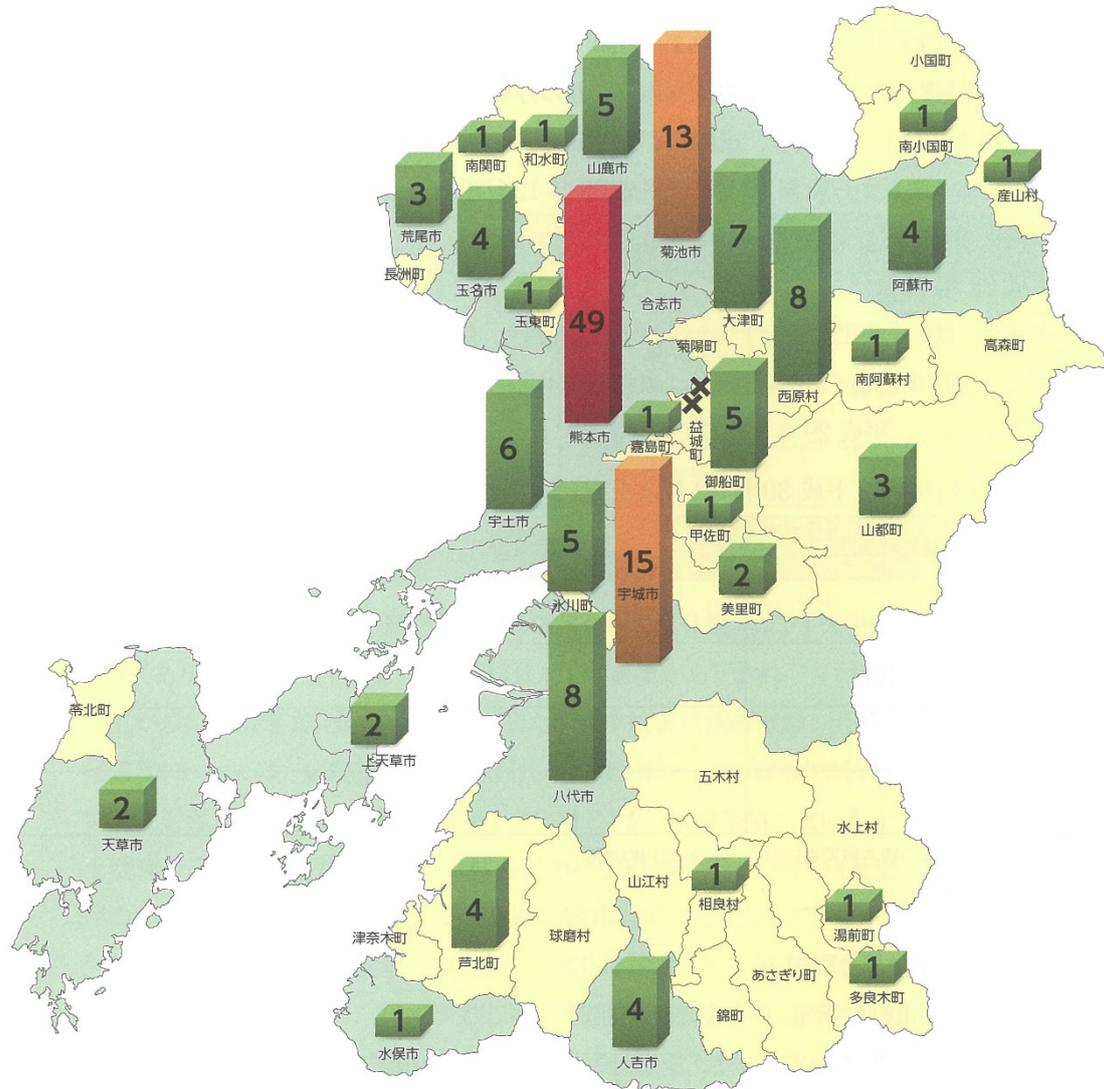
令和4年2月時点

県名	国指定等 (国選定の数)	国登録	県指定	合計
熊本県	44	56	59	159
福岡県	12 (1)	3	0	15
佐賀県	6 (1)	2	3	11
長崎県	1	4	1	6
大分県	10 (1)	2	15	27
宮崎県	3 (1)	0	1	4
鹿児島県	0	0	0	0
合計	76 (4)	67	79	222

^{*1} 国指定の旧筑後川橋梁（筑後川昇開橋）は、福岡県及び佐賀県に跨るため、表中では両県の被災文化財件数にそれぞれ計上した。

【参考資料 1】

市町村別の被災文化財数（国・県指定、国登録文化財）*1



✕ 平成28年熊本地震の震源地

*1 図中の被災文化財数は、豊後街道（産山村及び阿蘇市）並びに豊前街道（南関町及び和水町）を各市町村で計上しているため合計 161 件となる（表 2 参照）。

第2部 被災文化財の復旧支援と情報発信

第2章 被災文化財の復旧支援に係る制度創設

1 事業の概要

熊本地震では、近年、県内において類を見ないほど多数の文化財が被害を受けた。また、それぞれの文化財の被害も甚大で、被災直後から復旧費用が多額になることが予想された。通常、文化財の復旧については、費用負担も含めて所有者が行うことが原則である。文化財が国、県又は市町村によって指定又は登録されている場合には、その指定等の区分に従って、国又は各自治体から文化財の復旧費に対して補助金を交付し所有者を支援する制度がある。しかし、価値付けが必ずしも明確ではない未指定文化財の復旧に関しては、基本的に公的な支援制度は存在しないため、災害で被災した場合でも、復旧費は全額が自己負担となる。

熊本地震による被災文化財の復旧に関しては、既存の支援制度を利用できる指定等文化財でも、被害額の大きさに比例して所有者の負担額は大きい。また、公的な支援制度が存在しない未指定文化財については、さらに負担が大きくなると見込まれ、所有者負担を可能な限り軽減することが復旧に向けた大きな課題であった。

一方、被災直後から、熊本城や阿蘇神社をはじめとする文化財の被害状況が大きく報道され、多くの人々に文化財の復旧に関する支援の必要性が認識されていった。さらに、被災後の早い段階から、民間の個人、団体、企業等が連携し、被災文化財の復旧支援のための募金に向けた動きが始まった。そして、平成28年7月には、地元経済界や県ゆかりの方々等の呼びかけにより支援委員会が発足し、民間による組織的な募金活動が開始され、寄附金の受入れが本格化した。

県では、寄附金の使途について、募金を呼びかけた経済界の関係者や有識者等とも協議し、被災文化財の復旧を支援するため、10月に条例を制定して文化財基金を創設した。そして、11月には、文化財基金の配分方針等を決定するために、有識者等から構成される平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金配分委員会（以下「配分委員会」という。）を設置した。

同29年2月に、第1回配分委員会が開催され、県ではこの委員会での審議結果に基づき、同月に文化財基金による支援制度を創設した。この支援制度は、被災後から課題となっていた被災文化財の所有者の負担軽減を目的とする。すなわち、民間所有の指定等文化財の復旧費については既存の補助制度に加えて支援を行い、通常、補助制度が無い未指定文化財の復旧に関しては独自に支援を行うというもので、他県では例のない制度となった。県では制度創設以来、必要に応じ制度を改正し、支援の枠組みを充実させるとともに、地域コミュニティ施設等再建支援事業等、文化財基金以外での支援策も組み合わせて、熊本地震により被災した文化財等の支援に取り組んでいる。なお、文化財基金には、これまでに1,149の個人及び団体から約45億円が寄せられ（令和5年5月時点）、被災文化財の復旧支援に活用されている。

2 対応の状況

県では、民間からの寄附金を財源とした文化財基金を創設し、基金を活用した指定等文化財から未指定文化財を対象とした所有者支援制度を整えたが、その設立までには多くの個人及び団体等からの協力があった。また、発災直後から、制度の設立に向けた諸課題について、多くの関係者との調整も必要であった。被災文化財復旧への支援制度創設に向けた主な経緯については、以下のとおりである。

(1) 支援委員会の発足と文化財基金の創設

ア 支援の申出と受入れ態勢の整備（発災直後から5月上旬）

県では、発災直後から市町村と協力し、文化財の被害状況の調査を開始したが、文化財の被害は甚大で、通常の支援制度のみで所有者による復旧を行うことは困難だと予想された。また、大規模災害の発災直後であり、所有者にとっては、すぐに文化財の復旧を検討するまでには至らない状況であった。また、平時には、文化財保護に様々な支援をいただいている県内の個人、企業、団体等もそれぞれ少なからず地震による被害や影響を受けており、被災文化財復旧への支援を検討するには時期尚早ではないかとも考えられた。

その様な状況下であったものの、平成28年4月後半には、県に対して複数の個人や団体から、文化財復旧のための寄附の相談や募金の呼びかけの提案が寄せられた。公益財団法人日本財団からは、熊本城再建のために30億円を支援するとの申出があり、同月26日に、県と日本財団は支援内容についての合意書を交わした。

県では、今後、想定される寄附の申出に対応するために、庁内調整と関係機関との調整を行い（表5）、口座を開設して寄附金の受入れ体制を整えた。

表5 募金の開始に向けて検討した課題

検討課題	検討結果
寄附金の呼びかけ人	寄附の呼びかけについて、当初は個別に申出があった場合に対応していたが、支援委員会の発会式を契機に広く寄附を呼びかけることとなった。
寄附金の受入れ口座名義	受入れ口座は県が蒲島郁夫知事名義で開設し、文化課が管理することとした。
寄附金の受入れ口座数	関係者間での協議の結果、一口座で受入れを行うこととした。
受入れ時の用途の指定	寄附者が寄附の際に「熊本城復興分」又は「熊本城以外の文化財の復興分（阿蘇神社等）」を選択する形式とした。
寄附金の税控除	税務署に確認の上、以下について寄附を呼びかける際の資料に記載した。 ①個人による寄附は所得税法における「特定寄附金」に該当するため、寄附金控除の対象となること ②法人の場合には法人税法における「国等に対する寄附金」に該当するため、全額を損金に算入できること
振込手数料の免除	複数の銀行と協議を行い、同一銀行間での振込手数料が免除可能となった銀行口座を県への寄附金の振込口座に指定した。

イ 支援金の募集開始と募金活動の本格化（5月上旬から7月上旬）

県は、関係者との協議及び調整を経て、5月12日に、被災文化財復旧のための

支援金の募集を開始した。同月 13 日、熊本城復旧のために、株式会社再春館製薬所と同社社長の西川通子氏から、県に対して合わせて 6 億円の寄附金目録が贈呈された。6 月 27 日には、経済界（経済 5 団体^{※6}、くまもと都市戦略会議^{※7}）から文化財復旧の必要性に関する提言と宣言が出された。また、県文化財保護審議会からは、指定等文化財及び未指定文化財保護の重要性についての緊急提言^{【参 2】}が出される等、被災文化財復旧に関する提言と宣言が相次いで発信された。

この時期には、これらの提言とともに、地元経済界等を中心とした民間による文化財復旧のための募金活動へ向けた動きが本格化した（表 6）。

表 6 文化財復旧に向けた主な支援の動きや提言

日付	概要
平成28年 6月27日	<p>第9回くまもと都市戦略会議が開催され、蒲島郁夫知事が出席。各団体等の動きは以下のとおり。</p> <p>【経済5団体】 知事に対して、創造的復興に向けた緊急提言書（「創造的復興に立ち上がろう！熊本」緊急提言）を手渡した。提言には、「2. 歴史・文化の再建と観光復興、農産品を含む県産品の販売促進」の中で「阿蘇、熊本城、阿蘇神社を復興のシンボルに」とうたわれた。</p> <p>【くまもと都市戦略会議】 経済5団体からの緊急提言書を受けて、「創造的復興に立ち上がろう！熊本宣言」を宣言。「熊本県の象徴である熊本城の復旧について、（中略）出来る限りの早期復興を図ることが必要となる」とした。</p>
6月29日	<p>県文化財保護審議会が、「熊本地震からの復興に向けての緊急提言～「熊本の宝」を次世代に伝えるために～」を提言。指定等文化財保護のための行政による補助率の引き上げや、未指定文化財保護に関する取組みの重要性を提言した。</p>
6月29日	<p>熊本経済同友会（甲斐隆博代表幹事（肥後銀行頭取））総会に蒲島知事が出席し、資金面の協力を依頼した。</p>
7月12日	<p>木村康JXホールディングス㈱代表取締役会長が講演され、民間主導による支援委員会が発足し、7月19日から熊本の宝である文化財の復興に向けた募金活動を始動する旨を事前告知された。</p>

ウ 支援委員会の発足（7月19日）

7月19日、県ゆかりの著名人や県内の財界人、文化人で構成される支援委員会（表 7）が発足した。同日の発会式で、経済界の代表として委員長に就任した甲斐委員長は、「オール熊本で取り組み、支援の輪を全国に広げよう」と挨拶し、自身が頭取を務める肥後銀行が3年間で合計15億円を寄附することを表明した。来賓として出席した蒲島知事は、民間が中心となった支援の動きに謝意を表明し、吉丸良治事務局長は、募金（熊本城・阿蘇神社等被災文化財復興支援募金）の趣意書^{【参 3】}を配布し、趣旨説明の上、出席者に県内外への発信を依頼した。同じく来賓の熊本市高田晋副市長は、熊本城全体の復旧費の見込みについて述べた。また、全国委員の山下泰裕氏、小山薫堂氏は、委員挨拶の際に文化財復旧への幅広い支援を呼びかけた。

この発会式はメディアでも報道され、被災文化財復旧に向けた支援の動きが加速化するきっかけとなった。そして、この発会式を契機として、県が開設した受入れの口座には、多くの賛同者から寄附が寄せられることとなった。

※6 熊本経済同友会、県商工会連合会、県中小企業団体中央会、県経営者協会、商工会議所。

※7 構成員：熊本県知事、熊本市長、熊本大学学長、経済界（熊本経済同友会代表幹事、熊本商工会議所会頭）。

表 7 発会当時の支援委員会の構成^{*1}

平成 28 年 7 月時点

委員長	甲斐隆博 熊本経済同友会代表幹事・(株)肥後銀行代表取締役頭取
全国委員	県ゆかりの著名人6名（のちに7名）
熊本代表委員	県内所在の団体等に所属する8名
委員	趣旨に賛同した経済界を中心とした65名
事務局	事務局長：吉丸良治 熊本県文化協会会長 事務局長代理：藤本純一 熊本経済同友会都市圏戦略委員長・(株)九州電力執行役員熊本支社長

*1 委員一覧は後述する【参4】。

エ 文化財基金の創設（10月11日）

10月11日、県は、民間から多くの寄附金が寄せられていることを受け、条例【参5】^{※8}を制定し、文化財基金を創設した。

（2）配分委員会での審議と支援制度の創設（11月）

県は、文化財基金の創設後、11月に要綱【参6】^{※9}に基づき配分委員会を設置し（表8）、基金の配分に関する審議を開始した。

平成29年2月15日の第1回配分委員会では、基金における配分の基本方針を承認した上で（表9）、課題となっていた被災文化財復旧に係る民間所有者の負担軽減に向けて、事務局が提案した文化財基金を活用した支援制度の設置を承認した。この承認に伴い、同月、県は文化財基金を活用した支援制度を創設した^{※10}。

創設した制度は、配分方針で定めた民間所有者の「痛みの最小化」（可能な限りの負担軽減）と未指定文化財への支援を目的に、民間が所有する指定等文化財及び未指定文化財（この段階では歴史的建造物）の復旧費に対して、既存の補助制度の適用後に残る所有者負担分の最大2/3を補助するというものである。

表 8 設置当時の配分委員会の構成

平成 28 年 11 月時点

職名及び氏名		
熊本県文化協会会長	熊本県文化懇話会代表世話人	吉丸 良治（会長）
熊本大学大学院 自然科学研究科教授		伊東 龍一（副会長）
熊本大学大学院 自然科学研究科教授		山尾 敏孝
熊本大学文学部附属 永青文庫研究センター長		稲葉 継陽
公益社団法人熊本県観光連盟 専務理事		河野 靖
九州電力株式会社 熊本支社長		藤本 淳一
熊本県教育庁教育総務局長		

※8 平成 28 年 10 月 11 日付け条例第 44 号「平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金条例」。

※9 平成 28 年 11 月 7 日施行「平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金配分委員会設置要綱」。

※10 平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧事業補助金。

表9 第1回配分委員会で承認された基本方針

概要	
1	<p>基本方針</p> <p>(1) (「熊本復旧・復興4か年戦略(平成28年12月)」抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○熊本の宝として価値や文化財保護の必要性を広め、次代に継承する。 <p>(2) 寄附金による支援の基本方針</p> <p>(1) や公費解体等が進む状況を踏まえ、次のように整理する。</p> <p>【「痛みの最小化」による文化財の継承】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○寄附者のご意向を尊重した配分を行う。 ○民間所有者の「痛みの最小化」(できる限りの負担軽減)を図る。 ○未指定文化財についても、熊本地震に被災し、取り壊しなどの危機が迫っている歴史的建造物等について、支援の対象とする。
2	<p>配分方針(寄附金の仕分け)</p> <p>(1) 寄附者の意向</p> <p>(2) 配分(仕分け)方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「①熊本城」と「②熊本城以外」(を選択した寄附)については、寄附者のご意向に沿って配分する。 ○「③用途を制限しない」(を選択した寄附)については、被災した文化財全体に対するご寄附として受け止め、①と②に、各1/2を按分して配分する。

表10 配分委員会各回での審議概要

回	日付	審議概要
第1回	平成29年 2月15日	<p>会長及び副会長を選出。</p> <p>配分の基本方針が承認されるとともに、民間所有者の負担軽減のため、最大2/3(未指定歴史的建造物)の助成の枠組み^{(*)1}が承認された。</p>
第2回	5月31日	<p>民間所有者に対する補助の活用を加速化するため^{(*)2}、以下の取組案について審議し、承認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①未指定歴史的建造物は、ヘリテージマネージャーの協力を得て所有者宅を個別訪問し技術的支援を行う。 ②文化庁主導で実施してきた文化財レスキューを県主導で継続し、救出した未指定動産文化財の指定文化財化を図る。
第3回	8月31日	<p>文化財基金を活用する以下の取組が承認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①支援の枠組みを構築したうえで、一部「復興基金」を活用し、所要の財源を確保。 ②支援対象とする未指定歴史的建造物の範囲を拡大。 ③被災した未指定動産文化財に対する新たな補助制度を創設。 ④県が②③の採択を判断するために、専門家からなる二つの委員会(動産文化財検討委員会及び歴史的建造物検討委員会(いずれも仮称))を設置。
第4回	平成30年 2月19日	<p>文化財基金を活用する以下の取組が承認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①熊本城復旧費に係る熊本市の実負担額の1/2を補助。 ②平成30年度から、文化財基金を活用して被災文化財復旧情報発信事業を実施。
第5回	平成31年 2月18日	<p>熊本城復旧に係る熊本市の実負担分を1/2以内から全額に変更することが承認された。</p>
第6回	令和5年 3月23日	<p>文化財基金を活用する以下の取組が承認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①歴史的・文化的価値が非常に高い歴史的建造物等に対する支援制度の新設。

*1 この時点での補助対象は、指定等文化財と未指定文化財のうち歴史的建造物(図2-【指定等文化財】(1)~(4)及び【未指定文化財】(5))のみで、未指定動産文化財は対象としていない。なお、第3回検討委員会の審議で、未指定動産文化財(図2-【未指定文化財】(6))を新たに支援対象とする支援制度の創設が承認された。

*2 この時点では本支援制度の申請実績はなく、制度の周知とその活用の推進が課題であった。

(3) 支援制度の改正（平成 29 年度～令和 4 年度）

県は、平成 29 年 2 月に創設した支援制度について、その後開催された配分委員会（第 2～6 回）での審議結果を踏まえ、数回の見直しを行った。

同 29 年度に開催された第 2・3 回の配分委員会（5 月 31 日、8 月 31 日）では、民間所有者への補助の活用を加速化するための取組、未指定歴史的建造物の補助対象の拡大、及び当初は対象外であった未指定動産文化財に対する新たな支援制度の創設が承認された。続く第 4 回委員会（同 30 年 2 月 19 日）では、熊本城復旧事業に係る熊本市実負担額の 1/2 以内を交付することが承認された。

また、同 30 年度に開催された第 5 回配分委員会（同 31 年 2 月 18 日）では、熊本城復旧事業に係る熊本市実負担額への補助率を 1/2 以内から 10/10 すなわち全額以内に変更することが承認された。

さらに、令和 4 年度に開催された第 6 回配分委員会（令和 5 年 3 月 23 日）では、歴史的・文化的価値が非常に高い歴史的建造物等に対する支援制度を新設することが承認された。

以上の配分委員会での審議を受けて改正した支援制度は、被災文化財復旧に関する指定等文化財から未指定文化財までを切れ目なく支援する制度となった^{※11}。

3 支援制度の概要

前述のとおり、県は、文化財基金を活用して支援制度を創設した（図 2）。配分の基本方針の要点は、寄附者の意向の尊重、民間所有者の「痛みの最小化」（可能な限りの負担軽減）、未指定文化財復旧への支援である（表 9）。

そのため、まず、基金^{※12}による支援対象としては民間所有の被災文化財を原則とした。そして、指定等文化財については、既存の国、県、市町村による補助を活用しつつ、残る所有者負担分の 1/2 を基金による新たな支援制度で補助することとした（図 2 (1)～(4) ①）。ただし、既存の枠組みで補助制度の対象外である国登録有形文化財の工事費は、補助対象経費の最大 2/3 を補助することとした（図 2 (4) ②）。

また、未指定文化財については、既存の補助制度がないため、一定の価値を有することを条件に、歴史的建造物は補助対象経費の 1/2 を補助し、所有者が国登録有形文化財への登録に同意した場合は補助率を 2/3 に嵩上げすることとした（図 2 (5)）。そして、動産文化財は補助対象経費の 2/3 を補助することとした（図 2 (6)）。

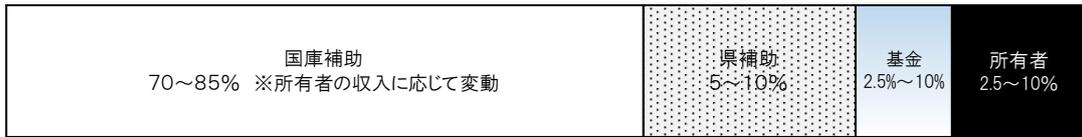
その他、熊本城及び阿蘇神社に対する支援制度は、それぞれに用途を限定した寄附者の意向を踏まえ、他の文化財に対する制度とは異なり、所有者の実負担が発生しない支援制度とした。

※11 この補助制度を中心とした県の支援制度（『熊本の宝を後世に残す「被災熊本県の被災文化財復旧支援制度」の創設』）は、平成 30 年 11 月 28 日に、全国知事会から教育、文化分野の優秀政策として表彰された。

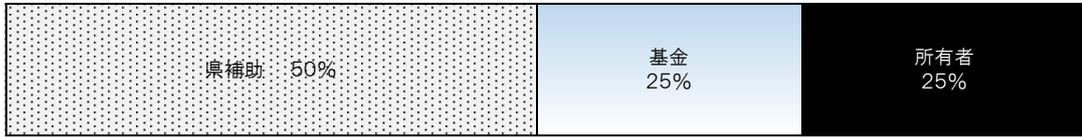
※12 当初は文化財基金のみによる支援制度であったが、支援を安定的に継続させるため、一部に熊本地震復旧のための「復興基金」を財源として充てることとした（図 2 中の「基金」も同義）。

【指定等文化財(熊本城及び阿蘇神社を除く(※1))】

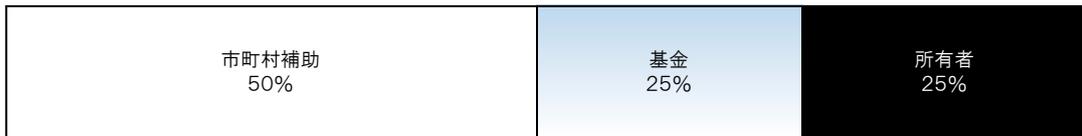
(1)国指定…市町村補助がある場合には、国・県・市町村補助を合計した残額の1/2を基金により補助



(2)県指定…市町村補助がある場合には、県・市町村補助を合計した残額の1/2を基金により補助



(3)市町村指定…市町村補助がある場合には、市町村補助残額の1/2を基金により補助

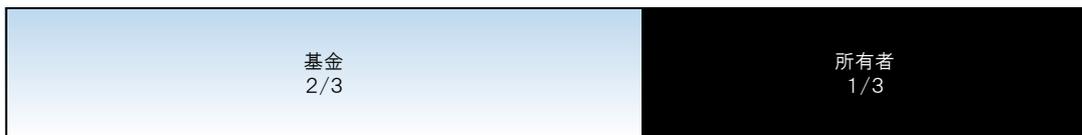


(4)国登録…市町村補助がある場合には、国・県・市町村補助を合計した残額の1/2を基金により補助

①設計費



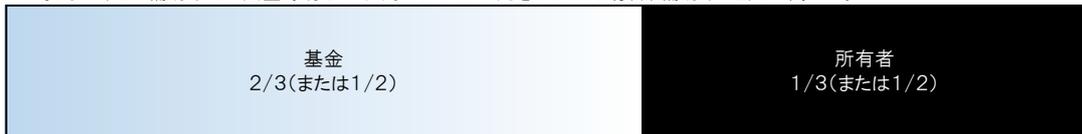
②工事費



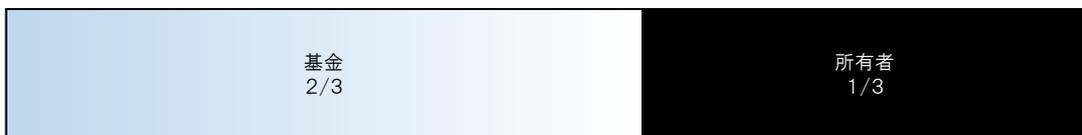
【未指定文化財(熊本城及び阿蘇神社を除く(※2))】

(5)歴史的建造物(宗教施設を除く)

…原則は1/2の補助率だが国登録有形文化財となることの同意があった場合、補助率を2/3に嵩上げ。



(6)動産文化財(一定の価値を有するもの)



※1 熊本城及び阿蘇神社は、寄附者による用途を限定した寄附があったことから以上とは別の補助率での支援制度とした。

ア 阿蘇神社(国指定文化財)…国・県・市町村補助を除いた所有者負担額の10/10以内。

イ 阿蘇神社周辺整備事業…事業主体(阿蘇市)負担分の10/10以内。

ウ 熊本城(国指定文化財、その他)…国・県補助を除き事業主体(熊本市)により熊本城復旧関連事業に充当される起債の額から当該起債の元利償還金に対する地方交付措置税相当額を控除した熊本市の実負担額の10/10以内。

※2 このほか、歴史的・文化的価値が非常に高い歴史的建造物等に対する支援制度がある。

図2 基金による補助制度及び支援制度

4 円滑に対応できた点

(1) 復旧に必要な費用及び期間の周知と寄附の呼びかけ

熊本城や阿蘇神社をはじめとした文化財の甚大な被害状況に関する報道の影響もあり、発災直後から多くの個人や団体から文化財復旧支援の必要性が発信された。その中には著名人や経済界の要職者等も含まれており、復旧に必要となる多大な費用と期間が多くの人々に認識されていった。その効果もあってか経済界を中心に被災文化財復旧に係る多額の寄附が行われた。また、現在に至るまで新たな寄附が継続しており、呼びかけは有効であったといえる。

(2) 復旧支援の仕組みづくり

寄附を募る活動の開始や支援制度の創設に当たっては、有識者や経済界を中心とした民間の組織及び団体並びに行政機関が、被災文化財の復旧という共通目的に向けて協議し、被災後、一年以内にその仕組みづくりを行うことができた。

(3) 関係者間での協議の土壌

支援制度の創設に当たっては、行政、民間及び有識者等の多数の関係者間で協議を重ねた。制度創設に向けた協議の過程で、多くの関係者が協議を行う土壌ができたことにより、創設後も、必要に応じて関係者間で協議を行い、概ね円滑な運用を図ることができている。

5 課題となった点

(1) 被災後の人員と情報の不足

熊本地震という大規模災害後における支援制度の立上げには、多くの検討課題が存在し、関係者間での調整が数多く必要であった。さらに、県では災害直後の被害状況調査等、多数の震災対応業務に当たる必要があり、制度設立の準備のための人員が不足していた。

その他、支援制度の立上げに向けた情報もほぼ皆無で、制度創設のための情報収集から始める必要があった。近年、各地で大規模災害が頻発している状況にあることから、熊本地震と同規模の災害が発生した場合に備えて、あらかじめ大規模災害発災後の復旧支援策の検討を行っておくことが望ましい。

また、熊本地震を経験し、被災文化財の復旧支援制度を創設した経験をもつ県としては、今後、他県で大規模災害が発生して助言を求められた場合に備えて、速やかに提供できるよう、情報とノウハウを整理しておくことも必要である。

(2) 復旧支援に係る財源

今回、県では、通常の枠組みを超え、指定等文化財から未指定文化財までを対象とした支援制度を創設した。その創設が可能となった背景には、民間からの多額の寄附を財源として活用したことがあった。今後、大規模災害が発生した場合、熊本

地震後と同様の寄附が集まる保証はなく、災害規模にもよるが、次の災害時に県の一般財源のみで熊本地震並みの被災文化財への復旧支援策を創設することが可能とは限らない。

平時において、災害時の文化財の復旧支援に必要な経費と、その財源確保の方法や支援範囲等について、あらかじめ検討しておく必要がある。

(3) 支援対象とする文化財の選定基準

今回、県では、未指定文化財の復旧に対しても支援する制度を創設したが、運用面では、支援対象とする文化財の選定基準について、若干の課題が残されている。

通常、補助対象となる指定等文化財については、あらかじめ有識者と行政による価値付けがなされており、その本質的価値と保護対象や範囲は整理されている。また、指定等を行う際に、所有者や行政の間で保存に関する合意形成もなされているため、被災後の復旧対象の決定過程において、あまり混乱は生じない。

一方、未指定文化財については、文化財としてある一定の価値が存在するとしても、その考え方や範囲が公に明示されている場合は少ない。そのため、被災後に補助対象となる物件や補助対象範囲を選定する際には、その都度、判断のための一定の手続が必要となる。現状では、検討委員会を設置し、補助対象物件やその範囲を個別に判断しているが、選定基準の公平性を担保するためにも、判断の手続には一定の時間と労力を要している。

また、検討委員会で価値付けの整理ができた場合でも、被災した未指定文化財の保存と復旧に向けた所有者との合意形成については、被災後に初めて取りかかるため、被災文化財の復旧開始までに時間を要することも多い。

平時において、あらかじめ未指定文化財に関する保護と支援のあり方について、考え方の整理と明確な基準の作成等、可能な範囲で検討しておく必要もあろう。

(帆足俊文)

熊本地震からの復興に向けての緊急提言

～「熊本の宝」を次世代に伝えるために～

熊本県文化財保護審議会

平成28年6月27日

1 文化財の状況

平成28年熊本地震は、観測史上初となる「震度7」が28時間以内に2回も発生し、県民の少なくとも10%以上が避難し、住宅被害も14万棟以上に上るといふ甚大な被害を受けました。

また、文化財として、国民の貴重な共有財産であるとともに、県民の誇り、本県観光のシンボルでもある「熊本城」や「阿蘇神社」は、その美しい姿が一瞬にして傷つき、県民に計り知れない衝撃と悲しみを与えております。

その他、国指定、国登録有形文化財（以下「国登録」という。）及び県指定の文化財の約20%以上が被災し、さらに地域で守られてきた市町村指定や未指定の文化財も同様に被災しており、近年発生した日本国内の震災の中でも、被害規模は決して小さくはありません。

こうした熊本地震で被災した文化財は、これまで先人たちが大切に守り育んできた「宝」であり、その「宝」を後世に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責務であり、県民の復興に向けた心の支えとなると考えます。

2 懸念される事項

(1) 指定文化財等

今後、1日も早い被災文化財の復旧に努めていく必要がありますが、その際に大きな課題となるのは、復旧に必要な費用の確保です。

国指定文化財の復旧については、国からの補助制度がありますが、地方自治体や所有者の負担も当然ながら必要になります。

また、国登録については、復旧工事に係る設計監理費のみ国庫補助の対象となっていますが、その他の経費は全て所有者の負担となります。

さらに、県及び市町村指定の文化財に対する国からの補助制度はなく、全て地方自治体及び所有者の負担となりますが、所有者が費用負担に耐えられず、文化財復旧が遅れ、場合によってはそのまま滅失してしまうことも懸念されます。

(2) 未指定文化財

今回の地震では、指定文化財以外の文化財も数多く被害を受けました。未指定文化財については、通常は行政の補助対象となっていないが、将来、指定される候補が多くあること、指定の有無にかかわらず地域の「宝」として価値があることなどから、今回のような非常事態においては、できる限り保存に向けた取り組みを模索すべきであります。このような立場から、今回の地震により被災した建造物の被害を診断し応急措置や復旧に向けての技術的支援を行う「文化財ドクター派遣事業」、あるいは収蔵建物等の倒壊といった被害にあった文化財を緊急に搬出して応急措置を施し一時保管する「文化財レスキュー事業」が、文化庁主導のもと県教育委員会をはじめとする地元関係機関により実施、あるいは実施されようとしています。これらの事業は、行政と関係団体、ボランティア等が一体となった取り組みであることと併せて、今後の文化財保護のあり方に大きな示唆を与えることが期待されます。

3 提言

このような視点に立って、当審議会において、当面、次のことを提言します。

- 行政に対しては、文化財の早急な復旧を図るため、現在の国指定、国登録の文化財に対する補助制度の予算確保に努めることはもとより、文化財所有者の一層の負担軽減を図るため、補助率の引き上げ等による支援の検討を求めます。
- 特に、熊本城の復旧のためには、高い専門性と長期かつ多大な経費を要する工事となることから、国からの財政支援と技術的な支援を求めます。
- 文化財所有者に対しては、かかる甚大な被害を受けている中であっても、引き続き、文化財の保存に向け尽力していただきますようお願いいたします。
- 県民の皆様には、文化財の有する価値や意義を認識していただき、被災した文化財の復旧に向けた取り組みに対し、ご支援をお願いします。
- 国民、経済界及びマスコミの皆様には、被災した文化財を蘇らせる取り組みに対し、長期的かつ継続的な支援をお願いします。

熊本城・阿蘇神社等被災文化財復興支援募金趣意書

熊本城・阿蘇神社等被災文化財復興支援募金趣意書

本年の4月14日夜と16日未明に立て続けに発生した震度7という「平成28年熊本地震」と、それに引き続く余震により、熊本県の貴重な文化財は大きな被害を受けました。とりわけ、繰り返し報道された熊本城の崩れゆく石垣、瓦が落ちる天守閣や倒壊した阿蘇神社楼門の姿は、県内外に大きな衝撃を与えました。

古来より守り受け継がれてきた貴重な文化財の復旧は、被災地域の精神的支えになります。また、県内外への復興のアピールとして、さらには国内外から多くの人が熊本を訪れ、熊本を知り、文化に触れていただくためにも、必ず成し遂げないといけません。

このような趣旨を踏まえて、このたび、熊本城・阿蘇神社をはじめとする熊本県の被災文化財支援のための募金活動を行うこととしました。熊本の貴重な文化財が一日も早く修復することができるよう、なにとぞ皆様のご支援をよろしくお願いたします。

熊本城・阿蘇神社等被災文化財復興支援委員会

【委員長】

甲斐隆博 (熊本経済同友会代表幹事・熊本後援銀行代表取締役頭取)

【全国委員】

細川護熙 (元内閣総理大臣・元熊本県知事)

木村 康 (JXホールディングス代表取締役会長)

斉藤 博 (株式会社ジャパネット東証、元東京証券取引所社長)

山下泰裕 (東海大学副学長)

松尾新吾 (九州経済連合会名誉会長・九州電力株主代表)

小山薫堂 (放送作家・脚本家)

安藤忠雄 (建築家)

【熊本代表委員】

浅山弘康 (熊本県経営者協会会長・熊本放送特別顧問)

伊東昭正 (熊本県商工会連合会会長)

河村邦比呂 (熊本日日新聞社代表取締役社長)

田川憲生 (熊本商工会議所会頭・ホテル日新熊本代表取締役会長)

中山峰男 (崇城大学学長)

原田信志 (熊本大学学長)

本松 賢 (熊本経済同友会代表幹事・テレビ熊本代表取締役会長)

吉丸良治 (熊本県文化協会会長)

○ 支援金は、お近くの金融機関から以下の指定口座にお振り込み下さい。

肥後銀行	県庁支店	口座種類	普通口座	口座番号	16399547
熊本銀行	県庁支店	口座種類	普通口座	口座番号	3012536
熊本第一信用金庫	本店営業部	口座種類	普通口座	口座番号	1214559
熊本信用金庫	本店営業部	口座種類	普通口座	口座番号	1192838
熊本中央信用金庫	本店営業部	口座種類	普通口座	口座番号	0338723
口座名義	熊本文化財復興支援委員会 (熊本県知事 蒲島 郁夫)				

* 指定口座と同一の金融機関窓口からお振り込みの場合、手数料は無料となります。
(ATMからお振り込みの場合は、手数料がかかりますので、御了承ください。)

※ なお、いただいた寄付金について、別紙寄付申込書で、使い途を「熊本城復興分」と御指定いただいた場合は熊本城の復興支援として熊本市に、「熊本城以外の文化財の復興分」もしくは御指定が無い場合は、県で設置する熊本文化財復興支援会議で配分先を検討のうえ、県内の文化財の復興支援に活用させていただきます。

○ 寄付金は、所得税法の規定に基づき寄付金控除及び法人税上の損金として扱われますが、税務署への確定申告等が必要です。その際、銀行振込票の控えや県の「受領証明書」が必要となります。

○ 控除等について詳しくは、国税庁ホームページ「義援金に関する税務上の取扱いFAQを御参照下さい。
(<https://www.nta.go.jp/kumamoto/topics/saigai/index.htm>)

○ 「受領証明書」は、別紙寄付申込書に御記入の上、郵送、ファクス又はEメールで【申込書送付先及び問合せ先】に御送付いただく、後日、熊本県から送付されます。

【申込書送付先・趣意書等に関する問合せ先】
〒860-0846 熊本県中央区城東町4-2 ホテルキャッスル2階
熊本経済同友会 (事務局長 福田)
FAX: 096-322-5343 TEL: 096-355-0051 Email: info@kuma-doyukai.com
【寄付金の税法上の取り扱い、受領証明書、熊本文化財復興支援会議等に関する問合せ先】
〒862-8609 熊本県中央区水前寺6-18-1
熊本県 教育庁 教育総務局 文化課 (担当: 左盛、青瀬、竹馬)
FAX: 096-384-7220 TEL: 096-333-2705・2706 Email: bunkai@pref.kumamoto.lg.jp

熊本城・阿蘇神社等被災文化財復興支援委員会 委員一覧 (平成28年11月時点)

熊本城・阿蘇神社等被災文化財復興支援委員会 委員一覧	
【委員長】	甲斐隆博 (熊本経済同友会代表幹事・熊本後援銀行代表取締役頭取)
【全国委員】	細川護熙 (元内閣総理大臣・元熊本県知事)
	木村 康 (JX ホールディングス㈱代表取締役会長)
	斉藤 惇 (株式会社KKR ジャパン会長・元東京証券取引所社長)
	山下泰裕 (東海大学副学長)
	松尾新吾 (九州経済連合会名誉会長・九州電力㈱相談役)
	小山薫堂 (放送作家・脚本家)
	安藤忠雄 (建築家)
【熊本代表委員】	浅山弘康 (熊本県経営者協会会長・㈱熊本放送特別顧問)
	伊東昭正 (熊本県商工会連合会長)
	河村邦比児 (㈱熊本日日新聞社代表取締役社長)
	田川憲生 (熊本商工会議所会頭・ホテル日航熊本代表取締役会長)
	中山峰男 (崇城大学学長)
	原田信志 (熊本大学学長)
	本松 賢 (熊本経済同友会代表幹事・㈱テレビ熊本代表取締役会長)
	吉丸良治 (熊本県文化協会会長)
	(敬称略)

【委員】	足立國功 (熊本県工業連合会代表理事会長)
	穴見盛雄 (熊本県畜産農業協同組合連合会代表理事会長)
	荒川泰治 (九州産交運輸㈱代表取締役社長)
	石原靖也 (熊本暮らしまつり代表理事・熊本いづくに県民発電所㈱代表取締役社長)
	出田敬雄 (熊本商工会議所副会頭・出田実業㈱代表取締役会長)
	稲葉伸一郎 (JR九州熊本構内営業タクシー協議会会長)
	岩下博明 (熊本県遊技業協同組合理事・岩下兄弟㈱代表取締役社長)
	上田浩次 (熊本県漁業協同組合連合会代表理事会長)
	上田祐規 (熊本県私立中学高等学校協定会会長)
	上山圭司 (西日本電信電話㈱熊本支店長)
	梅田 穰 (JA 熊本中央会会長)
	浦田 勝 (JA 熊本果実連代表理事会長)
	加来誠一 (JA 熊本経済連代表理事会長)
	柏尾敬秀 (熊本経済同友会副代表幹事・㈱SYOKEN 取締役相談役)
	梶原 哲 (JA 上益城代表理事組合長 (被災地農業団体代表))
	金井昌道 (西部ガス㈱執行役員熊本支社長)
	川口雄一郎 (全国賃貸住宅経営者協会連合会前会長・ミリーヴグループ会長)
	北野忠男 (㈱えがお代表取締役社長)
	久我彰登 (熊本経済同友会副代表幹事・熊本商工会議所副会頭・㈱鶴屋百貨店代表取締役社長)
	隈部 洋 (熊本県酪農業協同組合連合会代表理事会長)
	栗谷利夫 (熊本芸術文化学術協興市民財団常務理事・近代経営&KinkeiFarm 代表取締役社長)
	幸田亮一 (熊本学園大学学長)
	小崎憲一 (JA 熊本宇城代表理事組合長 (被災地農業団体代表))
	小杉康之 (㈱コスギ不動産代表取締役社長)
	(敬称略)

【委員】

平井浩一郎(熊本商工会議所副会頭・日本惣業協会副会長・熊ヒライ代表取締役社長)
平田雄一郎(平田機工㈱代表取締役社長)
福田 穰(熊本県医師会会長)
藤本淳一(九州電力㈱執行役員熊本支社社長)
牧野智子(医療法人社団牧野皮膚科医院専務理事)
松岡義博(日本農業法人協会前会長・㈱ココロファーム会長)
松永和典(熊本市中心商店街等連合協議会会長)
宮本隆幸(JA 熊本市代表理事組合長(被災地農業団体代表))
武藤徳子(㈱シーエムサービス代表取締役)
村上寛美(全日本持続的養蠶機構代表理事会長)
最上 剛(熊本商工会議所副会頭・㈱肥後銀行代表取締役専務執行役員)
森下義弘(熊青西九州青果㈱代表取締役社長)
森本 孝(熊本第一信用金庫代表理事会長)
安田征史(㈱セルモ代表取締役会長)
矢田素史(熊本県観光連盟会長・九州産交ホールディングス代表取締役社長)
山下信二(九州旅客鉄道㈱取締役熊本支社社長)
米澤房昭(商業界同友会九州地区代表・㈱ヨネザワ代表取締役社長)
米満弘之(熊本県日中協会会長・熊本機能病院会長)
笠日出臣(熊本交響楽団会長・熊本県ラグビーフットボール協会会長)

【事務局】

事務局長 吉丸良治(熊本県文化協会会長)
事務局長代理 藤本淳一(熊本経済同友会都市圏戦略委員長・九州電力㈱執行役員熊本支社社長)
(敬称略)
(平成 28 年 11 月 9 日現在)

【委員】

櫻井一郎(熊本経済同友会副代表幹事・櫻井精技㈱代表取締役社長)
志垣祥一郎(熊本建物㈱会長)
茂森 拓(㈱ヤマックス代表取締役社長)
島田俊郎(熊本県ハンドボール協会会長・㈱雇用促進事業会代表取締役社長)
白瀬貴美子(熊本酸素㈱代表取締役社長)
杉 武男(熊本県物産振興協会会長)
陶山和浩(㈱九電工執行役員熊本支店長)
副島 隆(熊本広告協会会長・㈱お菓子の香梅代表取締役会長)
竹内淳一郎(日本銀行熊本支店長)
竹下 英(㈱熊本銀行取締役頭取)
田中稔彦(金剛㈱代表取締役社長)
田村博昭(九州中央魚市㈱代表取締役社長)
月田求仁敬(熊本大同青果㈱代表取締役社長)
豊増 悟(大海水産㈱代表取締役社長)
中嶋卓雄(東海大学九州キャンパス長)
西釜博文(熊本県宅地建物取引業協会会長)
西川尚希(再春館グループ・㈱キューネット代表取締役社長)
西嶋公一(西嶋コーポレーション㈱専務取締役)
西山忠彦(熊本経済同友会副代表幹事・㈱中九州クボタ代表取締役社長)
野田正広(熊本地方卸売市場協同組合連合会会長)
野々口弘基(肥後交通ホールディングス(株)代表取締役)
橋口光徳(熊本県建設業協会会長)
原山寛雄(JA 阿蘇代表理事組合長(被災地農業団体代表))
半藤英明(熊本県立大学長)

(敬称略)

平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金条例

(平成 28 年 10 月 11 日条例第 44 号)

平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金条例をここに公布する。

平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金条例

(設置)

第 1 条 平成 28 年熊本地震により被災した文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)

第 2 条第 1 項に規定する文化財及びこれと一体をなす建造物その他の物件の復旧を
支援助し、もって当該地震による災害からの復興に資するため、平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第 6 条 知事は、第 1 条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

[第 1 条]

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金配分委員会設置要綱

平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金配分委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金条例に基づく基金を文化財の民間等所有者に配分（以下「配分」という。）するため、平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の審議事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 配分の基本方針
- (2) 配分の基準
- (3) 配分の方法と時期
- (4) その他配分に関し必要な事項

(構成)

第 3 条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

(役員)

第 4 条 委員会には、会長、副会長をそれぞれ 1 名置く。

- 2 会長は、委員の互選により、副会長は会長の指名により選任する。

(役員職務)

第 5 条 会長は、委員会を招集し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(事務局)

第 6 条 委員会の事務を処理するために、熊本県教育庁教育総務局文化課に事務局を置く。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員会において決定する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 7 日から施行する。

※ 別表省略（表 8 参照）

第3章 文化財ドクター派遣事業

1 事業の概要

文化財ドクター派遣事業とは、文化庁が被災した地方公共団体（主として都道府県教育委員会）からの支援要請を受け、被災地外の地方公共団体や文化財関係団体等と協力し、「文化財である建造物」の被害状況調査、応急処置及び復旧のための技術的支援を行うものである^{【参7・8】}。この事業は、平成23（2011）年に発生した東日本大震災からの復旧過程で初めて実施された。

熊本地震における未指定歴史的建造物への支援の取組は、文化庁による「文化財ドクター派遣事業」（文化財ドクター派遣事業一・二次調査）と、熊本県の「被災文化財保存復旧事業」（文化財ドクター派遣事業三次調査）の二段階で進めた（表11）^{※13}。

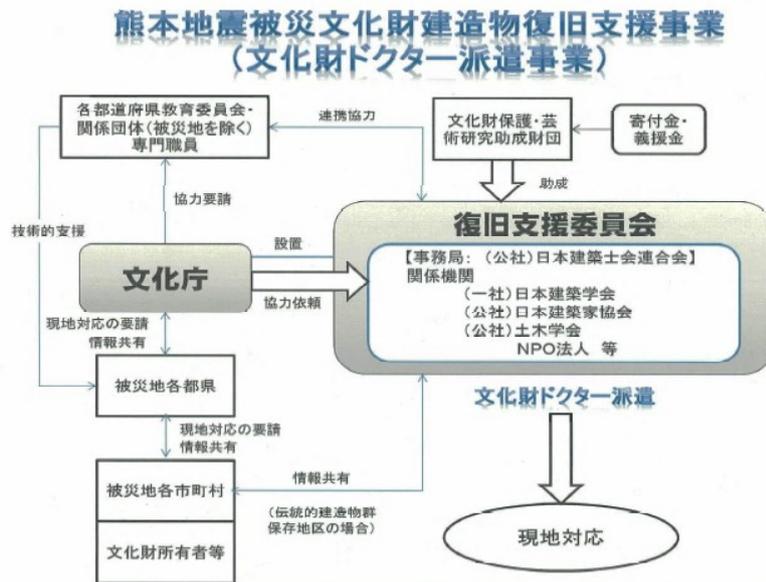


図3 熊本地震文化財ドクター派遣事業 スキーム図

『熊本地震被災調査建造物復旧支援事業（文化財ドクター派遣）報告書 6冊の内1』（2017年）より転載

(1) 調査対象及び方法

調査対象は、指定等文化財か否かに関わらず、文化庁及び日本建築学会の「歴史的建築総目録データベース」に記載された建造物 1,350 件に、文化庁の補助事業として進めていた近代和風建築総合調査^{※14}等の建造物 337 件を加えた 1,687 件とした。

※13 本章では、文化庁による「文化財ドクター派遣事業」と県による「被災文化財保存復旧事業」の二段階を合わせて、文化財ドクター派遣事業として取り扱った。

※14 近代和風建築総合調査とは、主に明治時代以降に伝統的技法及び意匠を用いてつくられた住宅、公共建築、宗教建築等の近代和風建築、又は主に近代的技術により造られた産業、交通、土木に関する構築物である近代化遺産（建造物等）等について、その所在地、形態、意匠及び保存状況等に関して、地方公共団体が行う調査事業を指す（「近代和風建築等総合調査費国庫補助要項」文化庁、1992年5月27日初出）。

一次調査は、震度5強以上を記録した市町村の建造物を対象とした。二次調査は、一次調査によるヘリテージマネージャーの実見結果に基づいて文化庁が被害甚大と判断した建造物を対象とした。三次調査では、一・二次調査での結果に基づき個別訪問等を実施した（表12）。

表11 文化財ドクター派遣事業の概要

名称	日付	予算	概要（件数）	対象市町村
一次調査	平成28年 6月25日～8月12日	文化庁	建造物の外観から被害状況の確認を行った。（1,687件）	玉名市、玉東町、長洲町、和水町、山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、熊本市、宇土市、宇城市、美里町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、八代市、氷川町、芦北町、上天草市、天草市
二次調査	平成28年10月下旬～平成29年2月末		建造物の内部写真撮影、所有者からの聞き取り、平面図及び配置図の作成等を行った。（435件）	
三次調査	平成29年5月～現在	県	個別訪問にて、工法及び見積りを提示する等、技術的支援を行った。併せて、所有者に対し、保存への協力要請を行った。（159件）	二次調査の結果にもとづき、支援が必要と判断した市町村

表12 未指定歴史的建造物に対する復旧支援の関連事業

章	第3章	第10章	
年度	文化財ドクター派遣事業	被災文化財保存復旧事業 （所有者支援）	文化財災害復旧事業 （歴史的建造物復旧支援）
平成28年度	一・二次調査 （外観調査・内部調査）		
平成29年度	三次調査（個別訪問）		所有者負担軽減に係る補助
平成30年度			
令和元年度		登録有形文化財化の意見具申	
令和2年度			
令和3年度			
令和4年度			

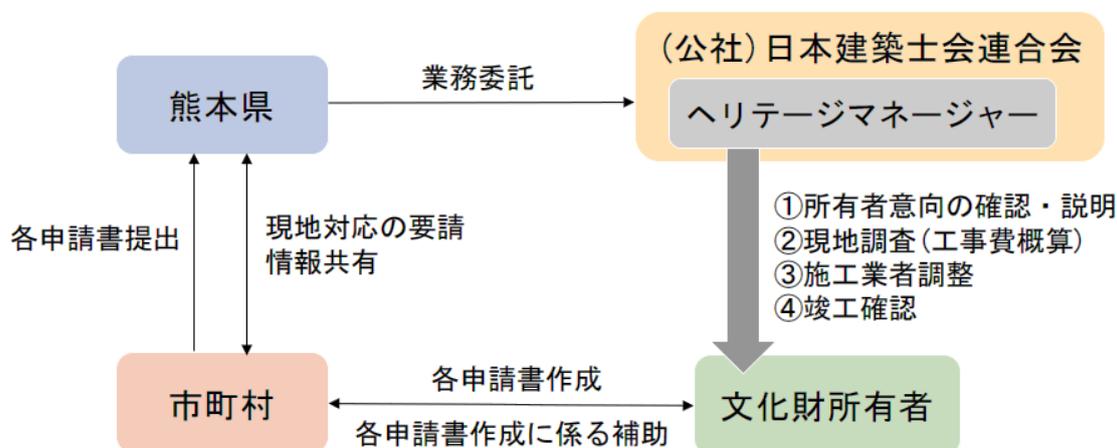


図4 所有者支援事業 スキーム図

(2) 文化財ドクター派遣事業の実施経緯

平成 28 年 4 月 20 日には、文化庁の呼びかけで、東日本大震災時の文化財ドクター派遣事業で活動の中心となった日本建築学会、公益社団法人日本建築士会連合会（以下「連合会」という。）及び公益社団法人日本建築家協会（JIA）の関係者が集まり、熊本地震で被災した歴史的建造物の復旧に向けた対応を協議した。その結果、熊本地震における文化財ドクター派遣事業の必要性が確認された。そして、5 月 12 日には、文化財ドクター派遣事業実施の要望書が日本建築学会と連合会の両会長の連名で、文化庁に提出された。

同月 13 日に、連合会及び建築士会九州ブロック会の主催で、建築学会九州支部、文化庁及び県文化課が参加して「平成 28 年熊本地震歴史的建造物被災調査応援実施委員会」が開催された。その際、建築士会から、歴史的建造物の被害調査の実施方法等についての説明があった。同月 18 日に、県文化課は文化庁へドクター派遣事業の発動を要請した。同日、文化庁が事業の実施要項を策定し、同事業を発動した。しかし、連合会との契約には時間を要し、契約開始までに被災後の解体撤去等が本格的に開始していたため、早急に建造物の調査を行う必要があった。

これを受け、文化庁による委託事業着手前の 5 月 20 日から 22 日にかけて、九州各県建築士会は、337 件を対象とした被災建造物の独自調査を先立って実施した。6 月 1 日には、文化庁と連合会の間で正式に委託契約が成立した。同月 9 日には、連合会主催の被災建造物復旧支援委員会（以下「建造物復旧支援委員会」という。）による文化財ドクター事業準備会議が開催され、県文化課も参加した。そして同月 25 日には、ヘリテージマネージャー等による一次調査が開始され、ドクター派遣事業の調査が本格的に動き出した（表 13）。

表 13 文化財ドクター派遣事業に関する県文化課の動向

年度	日付	概要
平成28年度	平成28年 5月13日	連合会、建築士会九州ブロック会が主催した平成28年熊本地震歴史的建造物被災調査応援実施委員会に文化庁とともに参加。
	5月18日	文化庁に対し、「ドクター派遣事業」の発動を要請。 文化庁が同事業を発動。
	5月20～22日	県建築士会、九州各県建築士会による被災建造物の独自調査（337件）。
	6月1日	文化庁と日本建築士会連合会の間で委託契約が正式に決定。
	6月9日	連合会主催の建造物復旧支援委員会によるドクター準備会議に参加。
	6月25日	ヘリテージマネージャー等による一次調査開始。
	7月22日	建造物復旧支援委員会によるドクター中間報告会に参加。
	8月12日	一次調査終了（1,687件）。二次調査の準備を開始。
	9月22日	建造物復旧支援委員会による一次調査結果報告会に参加。
	10月	二次調査の実施について、重点4地区（熊本市南区川尻、熊本市中央区新町古町、宇城市小川町、菊池郡大津町）へ連絡。

年度	日付	概要
平成28年度	11月	二次調査の第一弾として、ヘリテージマネージャー等による重点4地区76件の調査を実施（一部未実施）。
	12月2日	二次調査追加について市町村へ連絡。
	12月6日	建築士会による二次調査追加について、文化庁主催の確認協議に参加。
	平成29年 1月～2月末	ヘリテージマネージャー等による追加二次調査に同行。
	3月	三次調査の準備として、該当市町村24市町村に対象建造物リスト（133件）を送付し、状況を確認。
平成29年度	4月26日	歴史的建造物保存支援事業事前準備会議（有識者3名）を実施。
	5月2日	市町村連絡協議会にて、歴史的建造物の保存に向けた支援事業に対する協力を依頼。
	5月12日	三次調査の打合せを熊本県建築士会代表と実施。
	5月～	一次調査及び県建築士会等による独自調査によって被害が確認された民間所有建造物（宗教施設を除く。「当初建造物」114件。）の所有者に対し、個別訪問（三次調査）を実施。保存に向けた協力の要請、技術的支援（工法、見積り提示）を行った。
	6月～	ヘリテージマネージャーによる概算見積り調査等を実施。 エリア担当派遣として、県文化課職員7名、関係市町村、ヘリテージマネージャーによる個別訪問を行った。
	7月～	エリア担当派遣を実施。
	7月26日	県が新たに設置する文化財ドクター及びレスキュー事業に係る検討委員会へのオブザーバーとしての参加を文化庁に打診。
	9月	「熊本地震で被災した国登録有形文化財となり得る歴史的建造物」について市町村に照会。
	10月～	エリア担当派遣を実施。
	10月4日～	有識者による市町村推薦の建造物調査を実施。
	10月19日	第1回歴史的建造物検討委員会において、市町村から推薦のあった建造物（45件）を補助対象候補として追加し、その申請内容を確認。
	11月	追加した補助対象候補建造物の保存について所有者意向確認調査を実施。
	12月11日	第2回歴史的建造物検討委員会において申請内容を確認。
	平成30年 3月8日	第3回歴史的建造物検討委員会において申請内容を確認。
平成30年度		市町村推薦の35件について、ヘリテージマネージャー、市町村と現地調査を実施。ヘリテージマネージャー、市町村と連携し、歴史的建造物検討委員会（全10回実施）で申請内容を確認。
令和元年度		歴史的建造物検討委員会（全5回実施）において申請内容を確認。 年間2件の国登録有形文化財化に向けて取組を進めた。
令和2年度		歴史的建造物検討委員会（全3回実施）において申請内容を確認。 年間8件の国登録有形文化財化に向けて取組を進めた。
令和3年度		歴史的建造物検討委員会（全1回実施）において申請内容を確認。 年間6件の国登録有形文化財化に向けて取組を進めた。
令和4年度		歴史的建造物検討委員会（全1回実施）において申請内容を確認。 年間6件の国登録有形文化財化に向けて取組を進めた。

2 円滑に対応できた点

(1) 調査期間の短縮

業務を联合会へ委託したことにより、県建築士会だけでなく九州各県のヘリテージマネージャーによって多人数で被災文化財の調査等に対応することができた。その結果、調査期間等を短縮することができた。

(2) 被災した未指定歴史的建造物の復旧支援制度創設による所有者の負担軽減

文化財基金を活用して、被災した未指定歴史的建造物の復旧に係る県独自の支援制度を創設し、所有者の費用負担を減らす仕組みを整えて活用した（第2章）。

(3) 専門家委員会の設置

未指定歴史的建造物は価値付けが明確になされていないものを含むため、復旧に際し、支援制度の対象物件及び範囲の判断が困難であった。しかし、専門家による委員会を設置することで、対象文化財の歴史的価値を検討し、支援制度の採択や復旧工法を吟味することができた（第10章）。

3 課題となった点

(1) 未指定歴史的建造物のリスト作成と更新

事業に必要な建造物の所在場所リストを作成していない地域や、リストに遺漏のある地域が散見され、復旧対象とする建造物の確認作業に時間を要したことで、調査着手に遅れが生じた。平時から未指定文化財のリスト作成と随時更新を行うことが必要である。

(2) 専門知識を有する人材確保と体制整備

県には歴史的建造物に関する専門知識を有する学芸員等が配置されていなかったこともあり、市町村又は所有者への迅速な助言が困難な場面があった。将来的には専門的知識を有する人材の確保や災害時の外部有識者による助言の体制整備を検討する必要がある。

(3) 宗教法人が所有する未指定歴史的建造物復旧への支援策

宗教法人所有の未指定歴史的建造物は、一定の歴史的価値を有する場合でも、政教分離の原則により行政による補助の対象外である。そのため、宗教法人が所有する歴史的建造物の復旧への支援について、指定寄附金制度等、既存制度の積極的活用をはじめとした支援のあり方の検討を進める必要がある。（高野和隆）

熊本地震被災文化財建造物復旧支援事業実施要項

平成28年5月18日
文化庁次長決定

熊本地震被災文化財建造物復旧支援事業実施要項

1 事業の目的

熊本地震被災文化財建造物復旧支援事業（以下「復旧支援事業」という。）は、熊本地震によって被災した文化財である建造物の被災状況を調査するとともに、応急措置及び復旧に向けての技術的支援等を行うことにより、我が国の貴重な文化財である建造物を保護することを目的とする。

2 事業の内容

熊本地震により被災した文化財である建造物の被災状況を調査するとともに、所有者又は管理団体からの要請に応じて、応急措置及び復旧に向けた技術的支援等を行う。

3 事業の対象物

国・地方の指定等の有無を問わず、文化財である建造物とする。

4 事業の実施体制

- 1) 文化庁は、復旧支援事業の実施に当たって、被災県と基本方針を協議する。
- 2) 復旧支援事業は、公益社団法人日本建築士会連合会及びその他の関係機関の連携協力により行うこととする。そのための組織として文化庁は「熊本地震被災文化財建造物復旧支援委員会」（以下「復旧支援委員会」という。）を設置する。
- 3) 文化庁は、必要に応じて、各都道府県教育委員会及び関係機関に対し、文化財の専門職員の派遣等について協力を要請する。
- 4) 文化庁は、必要に応じて、文化庁職員を復旧支援委員会と協力して、被災した文化財である建造物に関し、被災状況の調査並びに応急措置及び復旧に向けた技術的支援等を行う。

5 事業の実施期間

復旧支援事業の実施期間は、平成28年5月18日から平成29年3月31日までとする。

6 その他

文化庁における事業の事務は、長官官房政策課及び文化財部各課の協力を得て、文化財部参事官（建造物担当）が行う。

文化財ドクター派遣事業について

20160502／文化財ドクター派遣事業 PT資料

文化財ドクター派遣事業について

(1) 文化財ドクター派遣事業について

文化財ドクター派遣事業（以下、「事業」という）は、被災した地方公共団体（主として都道府県教育委員会）からの支援要請を受け、文化庁が、被災地外の地方公共団体や文化財関係団体等と協力し、「文化財である建造物」の被災状況調査及び応急措置・復旧のための技術的支援を行うものです。

事業の実施にあたり、文化庁は、要請があった都道府県教育委員会等（以下、「要請都道府県等」という）と調査の方針について協議を行い、この協議に基づき事業を進めます。調査の方針は、必要に応じて見直し、充実を図っていきます。

この事業は、東日本大震災（2011年）において初めて実施されたもので、その必要性と重要性が認識されています。

(2) 事業の対象とする「文化財である建造物」について

登録有形文化財（建造物）や、文化財保護条例に基づく地方公共団体指定の建造物、更には未指定であっても既往の調査等により一定の価値があると認められた建造物などを、広く対象として捉えています。例えば、過去の文化財調査で対象となったもの、（一社）日本建築学会のデータベースに掲載されているものなどが、これに含まれます。

なお、重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物についても、関係市町村の要望に基づき、対象に含めることができます。

(3) 文化財ドクター派遣事業の主旨について

大規模地震等の災害直後には、人命救助や被災者対応等で、地方公共団体の文化財担当課が文化財業務に十分な時間を費やせない場合があります。

一方で、文化財建造物の被災状況を早期に把握し、その全体像を把握することは、毀損を拡大させないための技術支援を行う上でも、復旧のための手立てを迅速に整える上でも、大変重要です。また、被災建築物応急危険度判定や瓦礫撤去、公費解体が行われる時期は、文化財建造物が取り壊しの危機に大きく晒されることも、過去の経験から明らかです。

文化庁は、被災地外の地方公共団体や文化財関係団体等と協力し、被災地方公共団体が域内の文化財建造物の被災状況を把握すること、また、被災文化財の所有者等に応急措置や復旧に向けての技術的支援を行うことを、文化財ドクター派遣事業によって支援しています。

現地での調査活動を一元的に調整することにより、被害状況把握を効率的に行い、所有者の方々の調査対応への負担を最小限にすることも、事業の目的の一つです。

(4) 事業の実施体制について

4-1. 復旧支援委員会

事業は、文化庁の協力依頼を受けた（一社）日本建築学会、（公社）日本建築家協会、（公社）日本建築士会連合会、（公社）土木学会などが、復旧支援委員会を設置して実施します。

現地での調査等は、復旧支援委員会から派遣された調査員が行います。調査員は登録制で、復旧支援委員会が作成した調査計画書（対象地域、日時、人数、名簿等を記載した計画書）が文化庁を通じて各要請都道府県等に示され、了解が得られた段階で、調査員番号が各調査員に発行されることとなります。調査員番号を得た調査員は、文化庁が配布した腕章及び復旧支援委員会が発行する身分証明書を携帯して調査を行います。

4-2. 被災地以外の地方公共団体技術職員の派遣

被災地外の地方公共団体から技術職員の派遣の申し出があった場合、文化庁が仲介して現地調査を行います。東日本大震災の時には、主として地方公共団体指定の文化財建造物の被災状況調査と復旧経費の概算に御協力いただきました。

4-3. 文化庁の文化財調査官等の派遣

必要に応じて、文化庁が文化財調査官等を派遣して、現地調査を行います。

4-4. 連絡体制

地方公共団体との連絡窓口は原則として文化庁ですが、調査員派遣の予定等について、復旧支援委員会事務局が要請都道府県等に直接連絡をとる場合があります。また、調査の進行に合わせて、復旧支援委員会事務局が要請都道府県等の文化財担当者と調査内容等について直接協議をすることもあります。

調査の成果は、復旧支援委員会から要請都道府県等にお送りします。

(5) 事業の実施にあたり、要請都道府県等をお願いすること

要請都道府県等には、域内の被災市町村及び被災文化財所有者との連絡調整をお願いするものです。文化財ドクター派遣事業に係る要請都道府県等の費用負担は発生しません。

<本件に関する連絡先>

文化庁文化財部参事官（建造物担当）

文化財ドクター対応プロジェクトチーム（PT）

電話：03-6734-2792

第4章 文化財レスキュー事業

1 事業の概要

文化財レスキュー事業とは、被災文化財等を緊急に保全し、損壊建物の撤去等に伴う廃棄及び散逸の防止を目的とした事業である^{※15}。災害時における文化財救出は、平成7（1995）年の阪神・淡路大震災からの復旧過程において初めて組織的に実施され、同23年の東日本大震災を経て本事業に結びついた。

熊本地震における文化財レスキュー事業は、同28年5月18日に、県の支援要請を受けた文化庁が事業主体となり、九州国立博物館、文化財防災ネットワーク推進室等の九州救援対策本部に協力要請を行い発動した。同29年度からは県が事業主体となり、文化庁、国立文化財機構及び熊本史料ネット等の行政及び民間の関係組織と連携して事業を実施した。その結果、本事業で救出した文化財の総数は39,333点に上った。

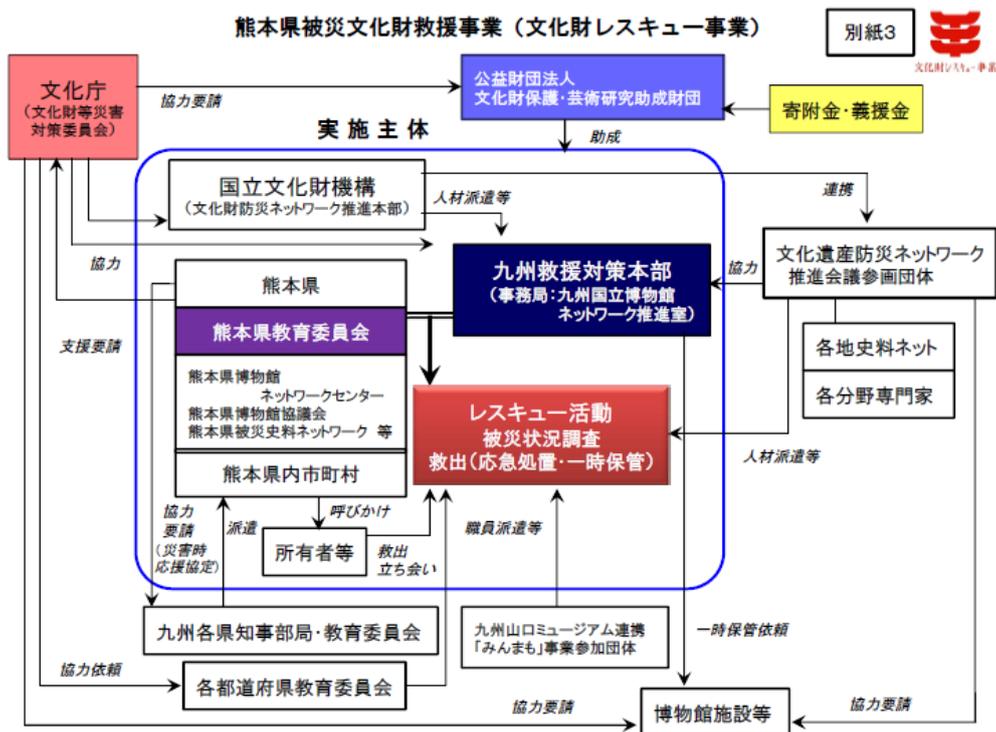


図5 熊本地震文化財レスキュー事業 スキーム図

文化庁ホームページ「文化庁 熊本地震文化財レスキュー事業スキーム図」より転載

2 対応の状況

(1) 文化財レスキュー事業発動までの経緯

平成28年4月19日、熊本大学永青文庫研究センター長の稲葉継陽氏が県文化課

^{※15} 平成23年3月30日付け「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）実施要項」文化庁。

に来課し、損壊家屋に残る古文書等、未指定を含む文化財の救出活動の必要性を訴えた。同月 23 日、稲葉氏を代表として熊本史料ネットが設立され、自主的に被災した動産文化財の救出活動を開始した^{※16}。

県は、熊本地震からの復旧過程において文化財レスキュー事業の発動を文化庁に要請することとした。また、事業発動前に県で事前調査^{※17}を実施することとし、5 月 13 日、県博物館連絡協議会において本事業の説明を実施した。また、事前調査と並行して、同月 18 日、県は文化庁へ事業の発動を要請した。以上の準備期間を経て、7 月 12 日、文化庁から県へ事業の発動決定が通知された。

なお、各過程において複数の機関が関わることから、連携のための情報共有の場が定期的に必要であった。そのため、6 月から、救出活動が落ち着く平成 31 年 2 月までの間、九州救援対策本部事務局（九州国立博物館）、国立文化財機構（文化財防災ネットワーク推進本部）、熊本史料ネット、県博物館ネットワークセンター、県博物館連絡協議会事務局（熊本博物館）及び県立美術館等の関係機関の代表者による定例打合せ会を開催した。本事業の在り方と救出対象とする被災文化財の取扱いに関して有識者から助言を受けるため、平成 29 年 8 月から同 31 年 2 月の間、定例打合せ会のアドバイザーとして、当時、九州国立博物館名誉館員であった本田光子氏を迎えた。打合せに関する日程調整等、関係者間の調整は県文化課が行った。会場については、文化庁が事業主体であった同 28 年度は熊本史料ネットの事務局（熊本大学永青文庫研究センター）で開催し、県が事業主体となった同 29 年度以降は県庁で開催した。

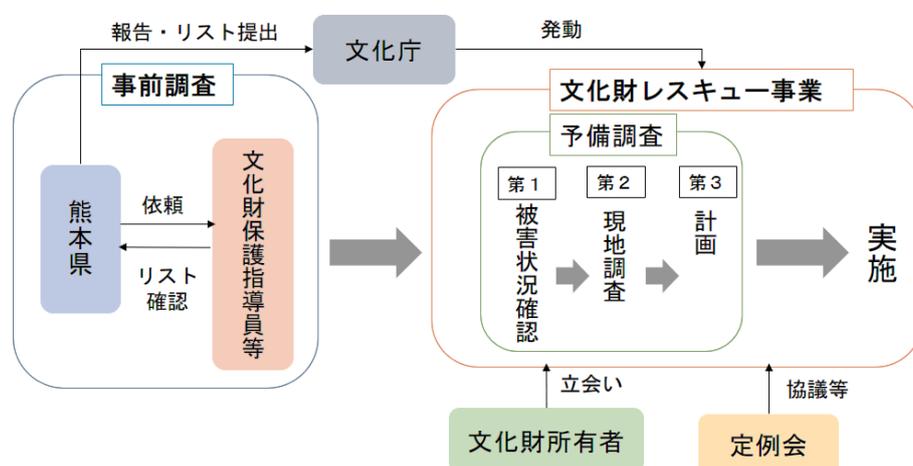


図 6 事前調査及び文化財レスキュー事業の流れ

※16 熊本史料ネットは関係機関と連携し、7 月 12 日の文化庁による本事業の発動までに 100 件超の相談に応じ、被災の可能性がある文化財の視察等を経て、最終的に 14 件の未指定動産文化財を救出した。

※17 事前調査は、本事業の発動に向けて事前に対象文化財の被害状況を確認し、救出対象の候補を絞り込むことを目的とする。県は 5 月 17 日に県文化財保護指導委員会議を開催し、過去の調査報告書を参考に作成したリストに基づき、文化財保護指導委員 28 人に事業実施のための調査を依頼した。同月 18 日、事前調査を開始した。調査では、実見可能な文化財を目視で確認し、その他は所有者等への聞き取りによって被害状況を確認した。調査により、各文化財は被害の程度によって五段階に分類され、6 月上旬には 2,301 件の被害状況が明らかとなった。

(2) 文化財レスキュー事業発動後の動き

文化財レスキュー事業は、文化庁主導による事業の発動が決定した翌日の7月13日から開始された。

前述のように、本事業は損壊建物の解体に伴って廃棄される可能性がある未指定動産文化財を建物内部から救出し、応急処置を施した後、安全な施設で一時的に保管することが主な目的である。

被災文化財を救出する際は、資材準備、参加者の日程調整、救出までのタイムスケジュール作成、救出資料の運搬及び整理方法の確認、搬入先の確保等、入念かつ迅速な準備が必要であり、これらを綿密に計画することが円滑な救出に繋がる。そのため、実際の救出作業の前に、三段階に分けて予備調査^{※18}を実施した。

7月から文化庁主導による本格的な救出活動が開始され、平成28年度に28件(19,524点)の被災文化財が救出された。同29年度から本事業の実施主体は県となり、同年度に17件(17,699点)、同30年度に2件(2,140点)を救出し、現地での救出作業を終了した。

なお、発災直後の熊本史料ネットや県立美術館等による自主的な救出活動の段階から、救出した被災文化財の保管場所が不足していたため、県は、市町村や県博物館連絡協議会に保管場所の提供を呼びかけ、保管場所を確保した。

本事業では、現地から救出した被災文化財を一時保管する期間、応急処置のほかに台帳作成及び所有者への文化財返却時に渡す解題^{※19}の作成等、さまざまな作業を行っている。

しかし、救出後、最初の作業となる応急処置、クリーニング、台帳作成といった整理作業を行う人員が不足していた。そこで、県では、市町村、県立美術館、県立図書館等の協力を得たほか、同29年度に「文化財レスキュー市民サポーター養成講座」(以下「養成講座」という。)を立ち上げ、広く県民に参加を呼びかけた。養成講座は、熊本地震における救出文化財の整理作業に支援を得ることに加え、県民に文化財の取扱いの基本を学ぶ機会を提供し、文化財保護への理解を深めることを目的とした。開催に当たり、県博物館ネットワークセンター、熊本史料ネット、八代市立博物館未来の森ミュージアム及び九州歴史資料館等、県内外に協力を求め、学芸員や

※18 予備調査とは、事前調査の結果を基に、対象となった被災文化財の移送実施に当たり必要な情報を収集することを目的とした調査である。予備調査の第一段階では、対象となる文化財の被害状況の確認を実施した。第二段階では、第一段階の確認結果を踏まえ、現地において被害状況の詳細を確認し、救出の必要性の有無を判断した上で救出活動を想定した情報を収集した。収集した情報は、被災文化財の法量測定、建物内における位置の記録、搬出の動線確保等、活動の実施に密接に係る情報である。第三段階では、定例打合せ会等を通して関係者と情報共有の上、救出活動実施のための計画を検討した。

※19 解題は、救出した被災文化財のうち、崩し字で書かれた古文書等の内容について概要を整理し、所有者の家又は地域の歴史における被災文化財の価値を書き出した資料である。崩し字を判読できず所持する古文書等の内容を把握していない所有者は多く、家や地域における古文書等の重要性を知らないまま、被災、転居、代替り等を機に廃棄又は売却する事例が全国的に多い。本県では、このような理由による古文書等の滅失を回避し、所有者がそれらを後世に継承する一助として、被災文化財を所有者へ返却する際に解題を提供してきた。令和2年度から整理会が中断しているため、解題作成は完了していない。

研究者が講師を務めた。養成講座は平成29年度から令和元(2019)年度まで開催したが、同2年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、実施を見合わせている。

さらに、平成30年度には、県及び熊本史料ネット主催で、応急処置及び調書作成等の整理作業を目的とした「文化財レスキュー資料整理会」(以下「整理会」という。)を立ち上げた。同年度から令和元年度までに開催した整理会では、養成講座の受講者の支援を得た。救出された被災文化財のうち、判読を伴う詳細な調査が必要と判断した古文書等については、整理会で調査の上、解題を作成した。

本事業で救出した39,333点の被災文化財は、一時保管及び調査を経て、令和3年10月27日、全ての返却を完了した。なお、未整理の古文書等については、今後、解題を作成し所有者に提供する予定である。

表14 救出した未指定動産文化財件数
平成31年3月時点

年度	件数	点数
平成28年度	28	19,524
平成29年度	17	17,669
平成30年度	2	2,140
合計	47	39,333

表15 救出した未指定動産文化財の内訳
平成31年3月時点

種別	点数
古文書類	12,627
絵画〔屏風・掛け軸類〕	612
彫刻	38
民具〔漆器・陶器・調度品類〕	14,939
武具〔甲冑・弓・鏑等〕	110
その他	11,007
合計	39,333

表16 文化財レスキュー事業に関する県文化課の動向

年度	日付	概要
平成28年度	平成28年4月19日	熊本大学永青文庫研究センター教授 稲葉継陽氏が来課のうえ、文化財レスキュー実施についての相談と県に対する提案があった。
	5月13日	県博物館連絡協議会にて文化財レスキュー事業及び文化財ドクター派遣事業について説明。
	5月17日	県文化財保護指導委員会議を開催し、文化財保護指導委員に対象文化財の事前調査の協力を依頼。併せて、市町村教育委員会にも調査協力を依頼。
	5月18日	県教育委員会から文化庁に対し、文化財レスキューの発動を要請。
	5月25日	九州・山口ミュージアム連携事業検討会議開催。文化財レスキューに向けた議論がなされた。
	5月31日	県教育委員会から九州・山口各県に対し職員派遣を依頼。併せて、九州国立博物館のみんまも事業実行委員会及び国立文化財機構に連携を依頼。
	6月22日	文化財レスキュー発動に向け、文化庁、国立文化財機構、県博物館連絡協議会事務局(熊本市立熊本博物館)、熊本史料ネットからなる調整会議を開催。
	6月28日	熊本史料ネットと打合せを実施。
	7月6日	文化財レスキュー発動に向けた第2回調整会議を開催。
	7月11日	第1回文化財レスキューの予備調査を実施。
	7月12日	文化庁から県教育委員会へ、文化財レスキュー事業発動決定を通知。
	7月13日	熊本市善教寺において、第1回文化財レスキューを実施。

年度	日付	概要
平成29年度	平成29年 4月14、20日	県を事業主体とした新文化財レスキュー事業発足のため、文化庁、国立文化財機構等と関係者会議を開催。
	5月2日	文化庁、国立文化財機構等と、協力依頼及び文化財レスキュー実施に関する要項を制定。
	5月19～24日	市町村及び関係機関に宛てて、レスキューを要する被災文化財の有無について照会。21件(当初予定)を対象に予備調査、救出を開始。
	7月26日	未指定動産文化財への支援制度の整備予定について文化庁に報告。県が新たに設置する文化財ドクター及びレスキュー事業に係る検討委員会へのオブザーバーとしての参加を打診。
	7月25日	文化財レスキューについて文化庁と協議。
	9月11日	平成28年度に救出した文化財の応急処置、整理作業を開始。 民間が所有する未指定動産文化財の応急処置に対して、文化財基金を活用した補助制度を創設。
	10月14日	第1回動産検討委員会開催。 申請された13点の未指定動産文化財を、補助対象候補として選定。
	12月20日	第2回動産検討委員会開催。 申請された16点中15点の未指定動産文化財を補助対象候補として選定（1点は不動産であったため対象外）。 また、第1回委員会で選定した13点中9点の修復工法について承認。
	平成30年 3月9日	第3回動産検討委員会開催。 第2回までに選定した38点の未指定動産文化財の進捗を確認。10点の修復工法について承認。
平成30年度	9月6日	第4回動産検討委員会開催。 第2回までに選定した38点中1点の未指定動産文化財の修復工法について承認。
	平成31年 3月13日	第5回動産検討委員会開催。 第2回までに選定した38点中1点の未指定動産文化財の修復工法について承認。
	3月	平成30年度末までに47件（39,333点）の被災文化財を救出。 一時的に博物館ネットワークセンター等で保管し、所有者の住宅再建後、随時返却を行った。
令和元年度	令和元年 8月23日	第6回動産検討委員会開催。 申請された1点を補助対象候補として承認。修復工法についても承認。
	令和2年 3月23日	第7回動産検討委員会開催。 申請された7点を補助対象候補として承認。修復工法についても承認。
令和3年度	令和3年 10月27日	文化財レスキュー事業で救出した全ての文化財について、返却が完了。

3 円滑に対応できた点

(1) 問題点の共有と対応の改善

文化庁の支援のもと、同庁、国立文化財機構、熊本史料ネット及び県博物館連絡協議会等の関係機関との協議を行うことで、文化財レスキュー事業の問題点を共有することができた。文化庁が事業主体であった初年度にこれらの関係機関から指摘された改善点を共有できたため、事業の主体が県に移った平成29年度以降、対応策を練った上で円滑に事業を実施することができた。

(2) 熊本史料ネット等によるレスキュー活動の実施とその後の活動等への継承

平成28年4月23日に設立された熊本史料ネットは、文化庁による本事業発動前から、被災した未指定動産文化財の救出活動を自主的に行った。事業発動後、この活動内容は関係機関に共有され、その後の救出活動の基盤となった。

(3) 関係機関の協力

一時保管とその場所の確保については、県博物館ネットワークセンター及び市町村の協力を得られた。また、応急処置については、市町村からの協力を得ただけでなく、広く県民に呼びかけた養成講座で資料の扱い方を学んだ参加者による救出文化財の整理作業に係る支援等、多くの関係機関の協力を得ることで、レスキュー活動に係る一時保管及び応急処置を円滑に行うことができた。



救出後の一時的な保管状況

4 課題となった点

(1) 未指定動産文化財の所在リスト作成及び管理

事前調査に際し、発災前から所在不明、又は過去の所在調査時から所在場所が変更していた未指定動産文化財が散見され、救出対象となる被災文化財の特定に時間を要した。未指定動産文化財の所在リスト作成及び随時更新が課題といえる。

(2) 救出文化財の整理作業に係る場所及び人員の確保等

本事業において救出した被災文化財は膨大であり、各機関による初期の自主的な救出段階から、保管場所の不足が課題となった。救出した被災文化財の保管場所は、収容面積のみならず、文化財にとって適切な環境を安定して維持できることが求められる。熊本地震の際には、関係機関や市町村から一時的に保管場所の提供を受けることができたものの、今後の災害発生時に備えた保管場所確保等の体制は構築されてい



倒壊した神社からの救出

されていない。本事業の実施に当たっては、被災文化財の一時保管場所の確保や、外部との協力体制の整備等は必須であり、今後の課題である。

また、今回、水損によりカビが発生した紙資料の損傷を一時的に止めるため、臨時に冷凍設備を確保した。しかし、冷凍した資料の水分を昇華させるための真空凍

結乾燥処理用の設備は県内になく、県外に依頼せざるを得なかった。保管場所のみならず、適切な処理を施す設備の拡充も必要である。

さらに、救出した被災文化財の応急処置、保管等の整理作業を行う人員も不足した。平時において、災害時を想定した人材育成の体制整備が重要といえる。

(3) 救出文化財の返却

救出した被災文化財は、所有者の生活再建完了後に返却を前提として一時保管し、所有者の受入れ状況が整った後に返却する。しかし、所有者により事情は様々であることから、生活再建状況や意向を確認しながらの返却となるため、返却時期が定まらない場合があり、事業の計画的な実施において課題となった。

5 事業における成果

発災直後、平成28年4月に所有者から自宅に所蔵している文化財が被災したと熊本博物館に相談が寄せられた。相談を受けた同館、熊本史料ネット及び県立美術館が救出作業を実施し、救出した被災文化財の中から、細川家の御用絵師である矢野良勝の落款が確認できる屏風を発見した。

また、熊本市内の被災者宅から救出した「築山家文書」の内容について、救出後に永青文庫研究センターが調査した。それにより、特に築山家が淀に拠点を維持しながら幕末まで細川家に仕え、細川家と京及び大坂とを繋ぐ役割を果たしたことが判明した。このことは、「築山家文書」の発見によって初めて確認された。

同29年4月に、県文化課からの依頼を受けて熊本博物館が個人宅から救出した甲冑「黒革紺糸威胴丸」には、「宣紀公」「一番」と書かれた木札が付属していた。この木札について、永青文庫研究センターが熊本大学附属図書館に寄託されている「細川家文書」から関連資料を調査したところ、所有者の祖先が熊本藩主細川家六代・宣紀から一番具足を預かった際の証書が見つかり、レスキューで救出した甲冑の由来が明らかになった。この件は県内において細川家が家臣に甲冑を預けていたことを裏付ける事実の一つであり、「預かり甲冑」に係る研究の発展にも寄与した。

本事業で救出した被災文化財は、災害に伴い失われていた可能性もある上に、仮に無事であったとしても、レスキューとその後の研究がなされなければ、存在や歴史的意義が明らかになっていないであろう。このように、本事業では、被災文化財を緊急的に保全するという本来の目的に加えて、新たな歴史的事象が明らかになるという成果もあった。

(松尾志保里)

第5章 地域コミュニティ施設の復旧支援

1 事業概要

「地域コミュニティ施設等再建支援事業」は、熊本地震を受けて創設された「平成28年熊本地震復興基金交付金」の交付対象事業の一つである。交付については「平成28年熊本地震復興基金交付金交付要項」^{【参9】}（以下「要項」という。）に定めた。

（1）事業ができた経緯

熊本地震により、地域、集落の方々が心の拠りどころとして、暮らしの中で長年にわたって守り受け継いできた施設の多くが被災した。県文化課では、これらの再建を支援することを目的として、平成28年に本事業を制度化した。本事業に関する相談受付は県文化課、本事業を含む「平成28年熊本地震復興基金交付金」交付事業全体の交付手続きの窓口は県市町村課が主管した。

（2）交付対象施設

交付対象となる地域コミュニティ施設とは、以下の四つの要件をすべて満たした上で、地域、集落のコミュニティを維持するために復旧が必要である旨を市町村長が認めた施設とした。

- ・市町村の区域内に存在していること。
- ・専ら地域の住民が利用するものであること。
- ・専ら地域の住民が交代で維持管理しているものであること。
- ・祭りや行事等のコミュニティ活動に現に活用され、今後も活用を継続するものであること。

（3）交付対象事業費

交付対象事業費は、交付決定前に着手又は完了している事業も含め、施設の復旧に係る経費とする。市町村等による補助がある場合は、交付対象事業費から控除した。また、土地購入費及び事務費は除くこととしている。

対象経費は、以下のとおり復旧内容により異なる。

- ・建替の場合
本体工事、付帯設備（電気、空調、衛生等）、外構工事、地盤復旧及び改良工事、設計監理委託に要する経費
- ・修繕の場合
建物本体、付帯設備及び外構の補修工事、地盤復旧・改良工事及び設計監理委託に要する経費

(4) 補助率及び上限額

補助率は、交付対象事業費の1/2以内で、10,000千円を上限とした(図7)。

対象事業費	
地域コミュニティ施設等再建支援事業交付金 50% (1/2)	所有者負担 50% (1/2)
補助上限10,000千円	

図7 交付対象事業費の補助率

(5) 交付対象者

交付対象者は、交付対象施設を管理する集落又は自治会とした。

2 交付状況

交付先市町村は、令和2年度までの合計金額及び件数ともに熊本市が最も多く、次いで菊池市であった。件数は平成29年度をピークに減少傾向にある(表17)。

表17 年度別交付状況

令和5年3月時点

年度	件数	金額(億円)
平成28年度	41	0.1
平成29年度	586	3.7
平成30年度	413	4.8
令和元年度	154	2.4
令和2年度	83	1.7
令和3年度	45	0.8
令和4年度	17	0.4
合計	1,339	13.9

3 円滑にできた点

前述のとおり、交付対象施設の選定については各市町村長の判断となるが、当該施設には指定等文化財のように明確な指標がない。これは地域、集落によって長年にわたり守り受け継がれてきた施設を広く再建するという目的上、あえてこのような要件としたものである。

したがって、施設によっては要件に合致するか判断が困難なものもあり、各市町村から多くの質問が寄せられた。対策として、「平成28年熊本地震復興基金事業(⑤-1地域コミュニティ施設等再建支援事業)Q&A」を作成し、配付した。

4 課題となった点

本事業の交付対象施設は、優先順位が住民の生活再建完了後になることや、復旧方法や高額な修理費用をめぐる住民間協議の難航等から、未だに復旧の目途が立っていないものもある。引き続き各市町村と連携を図り、計画的な復旧に向けて地域、集落をサポートしていく必要がある。(田中元陽)

表 18 市町村別交付状況一覧*1

令和 5 年 3 月時点

市町村名		合計 件数	合計 交付額	件数	H28 交付額	件数	H29 交付額	件数	H30 交付額	件数	R1 交付額	件数	R2 交付額	件数	R3 交付額	件数	R4 交付額
1	熊本市	412	460,001	0	0	183	163,227	150	174,085	37	66,258	26	39,850	16	16,581	0	0
2	八代市	43	23,567	0	0	27	7,546	16	16,021	0	0	0	0	0	0	0	0
3	人吉市	1	145	0	0	0	0	1	145	0	0	0	0	0	0	0	0
4	荒尾市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	水俣市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	玉名市	33	14,497	0	0	31	11,729	0	0	2	2,768	0	0	0	0	0	0
7	山鹿市	46	32,924	0	0	35	10,467	5	5,441	4	2,616	0	0	1	4,400	1	10,000
8	菊池市	149	139,073	28	5,344	70	40,253	33	34,178	7	25,227	6	30,898	2	2,005	3	1,168
9	宇土市	42	36,617	0	0	17	4,872	12	12,148	9	9,081	3	8,751	1	1,765	0	0
10	上天草市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	宇城市	62	54,365	0	0	39	22,229	12	15,082	4	5,296	4	7,902	3	3,856	0	0
12	阿蘇市	71	68,074	0	0	23	9,170	29	41,059	12	11,540	5	3,357	0	0	2	2,948
13	天草市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	合志市	19	12,371	0	0	10	3,855	6	6,564	3	1,952	0	0	0	0	0	0
15	美里町	2	149	0	0	0	0	2	149	0	0	0	0	0	0	0	0
16	玉東町	4	2,753	3	1,941	1	812	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	南関町	14	11,710	0	0	10	9,053	3	1,108	0	0	1	1,549	0	0	0	0
18	長洲町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	和水町	16	15,573	0	0	7	5,787	3	3,511	6	6,275	0	0	0	0	0	0
20	大津町	48	72,187	0	0	11	7,633	25	46,269	7	8,156	4	9,667	1	462	0	0
21	菊陽町	22	10,996	0	0	14	6,826	6	3,646	1	223	0	0	1	301	0	0
22	南小国町	5	1,695	0	0	3	773	2	922	0	0	0	0	0	0	0	0
23	小国町	4	945	0	0	2	445	2	500	0	0	0	0	0	0	0	0
24	産山村	15	15,305	0	0	7	2,382	7	12,560	1	363	0	0	0	0	0	0
25	高森町	3	3,016	1	756	1	1,472	1	788	0	0	0	0	0	0	0	0
26	西原村	22	41,326	0	0	0	0	4	2,538	5	7,051	4	19,610	8	9,146	1	2,981
27	南阿蘇村	66	114,073	0	0	12	16,206	22	32,216	16	38,016	9	12,744	3	13,048	4	1,843
28	御船町	66	69,068	9	4,253	21	6,049	14	18,183	10	6,463	5	12,078	3	13,391	4	8,651
29	嘉島町	14	23,195	0	0	6	4,079	4	1,536	0	0	4	17,580	0	0	0	0
30	益城町	62	96,582	0	0	16	18,238	16	26,736	15	27,410	8	1,707	6	12,603	1	9,888
31	甲佐町	28	32,130	0	0	5	2,086	13	9,923	9	19,295	0	0	0	0	1	826
32	山都町	52	31,223	0	0	21	6,130	21	11,914	6	5,247	4	7,932	0	0	0	0
33	氷川町	16	15,284	0	0	13	10,254	3	5,030	0	0	0	0	0	0	0	0
34	芦北町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	津奈木町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	錦町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	多良木町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	湯前町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	水上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	相良村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41	五木村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	山江村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	球磨村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44	あさぎり町	2	647	0	0	1	410	1	237	0	0	0	0	0	0	0	0
45	苓北町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		1,339	1,399,491	41	12,294	586	371,983	413	482,489	154	243,237	83	173,625	45	77,558	17	38,305

*1 交付額の単位は千円である。

平成28年熊本地震復興基金交付金交付要項（令和5年3月改正版）

<p>平成28年熊本地震復興基金交付金交付要項</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 知事は、「復旧・復興の3原則」の下、次の各号に掲げる枠組みを基本に、市町村に対し、平成28年熊本地震からの早期の復興を図るため、予算の範囲内において、平成28年熊本地震復興基金交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。</p> <p>(1) 「痛みの最小化」に向けた被災者等の負担軽減や地域活動の拠点施設の復旧支援</p> <p>(2) 「創造的な復興」に資する地域の防災能力の向上</p> <p>(3) 「復旧・復興を熊本の更なる発展につなげる」ための被災した産業の復旧や観光拠点づくりへの支援</p> <p>(交付対象事業費及び補助率等)</p> <p>第2条 交付金の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）、交付対象事業に要する費用（以下「交付対象事業費」という。）、補助率、上限額等は、別表のとおりとする。</p> <p>2 交付対象事業には、交付決定前に着手又は完了している事業も含むものとする。</p> <p>(交付金の交付対象者)</p> <p>第3条 交付金の交付対象者は、熊本県内の市町村とする。</p> <p>2 交付対象事業を市町村以外の団体等が実施する場合、交付を受けた市町村は、交付対象事業が遂行されるよう、当該団体等に対して所要額を交付するなど、必要措置を講じなければならない。</p> <p>(交付金の交付の申請及び実績報告)</p> <p>第4条 規則第3条第1項の申請書及び規則第13条の実績報告書は、別記第1号様式によるものとする。</p> <p>2 前項の申請書及び実績報告書の提出期限については、別途定めるものとする。</p> <p>(交付金の交付の決定及び額の確定の通知)</p> <p>第5条 規則第6条の規定による交付金の交付決定及び規則第14条の規定による額の確定の通知は、別記第2号様式により行うものとする。</p> <p>(交付金の請求)</p> <p>第6条 規則第16条第1項の請求書は、別記第3号様式によるものとする。</p> <p>(財産の処分の制限)</p> <p>第7条 規則第21条第2項に規定する財産の処分を制限する期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間又は10年間のいずれか短い期間とする。ただし、知事が別に定める場合はこの限りでない。</p>	<p>(証書書類の保管)</p> <p>第8条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。ただし、知事が別に定める場合はこの限りでない。</p> <p>(雑則)</p> <p>第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p> <p>(施行期日)</p> <p>附 則 この要項は、平成29年11月18日から施行し、平成28年4月14日から適用する。</p> <p>附 則 この要項は、平成29年3月10日から施行し、平成28年4月14日から適用する。</p> <p>附 則 この要項は、平成29年5月30日から施行し、平成28年4月14日から適用する。</p> <p>附 則 この要項は、平成29年8月31日から施行し、平成28年4月14日から適用する。</p> <p>附 則 この要項は、平成29年12月7日から施行し、平成28年4月14日から適用する。</p> <p>附 則 この要項は、平成30年7月19日から施行し、平成28年4月14日から適用する。</p> <p>附 則 この要項は、平成31年3月29日から施行し、平成28年4月14日から適用する。</p> <p>附 則 この要項は、令和元年9月18日から施行し、平成28年4月14日から適用する。</p> <p>附 則 この要項は、令和元年10月18日から施行し、平成28年4月14日から適用する。</p> <p>附 則 この要項は、令和2年2月6日から施行し、平成28年4月14日から適用する。</p> <p>附 則 この要項は、令和2年3月27日から施行し、平成28年4月14日から適用する。</p> <p>附 則 この要項は、令和3年2月6日から施行し、平成28年4月14日から適用する。</p> <p>附 則 この要項は、令和3年3月23日から施行し、平成28年4月14日から適用する。</p> <p>附 則 この要項は、令和4年3月24日から施行し、平成28年4月14日から適用する。</p> <p>附 則 この要項は、令和4年10月13日から施行し、令和4年10月1日から適用する。</p> <p>附 則 1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。 2 改正後の別表の規定中住まいの再建支援事業（営住宅既存ストック活用事業を除く。）に係る部分は、この要項の施行の日以後に市町村が受け付ける被災者からの申</p>
--	--

請について適用し、同日前に市町村が受け付けた被災者からの申請については、なお従前の例による。

第6章 情報発信

1 事業の概要

県は、熊本地震による被災文化財の歴史的価値、被害状況及び復旧に向けた取組等の紹介を通じて、文化財の価値及び保護の必要性を周知し、次世代に継承するため、平成28(2016)年から被災文化財復旧情報発信事業を行っている。同28、29年度には、熊本地震に関連するシンポジウムに参加又は主催し、県内外に対する情報発信及び協議等を行った。同30年度からは、文化財基金を活用した本事業を開始し、様々な取組を実施している(表19)。

表19 被災文化財復旧情報発信事業における取組一覧

年度	事業	概要
平成30年度	講演会	有識者による講演会の開催(全3回)
平成30年度	冊子作成	熊本地震における文化財の被害状況、文化財復旧の必要性、復旧に向けた県の取組み等を紹介する冊子の作成
平成30年度～現在	パネル展	平成30年～令和元年度：講演会テーマに沿ったパネル展 令和元年度～：熊本地震に関するパネル展
平成30年度～現在	出前授業	県内9教育事務所及び義務教育課所管の1地域(計10地域)における上記の冊子を活用した出前授業の実施

(1) シンポジウムの開催と参加(平成28～29年度)

平成28年度、独立行政法人国立文化財機構「文化財防災ネットワーク推進事業」の一つとして九州国立博物館が主催する公開シンポジウム「地域とともに考える文化財の防災・減災Ⅲ「熊本地震と文化財レスキュー」」が開催された。当該シンポジウムにおいて、県文化課長はパネルディスカッションに参加し、県内外の文化財関係者と意見交換を行った。また、本会場では本事業事務局によりパネル展「熊本文化財レスキュー」が実施された。

同29年度には、県及び国立文化財機構主催のシンポジウム「大規模災害時における博物館の役割」が開催された。当シンポジウムは、熊本地震の経験を踏まえ、大規模災害時における博物館の役割や、平時の防災等について再認識することを目的とするものであった。県からは文化課長が参加し、パネルディスカッションで県内外の博物館関係者と意見交換を行った。また、当該シンポジウムの開催に併せ、くまもと県民交流館パレア及び県博物館ネットワークセンターにおいて、パネルを中心とした企画展「熊本地震と文化財レスキュー」を開催した(表20)。

表 20 シンポジウムの開催及び参加実績

年度	日付	シンポジウム名	場所	主催	備考
平成28年度	平成28年 12月4日	独立行政法人国立文化財機構「文化財防災ネットワーク推進事業」公開シンポジウム「地域とともに考える文化財の防災・減災Ⅲ「熊本地震と文化財レスキュー」	九州国立博物館ミュージアムホール	九州国立博物館、福岡県教育委員会文化財保護課、うきは市	「文化財の大規模災害—初動からレスキュー、復旧スキームへ—」報告、「熊本文化財レスキューから学ぶ」パネルディスカッションに県文化課長参加。
平成29年度	平成29年 7月5日	パレアアジア企画展関連シンポジウム「大規模災害時における博物館の役割」	くまもと県民交流館パレア	熊本県、独立行政法人国立文化財機構	「文化財レスキューと博物館」パネルディスカッションに県文化課長参加。

(2) 講演会（平成30年度）

平成30年度、県民を対象に「被災文化財復旧情報発信事業講演会」（全3回）を開催した（表21）。

各回で異なる分野の有識者を講師に招き、熊本地震における被災文化財の復旧をテーマとした講演を依頼した。なお、その他、広報、企画及び運営等を熊本日日新聞社に委託することで、他のイベントや、後述のパネル展との円滑な同時開催が可能となった。



平成30年度第3回
被災文化財復旧情報発信事業講演会

表 21 講演会の開催実績

年度	日付	講演会名・講師等	場所	備考	主催
平成30年度	平成30年 9月22日	第1回被災文化財復旧情報発信事業講演会「未指定歴史的建造物の被災状況とその復旧について」 熊本大学大学院 伊東龍一教授	くまもと県民交流館パレア	文化財保護大会との同時開催	熊本県教育委員会 実施機関： 熊本日日新聞社
	10月21日	第2回被災文化財復旧情報発信事業講演会「未指定動産文化財のレスキュー活動と歴史的価値」 熊本大学永青文庫研究センター 稲葉継陽教授	熊本日日新聞社 2Fホール	熊本日日新聞社主催「熊本地震復興再生会議」との同時開催	
	平成31年 2月16日	第3回被災文化財復旧情報発信事業講演会「被災文化財の復旧と保護に向けての取組み」 熊本大学大学院 山尾敏孝シニア教授	くまもと県民交流館パレア		

(3) 冊子（平成30年度）

平成30年度、県は熊本地震からの文化財復旧の取組を周知するため、冊子『平成28年熊本地震被災文化財の復旧の歩み』を作成した。冊子は5,000部作成し、文化庁、九州国立博物館、各都道府県教育委員会、九州政令指定都市、県内市町村、県内小・中学校及び寄附者等1,370か所に送付し周知したほか、後述の出前授業において活用した。

(4) パネル展（平成30年度～現在）

平成30年度から、熊本地震による被災文化財の被害状況や復旧についてのパネルを県内外の様々な場所で一定期間展示している（表22）。

同年度は業務を外部業者に委託し、前述の講演会に沿ったテーマでのパネル展を開催した。令和元（2019）年度からは、委託によらず県文化課でパネルを新たに作成し、随時更新しながら以降のパネル展に活用している。

表22 パネル展の開催実績

年度	日付	場所	備考
平成30年度	平成30年 9月16～21日	イオンモール熊本	テーマ「未指定の歴史的建造物」
	9月22日	くまもと県民交流館パレア	
	10月19日～11月22日	熊本日日新聞社新聞博物館	テーマ「未指定の動産文化財」
	令和元年 2月1～28日	熊本公德会ギャラリー	テーマ「被災文化財の復旧及び保護」
令和元年度	7月2～13日	上天草市立松島中学校	出前授業実施日の約1週間前から教室に展示
	7月16～22日	合志市立西合志中学校	出前授業実施日の約1週間前から教室に展示
	9月18日～10月1日	鶴屋百貨店地下通路	
	10月2～11日	県庁新館ロビー	
	10月6日	龍谷大学ホール（京都）	「鞠智城シンポジウム」において展示
	10月17日	ホテルキャッスル	「第68回九州経済同友会大会in熊本」において展示
	11月20～21日	グランメッセ熊本 メインエントランス	「創造的復興に寄与する先進建設・防災・減災技術フェアin熊本2019」において展示
	令和2年 2月12日	熊本城ホール	「第15回国内観光活性化フォーラムin熊本」において展示
令和2年度	11月25日～12月8日	山都町役場	
	12月11～25日	宇城市不知火美術館	
	令和3年 1月12～22日	甲佐町役場	
	2月12～22日	山鹿市民交流センター	
令和3年度	4月17～28日	県立図書館ギャラリー	
	令和4年 1月17～31日	県庁地下通路	

年度	日付	場所	備考
令和4年度	4月16～27日	県立図書館ギャラリー	
	4月18日～5月6日	くまもと県民交流館パレア	
	9月12日	熊本城ホール	外務省・熊本市主催の地方視察ツアー（観光交流会）での展示
	10月23日	くまもと県民交流館パレア	「鞠智城シンポジウム」において展示
	令和5年 2月16～28日	県庁地下通路	

（5）出前授業（平成30年度～現在）

平成30年度から現在まで、県文化課職員が県内の小・中学校等に赴き、熊本地震における文化財の被災と復旧について授業を行う「出前授業」を続けている。

ア 授業のねらい

県内の小・中学生を対象に、熊本地震における文化財の被災と復旧の様子を教材として授業を行っている。授業を通して子どもたちが「熊本の宝」である県内の文化財の大切さについて考え、文化財保護意識が醸成されることをねらいとしている。

イ 実施までの流れ

年度初め、市町村教育委員会を通じて県内の小・中学校に募集案内を送付する。県文化課が応募をとりまとめ、実施校及び時期等を決定した後、市町村教育委員会及び各学校長宛てに実施決定について通知し（図8）、状況に応じて追加募集も行っている。

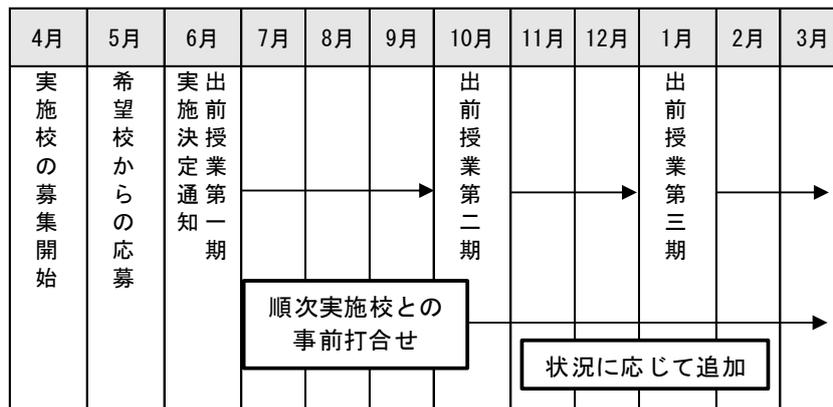


図8 出前授業のスケジュール

ウ 開催実績

平成30年度の開始時から令和4年度までの5年間で、延べ79校、約4,100人が出前授業に参加した（表23）。

参加する学年や、授業を行う教科を限定していないため、各学校において、授業の進捗状況や児童の関心に応じて活用されている。小学校高学年以上の社会科や

道徳の授業を対象とする場合が多いものの、防災教育の一環として、全校で参加した例や、同地域の複数の学校で合同開催とした例もある。

表 23 出前授業の実施実績

令和5年3月時点

年度	日付	実施場所	日付	実施場所
平成30年度	9月21日	天草市立本渡東小学校	11月27日	芦北町立佐敷小学校
	9月27日	阿蘇市立一の宮小学校	11月29日	八代市立龍峯小学校
	10月23日	御船町立七滝中央小学校	12月3日	山鹿市立八幡小学校
	10月30日	菊陽町立菊陽南小学校	12月18日	和水町立菊水中央小学校
	11月22日	あさぎり町立岡原小学校	12月10日	宇城市立豊川小学校
令和元年度	7月13日	上天草市立松島中学校	10月17日	宇城市立海東小学校
	7月17日	南小国町立中原小学校	10月24日	菊陽町立武蔵ヶ丘北小学校
		市原小学校	10月30日	多良木町立多良木中学校
		りんどうヶ丘小学校		
	7月22日	合志市立西合志中学校	11月1日	阿蘇市立一の宮中学校
	8月29日	山鹿市立来民小学校	11月7日	山都町立矢部小学校
	9月13日	山鹿市立三五小学校	11月16日	水俣市立水俣第二中学校
	9月20日	玉名市立玉陵小・中学校	11月26日	氷川町立竜北中学校
9月25日	小国町立小国中学校	1月20日	山鹿市立大道小学校	
10月3日	苓北町立志岐小学校	2月25日	山鹿市立三岳小学校	
令和2年度	9月30日	南小国町立市原小学校	12月11日	水上村立湯山小学校
	10月9日	玉東町立山北小学校	12月22日	山鹿市立三五小学校
	10月14日	氷川町立宮原小学校	1月14日	天草市立本渡東小学校
	10月22日	水俣市立水俣第一小学校	1月19日	菊陽町立菊陽北小学校
	11月11日	天草市立河浦中学校	1月27日	あさぎり町立須恵小学校
	11月20日	阿蘇市立一の宮中学校	2月19日	上天草市立中北小学校
	11月26日	玉名市立八嘉小学校	3月9日	玉名市立天水中学校
	12月2日	芦北町立田浦小学校		
令和3年度	6月21日	水俣市立水俣第一小学校	11月12日	荒尾市立桜山小学校
	6月25日	人吉市立東間小学校	11月17日	上天草市立上小学校
	6月30日	菊池市立七城中学校	11月19日	多良木町立多良木小学校
	7月14日	御船町立高木小学校	11月22日	阿蘇市立一の宮中学校
	9月1日	山鹿市立八幡小学校	12月9日	八代市立千丁中学校
	9月14日	南関町立南関中学校	12月21日	八代市立第三中学校
	10月14日	八代市立鏡小学校	1月18日	合志市立合志中学校
	10月28日	山鹿市立山鹿小学校	2月25日	天草市立本渡東小学校
	11月5日	南小国町立市原小学校	3月1日	八代市立八代支援学校
令和4年度	6月15日	水俣市立湯出小学校	10月21日	水俣市立水俣第二中学校
	6月27日	水俣市立水俣第一小学校	11月22日	山鹿市立米野岳中学校
	7月14日	合志市立西合志第一小学校	11月29日	阿蘇市立阿蘇小学校
	9月1日	山鹿市立八幡小学校	12月20日	上天草市立龍ヶ岳小学校①
	9月9日	多良木町立多良木小学校	1月13日	菊池市立泗水小学校
	9月15日	玉名市立鍋小学校	1月20日	上天草市立阿村小学校
	9月22日	山鹿市立菊鹿小学校	2月1日	上天草市立龍ヶ岳小学校②
	10月6日	球磨村立球磨中学校	2月10日	上天草市立龍ヶ岳小学校③

エ 授業の展開

出前授業は、基本的に、教員である文化財保護主事と学芸員の2名1組で行っている。

はじめに、文化財保護主事が熊本地震の甚大な被害を伝え、文化財も被災したことを示す。クイズ等を用いて「文化財」という言葉の意味を確認した上で、被災文化財を一例として取り上げ、その特徴、被害状況及び復旧過程を見せる。

次に、各分野の学芸員が専門性を活かして地域の文化財を紹介し、子どもたちの周囲にも地域で守られてきた「文化財」が存在することに目を向け、自身にも関わりがあるテーマであることを伝える。

最後に、文化財保護主事がこれらの文化財を保護することの意味や必要性を問いかけ、子どもたち自身の考えを引き出してまとめに繋げることとしている。

表 24 出前授業の展開

過程	学習活動及び発問指示	指導及び支援
導入 5分	1 熊本地震の被害について知る。 ○熊本地震ではどのような被害があったか知っていますか。	●写真を提示しながら被害状況をとらえる。 (建物、避難の様子、熊本城等)
展開1 15分	2 文化財の被災状況と復旧に向けた取組みについて知る。 (1)被災した文化財について知る。 ○文化財とは何でしょう。(文化財クイズ) ○熊本地震で被害のあった文化財を見てみましょう。 (2)被災文化財の復旧に向けた取組みについて知る。 ○どのように復旧をした(している)のでしょうか。	●数点の文化財を提示し、どのようなものがあるかとらえる。 →この時点では、「昔から人々が守り受け継いできたもの」等と押さえる。 ●被災文化財1点を取り上げ、その特徴を知る。 ●被災からの復旧過程から、作業の工夫や大変さ、所有者等関係者の思いや願いに触れる。 ●今に残る文化財も同様に多くの人々の思いによって受け継がれてきたことを示す。
展開2 15分 (20分)	3 地域の文化財について知る。 ○みなさんの地域で守り受け継がれてきた文化財について見てみましょう。	●学芸員が専門性を生かして話をする。 ●指定・未指定問わず身近にある文化財や地域に関連ある遺物があれば提示する。 ●その地域で育まれた歴史文化に目を向ける。
展開3 7分	4 文化財復旧や保存の必要性について考える。 ○被災文化財や地域に残る文化財のように、人々が大きな負担や時間がかかっても文化財を守り残そうとするのはなぜでしょう。 ○皆さんにとって、文化財とは何でしょうか。	●文化財が守られることによって得られる良さを考え、まとめにつなげる。 ●ここでは、文化財は「地域の宝」「みんなの宝」等の発言を引き出してまとめた。
まとめ 3分	5 本時の学習を振り返る。(感想発表など)	●時間があれば、児童からの質疑に応じる。

オ 出前授業の効果

子どもたちの文化財に対する興味及び理解の実態を把握し、授業づくりに活かすため、出前授業の前後にアンケートを行っている(表25)。

事前アンケートでは、授業の対象となる子どもたちの状況を把握する。対象が文化財との関わりが多い子どもたちである場合には、既知の文化財についてより深い学びを得られるよう授業を展開する。これまで、文化財に関わりが少ない子どもたちの場合は、身近に多様な文化財があることを学ぶ内容としている。

事後アンケートの結果からは、授業を受けた約9割の子どもたちが熊本の文化

財に対する関心を高めたことが分かる（図9）。子どもたちからは、「これからいろいろな文化財のことを知りたい」、「素晴らしい文化財が残された地域を誇りに思う」等の感想が寄せられている。

表25 アンケートの内容

事前	①「文化財」というものを見たり聞いたりしたことがありますか。 ②「文化財」に興味はありますか。
事後	①熊本県の文化財について興味や関心が高まりましたか。 ②自分達の地域の文化財のことを誰かに知ってもらったり未来に残していったりするために、あなたやクラスの人にもできそうなことを書いてください。 ③感想等

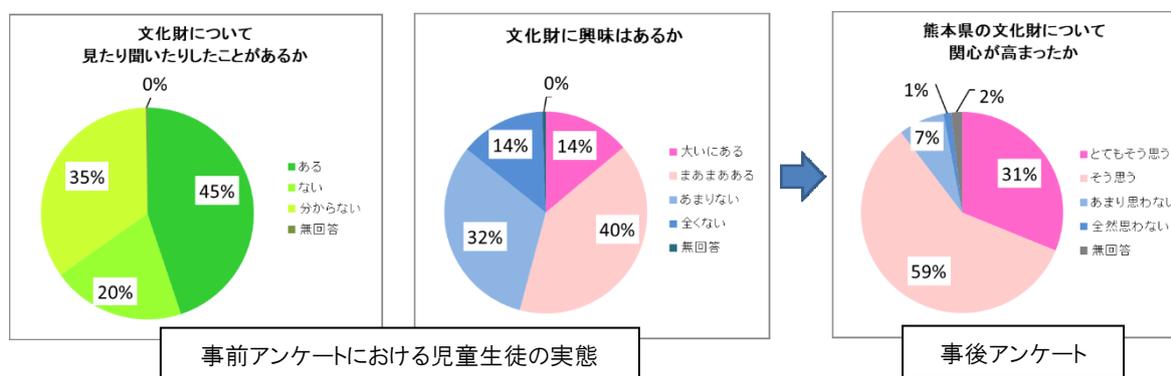


図9 アンケート集計結果（対象 令和3年度実施校児童生徒1,137名^{*1}）

^{*1} ただし、回答数は1,028人である。

2 円滑にできた点

（1）業務委託を活用した事業の円滑化

平成30年度の情報発信事業では、業務委託を活用し講演会等の運営や掲示物の作成等を業務委託する一方、講師の人選や冊子の文章作成等、内容に関わる部分は県文化課で行い、役割を分担することで、事業を円滑かつ効率的に行うことができた（表26）。

表26 平成30年度情報発信事業における役割分担

事業	実施機関	主な業務
講演会	県文化課	講師依頼、スケジュール調整等
	委託業者	企画、運営、広報等
冊子作成	県文化課	文章作成、写真提供
	委託業者	レイアウト、デザイン、編集、製本、印刷、郵送等
パネル展	委託業者	パネル作成（レイアウト、英訳等）、運営等

(2) 出前授業

出前授業は、以下の2点に留意したことで、円滑に実施することができている。

1点目は、庁内関係機関との連携である。実施初年度には小・中学校を所管する義務教育課から県内各教育事務所と山鹿市教育委員会へ出前授業実施の情報提供を行い、その後、県文化課が概要説明と実施校の選定を依頼した。これにより、翌年度以降の事業実施のための素地ができた。翌年度からは、教育事務所にも情報提供しつつ、県文化課から直接市町村教育委員会を通じて募集を行い、毎年20校前後の申込みが続いている。

2点目は、学校との事前打合せと事前アンケートの実施である。事前打合せは県文化課職員が直接学校に赴いて行うことで、授業当日におけるトラブル防止を図った。また、打合せ時に事前アンケートの結果について詳細を聞き取ることで、各校の実態に沿った授業の準備を行うことができた。

3 課題となった点

(1) パネル展

パネル展では、開催場所を確保することが課題であった。初期においては、シンポジウム等の地震関連事業と同時開催のため、開催場所は確保できていた。しかし、近年はパネル展示のみであるため、独自に開催場所を確保する必要があり、毎年、県立図書館等の出展募集への応募や、各種施設への依頼等を経て展示を行っている。

ただし、近年は、新型コロナウイルス感染症拡大の防止対策により展示機会や場所が減少しているため、開催場所の確保がより困難となっている。

(2) 出前授業

出前授業は、学校側に活用してもらうために、様々な機会をとらえて広報や申込みの呼びかけを行うことが必要であり、その周知の方法が課題である。今後は、例えば、学校長等を対象とした県主催の会議や研修会等における本事業の紹介や、子どもたちに紹介したい文化財がある校区の学校への呼びかけ等の方法を検討する必要がある。

(廣重佐良子、谷川美保子)



遺物に触れる小学生

第3部 被災文化財及び県内文化財収蔵施設 の復旧事例

第7章 有形文化財

第1節 建造物（建築物・石造物）

1 被害状況

指定等文化財のうち建造物 230 件（発災当時）の 38.3%に当たる 88 件が被災した。このうち、県指定解除 1 件、国登録滅失 3 件、解体保存 1 件を除いた計 83 件を復旧対象とした。

2 被害状況の調査と復旧支援

平成 28（2016）年 4 月 14 日の前震後、県は各市町村からの情報収集を開始し、国指定文化財及び国登録文化財については、随時文化庁に報告を行った。翌 15 日には復旧チームを設置し、被害状況の確認、連絡調整に当たっている。また、本震の翌週には、文化庁、県、市町村、県文化財保護指導委員等と連携し、文化財の現地調査を開催して、12 月までの調査を基に被害状況を確認し、復旧方法について検討した。

指定等文化財の復旧費に対しては、指定等の種別に従い、国、県及び市町村がそれぞれ既存の補助制度で支援し、所有者が民間の場合には、文化財基金を活用した支援制度で支援している。なお、熊本城及び阿蘇神社の復旧費に対しては、寄附者の意向に基づき、文化財基金を活用した別の枠組みで支援を行っている（第 2 章）。

3 復旧状況

建造物については、令和 5（2023）年 3 月現在、国指定 9 件、県指定 18 件、国の登録有形文化財 52 件の復旧が完了している。令和 5 年度以降は、国指定 3 件、県指定 1 件が復旧する見込みである。

4 課題

建造物の被害状況の確認調査を行うヘリテージマネージャーは、九州各県に跨る大規模災害の発生時、原則として各県内の初動対応をするが、本県の場合、ヘリテージマネージャーの人員は十分とはいえず、今後、人員確保及び養成が課題である。

また、一部の石造物で日常的なモニタリング及び三次元計測等が不足していたため、崩落及び流失の危険性を網羅的に把握できていなかった。平時から定期的な観察と現状確認を行う必要がある。

阿蘇神社（寺社）

1 文化財概要

阿蘇神社（阿蘇市一の宮町宮地）は、孝靈天皇9（前282）年の創建と伝えられている。古くから肥後国一の宮として崇敬され、境内正面に楼門と、その左右の神幸門と還御門を構え、その後方に一の神殿、二の神殿及び三の神殿が建ち、左右対称の境内を構成する。

社殿は、天保6（1835）年から嘉永3（1850）年にかけての社殿再興事業で建てられ、大工棟梁は水民元吉が務めた。楼門は三間一戸二階二重門、神幸門と還御門は四脚門形式であり、一、二の神殿は入母屋造の五間社、三の神殿は三間社流造である。いずれも、軸部や組物等を波頭紋や雲紋の華やかな彫刻で飾る。

阿蘇神社の社殿は、その構法や彫刻に江戸時代末期の特色がよく現れている。また、造営経緯や大工名も明らかであることから、高い価値が認められる。平成19（2007）年に楼門、神幸門、還御門、一の神殿、二の神殿及び三の神殿の6棟が国の重要文化財に指定された。

2 被害状況等

阿蘇神社に程近い阿蘇市一の宮町の地震観測所では、前震時に震度4、本震時に震度6弱の揺れが観測された。

この揺れにより、重要文化財に指定されている6棟の建造物全てが被害を受けた。三の神殿は建物が傾斜したために倒壊の危険性が生じた。神幸門、還御門、一の神殿及び二の神殿は柱が傾き屋根の重さを支える部分が壊れる等、部分損壊があった。特に楼門の被害は甚大で、門を支える柱が全て倒れ、二階の屋根が一階部分を押し潰し建物全体が壊れた。

その他、未指定文化財の拝殿、祝詞殿及び翼廊は全壊し、齋館は柱が傾き壁の一部が剥落する被害を受けた。



被災後の楼門等
（重要文化財阿蘇神社一の神殿ほか
5棟保存修理（災害復旧）情報発信
リーフレットから転載）

3 復旧支援

（1）財政支援

国の重要文化財に指定されていた建造物6棟については、宗教法人阿蘇神社が事業主体となり、平成28年11月1日から本格的な復旧工事を開始した。

事業費に対しては、国庫補助事業85%（建造物保存修理事業）、県費補助10%（文化財保存整備費補助金）、阿蘇市補助を用いた。また、これらの補助を除いた所有者負担分について、全額を文化財基金による支援対象とした。

境内にある未指定の建造物は、寄附者が税制上の優遇措置を受けることができる指定寄附金制度（熊本地震により滅失又は損壊した建物等の原状回復のための寄附金）を活用した事業、又は奉賛金及び自己資金を活用した事業のいずれかにより、復旧工事が行われ、令和3（2021）年7月までに復旧が完了した。

（2）物資支援及び人的支援

物資支援として、県立阿蘇中央高校から鳥居（北・南）の修理に使用する材木が提供された。

また、県は平成28年4月から12月にかけて文化庁と3回の現地調査を行い、文化庁から今後の修理方針等の助言を得て、復旧を担当する施工業者へ伝達した。また、阿蘇神社の復旧に係る総合定例会議に参加することにより工事の進捗状況等を把握し、文化庁との連絡、調整及び相談を行っている。会議は令和5年3月時点で79回行われている。

4 復旧状況

国指定重要文化財6棟は全て工事に着手し、平成30年度までに楼門以外の一の神殿、二の神殿、三の神殿、還御門及び神幸門の復旧が完了した。楼門は令和元年12月に耐震補強鉄骨（一層目）が完了し、令和5年度に復旧完了予定である。

その他、未指定文化財である拝殿、翼廊、鳥居（北・南）及び齋館も平成30年11月に復旧が完了した。

5 課題となった点

阿蘇神社は、国指定重要文化財である楼門等と未指定文化財である拝殿等が混在している。また、境内の未指定文化財の中でも、宗教関連の施設も含んでおり、政教分離の観点から取扱いを区別する必要がある、その整理に一定の時間を要した。

このほか、楼門の修理に際しては、膨大な量の部材等を個別に記録しなければならないため、修理期間が長期にわたっている。

熊本城（建築物）

1 文化財概要

熊本城（熊本市中央区本丸・二の丸）は、加藤清正によって築かれた城郭で、慶長6（1601）年頃に起工、同12年に竣工した。江戸時代には、大・小天守を中心に本丸御殿や櫓49棟、櫓門18棟、城門29か所が存在する大規模な平山城であった。明治時代以降は陸軍の軍用地として利用される中、明治10（1877）年の西南戦争で激戦地となり、大・小天守等の主要な建築物が焼失し大きな被害が出た。なお、現在の天守は昭和35（1960）年の再建である。

その他の櫓、門、塀には近世の建築があり、いずれも当時の姿をよくとどめる。現在、宇土櫓以下 13 棟の建築物が国の重要文化財に、城域が特別史跡に指定されている（史跡の被災及び復旧については、第 8 章参照）。

2 地震直後の被害状況

熊本城に程近い熊本市中央区大江の地震観測所では、前震時に震度 5 弱、本震時に震度 6 強の揺れが観測された。

この揺れにより、国の重要文化財である宇土櫓等の櫓 11 棟、長塀及び不開門の合計 13 棟全てに倒壊及び剥落等の被害が生じた。石垣崩落に伴い、東十八間櫓、北十八間櫓、宇土櫓続櫓は全壊し、長塀及び不開門は部分損壊した。また、石垣変形により田子櫓、七間櫓、五間櫓、監物櫓及び平櫓は建物が傾斜し、宇土櫓五階櫓、四間櫓、十四間櫓及び源之進櫓は部分損壊した。



被災後の北十八間櫓

このほか、復元建物については宇土櫓塀、西出丸塀、奉行丸北側塀及び奉行丸西側塀が倒壊、天守閣、本丸御殿、奉行丸南側塀及び奉行丸東側塀が傾斜、長局櫓、未申櫓、馬具櫓及び櫓方門が部分損壊し、数寄屋丸二階大広間、飯田丸五階櫓、戌亥櫓、西大手門、南大手門及び元太鼓櫓は石垣崩落に伴い建物倒壊の危険性が生じた。

3 復旧支援

宇土櫓ほか 12 棟については、熊本市が事業主体となり、平成 28（2016）年度から復旧のための解体等、復旧事業に着手した。事業費に対しては、国庫補助 90%（建造物保存修理事業）及び熊本市補助を用いて復旧が進められている。

表 27 国、県、市の復旧支援

年度	日付	概要
平成28年度	平成28年 5月12日	熊本城復旧を推進するため、熊本市が国（国交省、文化庁）、県を含む実務担当者による調整会議を設置し、検討を開始した。
	8月9日	震災後初となる県及び熊本市の政策連携会議が開催された。 熊本城早期復旧のため、事務方トップによる調整機関として「平成28年熊本地震に伴う熊本城復旧に係る熊本県・熊本市実務トップ会議（以下「トップ会議」という。）」、併せて各機関のトップによる「熊本城復旧推進会議」を設置することを決定した。
	11月22日	県と熊本市が連携して運営するトップ会議を開催した。県から副知事、教育理事、熊本市から副市長、熊本城PT統括が出席した。熊本城の被害状況、現状及び「熊本城復旧基本方針（案）」について説明した。
	12月26日	国、県、熊本市が連携して運営した「熊本城復旧推進会議」を開催した。出席者は国交省大臣官房審議官、文化庁文化財鑑査官、副知事、県教育理事、熊本市長、熊本城PT統括。「熊本城復旧基本方針（案）」について報告した。 会議終了後、同日付けで「熊本城復旧基本方針」を熊本市が策定した。

年度	日付	概要
平成29年度	平成30年 3月	熊本市が復旧の基本方針等を定めた『熊本城復旧基本計画』を策定した。
令和4年度	令和5年 3月	熊本市が『熊本城復旧基本計画』を改定した。

4 復旧状況

平成30年3月に熊本市が策定した『熊本城復旧基本計画（令和5年3月改定）』に基づき、復旧工事は現在も進められている^{※20}。

熊本城の復旧は、大・小天守や長塀から着手した。これにより、令和元年10月に大天守の外観の復旧が完了し、特別公開第一弾が開始された。また、同3年1月に、被災した城内13棟の国重要文化財建造物のうち、復旧第一号として長塀の復旧が完了し、3月に天守全体の復旧が完了した。

今後も順次、櫓、門及び復元建造物等の復旧を進め、令和34（2052）年度に熊本城全体の復旧完了を予定している。

5 課題となった点

文化財の価値を損なわない修理方法の採用と、建築物としての安全性確保を両立することが大きな課題である。

また、城郭石垣の本質的な価値を将来にわたり維持していくため、無形の伝統的石積み技術の継承と技術者育成が今後の課題である。

江藤家住宅（家屋）

1 文化財概要

江藤家住宅（菊池郡大津町陣内）は県北中部、阿蘇山の西に広がる平野部に所在する。

江戸時代、江藤家は18世紀後期以降、いわゆる「在御家人」^{※21}として家格を上昇させ、地域発展の中で中心的役割を果たした。

敷地中央の主屋は、文政13（1830）年に現状に近い形になり、以降は増築を重ね規模を拡大してきた。この周囲に長屋門、馬屋、小



被災後の江藤家主屋（提供：大津町）

^{※20} 平成30年に策定された「熊本城復旧基本計画」では、熊本城の復旧期間は令和19年度までの20年間とされていたが、同計画は令和5年3月に改定され、復旧期間が令和34年までの35年間に変更された。今後は、改定後の計画に基づき復旧工事が進められる予定である。

^{※21} 在御家人とは、江戸時代中期以降、寸志により藩財政を支えた賞美として、在郷のまま武家の家格が与えられた武家格の豪農等を指す。本来は、藩の侍帳に登録されていない在郷居住の郷士を指す。

屋、中の蔵、裏門がある。

江藤家住宅は複雑な外観や意匠に優れた座敷など、九州地方を代表する大規模で質の高い民家であり、江戸時代後期の屋敷全体の構成を良好に保持している点で重要である。平成 17（2005）年に国の重要文化財に指定された。

2 被害状況等

江藤家住宅に程近い大津町引水の地震観測所では、前震時に震度 5 弱、本震時に震度 6 弱の揺れが観測された。江藤家住宅では、前震により主屋北側の煙突が倒壊し、中の蔵の土壁が一部崩落した。また、本震により屋根瓦や土壁が落下した。内部は広間上部の天井が一部落下し、座敷は南側に傾斜したほか、床の貼り付け壁が損傷した。

馬屋は、西側外壁が剥落し、西側の道路に大きく傾いた。中の蔵は柱が礎石からずれ軸部が西側に傾斜し、半分以上の土壁が落下した。裏門は、西側の道路へ倒壊した。

3 復旧支援

主屋ほか 6 棟については、所有者が事業主体となり、平成 28 年度から復旧事業に着手した。復旧事業費に対しては、国庫補助 85%（建造物保存修理事業）、県費補助 10%（文化財保存整備費補助金）及び大津町補助を用いた。また、これらの補助を除いた所有者負担分について、1/2 を文化財基金による支援対象とした。

4 復旧状況

令和 2 年度に主屋と中の蔵の復旧が完了し、同 3 年度は、馬屋の復旧が完了した。同 5 年度に長屋門、裏門、石垣及び外構等を修理し、修理報告書の刊行をもって復旧が完了する予定である。

5 課題となった点

主屋は、年代の異なる時期に建てられた複数の建築物で構成されているが、解体工事により、これらは主要な構造部材で接続されていないことが判明した。このことが地震による被害を大きくした原因の一つと考えられ、構造補強では、建築物の耐力補完と、個々の建築物を一体化することが課題となった。（高野和隆）

十三重塔（石造物）

1 文化財概要

十三重塔（八代市植柳元町）は、寛喜 2（1230）年に球磨郡湯前村（現・湯前町）の城泉寺境内に建立された凝灰岩製の石造層塔である。明治時代に塔が倒壊し長期にわたり部材が散乱していたが、大正時代に現在地である八代へ移設の上、再建された。建立当初は十三組の石を組み上げていたが、八代移設時に全ての部材が揃わなかった

ため、現在は十一重で組み上げられている。基壇の上に基礎石があり、その上に塔身と屋根が組み上げられ、最上部に相輪が乗っている。最下部の塔身には建立年代、施主及び石工名が刻まれ、その他の塔身には仏像が彫刻されている。

特徴として、屋根の四隅に彫られた鬼面や、木造建築を模した造形、ベンガラによる彩色等が挙げられる。また、全国的に希少な鎌倉時代の層塔で、建立年代やその背景が分かることから、昭和8（1933）年、当時の国宝保存法に基づき国宝に指定されたが、同25年の法改正に伴い、新しく制定された文化財保護法に基づく国指定重要文化財に指定された。



被災後の十三重塔

2 被害状況等

十三重塔に程近い八代市平山新町の地震観測所では、前震時に震度5弱、本震時に震度5強の揺れが観測された。この揺れにより、上部から三重目の屋根が一部損壊し、一重目から三重目の塔身と屋根が約45度ねじれるように回転した。また、下部から五重目の塔身中央部が大きく二つに割れたほか、その他の部材にも亀裂及び欠損等の被害が生じた。

3 復旧支援

十三重塔の復旧について、平成28（2016）年5月6日に所有者、八代市、県、国による協議の場を設けた。その後、所有者が事業主体となって11月から被害状況の調査を開始し、修理方針及び復旧計画を決定した上で、同29年5月から本格的な復旧工事に着手した。事業費に対しては、国庫補助85%（建造物保存修理事業）、県費補助10%（文化財保存整備費補助金）及び八代市補助を用いた。また、これらの補助を除いた所有者負担について、1/2を文化財基金による支援対象とした。

4 復旧状況

平成28年11月に開始した復旧事業では、石材間を接合していたモルタルのうち、彫刻部分以外の主要な範囲を除去し、擬石処理を施した。また、部材に破損が多くあったため、全て解体した上で修理を行った。表面の修理では、彫刻や彩色に影響が出ないように、苔や汚れを丁寧に清掃した。部材の破損については、調査の上、ひびや割れの修理及び部材の強化を行った。さらに、防災対策として、石塔内部の空洞にステンレス製の柱を挿し込み、耐震補強を行った上で再度組み上げを行い、同29年11月に復旧工事が完了した。

なお、復旧の過程で、石塔内部から石板及びタガネが発見された。石板に記載された銘文により、大正3（1914）年に湯前村城泉寺から現在地に移動したこと、さらに昭和7年8月に修理されたことが判明した。

5 課題となった点

復旧に際し、表面に施された彫刻や彩色、オリジナルの石材に影響が出ない修理方法の検討が必要であった。この際、石材間を接合していたモルタルを全て除去する方法と、表面のみの除去に留める方法があり、前者は当初材も剥離する可能性が危惧されたため後者を採用した。

つうじゅんきょう 通潤橋（石造物）

1 文化財概要

通潤橋（上益城郡山都町長原）は、水不足に悩む白糸台地に農業用水を送るため、矢部地域の惣庄屋であった布田保之助が主体となり、種山石工によって嘉永7（1854）年に建設された石造単アーチ橋である。橋長約78.0m、橋幅約6.6m、高さ約21.3m、アーチ径間約26.5mで、石造水路橋としては国内最大級の規模を誇ることから、昭和35（1960）年に国の重要文化財に指定され、令和5（2023）年9月25日に国宝に指定された。なお、農業用水路である「通潤用水」の一施設として、現在も用水機能を果たしている。

2 熊本地震による被害と復旧

（1）地震による被害

通潤橋に程近い山都町下馬尾の地震観測所では、前震時に震度5強、本震時に震度6弱の揺れが観測された。発災後、目地漆喰の破損により通水管から多量の漏水が確認されたほか、被覆土の亀裂、手摺石の膨らみが認められた。

（2）地震からの復旧

ア 初期対応と支援体制

発災直後、山都町をはじめ、水利組合である土地改良区や町の観光部局が、被害状況の確認や立入り制限、放水中止及び橋上面へのブルーシート設置等の初期対応に当たった。山都町から県に被害状況の報告があり、平成28（2016）年5月6日には文化庁が現地視察に訪れた。6月30日に補助金交付申請書を提出し、山都町が事業主体となり、7月15日に決定通知を受けて復旧事業に着手した。

事業費に対しては、国庫補助85%（建造物保存修理事業）及び県費補助5%（文化財保存整備費補助金）を用いた。

修理方針及び工法等は、山都町で組織する「通潤橋保存活用検討委員会」の専門家の意見に基づき決定した。なお、委員会の下部組織として、修理方針及び工法等について検討する「保存に関する検討部会」並びに工事中の活用の在り方等を検討する「活用に関する検討部会」が設けられ、復旧に向け議論が行われた。

イ 修理方針と実施工程

町では、事前調査として、ドローン及びレーザースキャナによる三次元計測を実施し、熊本地震前後のデータを比較することで、通潤橋の詳細な被害状況を確認した。その後、委員会等により石垣の積み直しや通水管の補修等に関して修理方針が決定され、平成 29 年 4 月、復旧工事に着手した。数回の計画変更を経て、同 30 年 6 月には竣工を迎える予定であった。

3 大雨による被害と復旧^{※22}

(1) 大雨による被害

地震からの復旧を目前に控えた平成 30 年 5 月 7 日正午過ぎ、未明から降り続いた大雨の影響で、通潤橋上流右岸側の壁石と手摺石合わせて 93 石が崩落した。地震からの復旧工事で積み直した部分も一部崩落し、創建以来初の石垣修理が必要となった。



大雨後のき損状況（提供：山都町）

(2) 大雨からの復旧

ア 初期対応と支援体制

大雨による被災後、速やかに山都町から県に被害報告があり、5 月 11 日に文化庁が視察に訪れた。崩落直後、橋の端部に水切り土嚢が設置された。その後、落下石材の回収、崩落箇所のモルタルの被覆養生、石垣の崩落防止のための支保工組等が実施され、部材の保護及び被害の拡大防止が図られた。

これら一連の措置は、地震からの復旧計画を変更し、至急施されたもので、大雨からの復旧事業は新規に立上げることとなった。山都町が事業主体となり、11 月 19 日に大雨に伴う災害復旧工事の補助金交付申請書を文化庁へ提出し、平成 31 年 2 月 1 日の決定通知を受けて、本格的な復旧工事を開始した。

事業費に対しては、国庫補助 85%（建造物保存修理事業）及び県費補助 5%（文化財保存整備費補助金）を用いた。

修理に際し本格的な石積みが必要となったことから、「通潤橋保存活用検討委員会」に加えて、「技術検討ワーキング」が新設された。

イ 修理方針と実施工程

検討の結果、崩落要因は、白糸台地側に降り注いだ雨水が、吹上口周辺から埋め戻し直後の被覆土に流れ込み、被覆土や手摺石に負荷をかけたためと推測された。発災後と同様、事前調査として実施された三次元計測等により、崩落後の橋の変

^{※22} 熊本地震による直接の被害ではないが、地震からの復旧過程に影響を与える事例として記載する。

位や石垣の膨らみが確認された。崩落前の計測データとの比較、三次元シミュレーション等により、石垣 93 石のうち、92 石の原位置を特定することができた。壁石に対する初の修理であることに加え、石橋の内部構造も判明したことから、修理方針策定までに様々な検討がなされた。

排水機能を除く橋の復旧は令和 2 年 4 月に完了し、7 月には地震以来 4 年ぶりに放水が再開された。

4 課題となった点

地震とその後の大雨によりき損した通潤橋は、創建から約 170 年を経て初の本格的な壁石修理が必要となった。これまでは維持管理のための小修理が中心であったため、壁石や内部構造等を修理する大規模な工事は、修理方針が策定されるまでに委員会等で様々な検討過程があった。

文化財修理は、オリジナルの部分を多く後世に残すことができるよう最低限の範囲で行うことを原則とするため、修理範囲及び工法の決定が課題であった。また、石垣の膨らみや亀裂等の要因が経年劣化又は被災による破損かの見極めが困難であった。

こうした課題に対応するため、平時のモニタリング調査及び管理により情報を蓄積するとともに、被災時の解体工事で得た内部構造等の調査結果を継承する必要がある。

やせ 八勢眼鏡橋（石造物）

1 文化財概要

八勢眼鏡橋（上益城郡御船町上野）は、日向往還（熊本藩と延岡藩を結ぶ江戸時代の主要街道）の難所と言われた八勢川に架かるアーチ橋である。橋長約 62.0m、橋幅約 4.5m、高さ約 9.0m、アーチ径間約 14.5m で、通潤橋建設にも携わった種山石工の甚平及び宇助が棟梁として架橋を主導し、安政 2（1855）年 3 月に完成した。

八勢眼鏡橋は、大小 2 つのアーチをもつことから複合眼鏡橋と呼ばれ、大きなアーチは八勢川、小さなアーチは農業用水路に架かる。昭和 59（1984）年に県の重要文化財に指定された。

2 被害状況等

八勢眼鏡橋に程近い御船町御船の地震観測所では、前震時に震度 5 強、本震時に震度 6 弱の揺れが観測された。この揺れにより、石橋の壁石と路面が上流側で長さ約 20.0m、高さ約 5.0m 崩落し、欄干が折損した。

3 復旧支援

八勢眼鏡橋については、平成 28 (2016) 年度に専門委員、御船町及び県による協議を行った上で、復旧に向け石橋の崩落部分調査を実施した。この調査結果を踏まえ、御船町が事業主体となり、平成 29 年 4 月から同 30 年 3 月まで本格的な復旧工事を実施した。事業費に対しては、県費補助 50% (文化財保存整備費補助金) を用いた。



地震後の崩落状況

4 復旧状況

今回の地震による被害箇所は、昭和 63 年の大雨被害による一部崩落箇所と近接していたため、両被害状況の図面を比較して、地震による被災箇所を確認した。前述した協議及び調査により、崩壊要因及び修理履歴を確認した上で、アーチ部分に影響を及ぼさないように修理方針及び復旧計画を決定し、修理に着手した。



復旧後の状況

5 課題となった点

経年的な歪みの程度確認や、崩落石の位置特定に用いる地震前の写真等データが不足していたことが復旧に際して課題となった。今後は日常的なモニタリングに加え、三次元計測等によるデータの蓄積が課題である。

(藤森あきの)

第2節 美術工芸品

1 被害状況

指定等文化財のうち美術工芸品では、212件（発災当時）の6.1%にあたる13件が被災した。内訳は、彫刻5件、工芸品2件（国指定1件含む）、絵画1件、歴史資料2件、考古資料2件、古文書1件（国指定）であった。

2 被害状況の調査と復旧支援

美術工芸品の復旧支援における初期調査は、その他有形文化財と同様に行われた。

また、指定等文化財の復旧費に対しては、その他有形文化財と同様に既存の補助制度で支援し、民間の所有者には文化財基金及び民間の助成制度を活用した。

3 復旧状況

令和5（2023）年3月現在、1件の修理が進行中である。ほか12件は、必要に応じて応急処置や修理が行われた。

4 課題

前述のように、未指定動産文化財に係る文化財レスキュー事業では、過去に県立美術館や県立図書館で行われた調査の報告書^{※23}をもとに、被災した文化財を捜索した（第4章）。美術工芸品は動産文化財であり、個人所有のものが大半を占めるため、指定等文化財の中にも平時から所在地や状態を確認することが困難なものが含まれる。指定の有無を問わず多くの文化財を把握し、災害時に救出するためには、悉皆調査による定期的な情報更新と、所在場所の市町村担当者、所有者及び情報を持つ文化財展示・収蔵施設等との密接な連絡体制の構築が不可欠といえる。特に本県では、県立美術館及び県立図書館によって美術工芸品に関する調査が行われており、災害時における調査成果の活用が望まれる。各種機関との連携のほか、県文化課として全県的な調査の実施についても模索していきたい。

また今回、地震による美術工芸品の被害状況の記録が県文化課にほとんど残されていなかったことは大きな問題として挙げられる。当時、美術工芸品を専門とする職員が配属されていなかったことも要因であると考えられる。発災時、複数の組織に分かれて被災文化財への対応を行う場合や、専門性を有する関係機関又は外部の人材に業務を依頼する場合も想定されるが、記憶が風化する前に相互に情報共有し、保存することで、ノウハウを後世に継承していくことが重要であろう。

※23 『県内主要寺院歴史資料調査報告書(1)～(3)』（県立美術館、1982～4年）、『平成8・9年度熊本県古文書等所在確認調査概要報告書』（県立図書館、1999年）等。

だいじじ 大慈寺釈迦如来坐像および両脇侍立像（彫刻）

1 文化財概要

大慈寺（熊本市南区野田）は、曹洞宗の開祖・道元の弟子である寒巖義尹によって、弘安5（1282）年に創建された。

仏殿須弥壇上に安置される本尊像は県内最大の仏像で、像高は3.0mを超える。天文9（1540）年の兵火の後、永禄6（1563）年までに造像された。明和5（1768）年の火災では、仏頭と光背に付けられた化仏の一部が救出され、安永8（1779）年に再興された。本尊の内部には銘文が残っており、中世肥後における寒巖義尹の活動を知る上で貴重な作例といえる。

昭和41（1966）年に県の重要文化財に指定された。

2 被害状況等

大慈寺に程近い熊本市南区富合町の地震観測所では、前震及び本震時に震度6弱の揺れが観測された。この揺れにより、本尊像の光背の一部が倒壊した。このことで、本尊像の頭部及び手首先等、光背の化仏等が落下した。体幹部材にはひびが入り、台座の金具等が外れた。

脇侍においても、腕の落下等の被害があった。



被災時の状況（提供：熊本市）

3 復旧支援・復旧状況

本尊像及び脇侍については、所有者である宗教法人大慈寺が事業主体となり、平成28（2016）年度から復旧事業に着手した。事業費に対しては、県費補助50%及び熊本市補助を用いた。また、これらの補助を除いた所有者負担分について、1/2を文化財基金による支援対象とした。

本尊像は前述のとおり巨像であり、仏殿から運び出して修理を行うことが困難であったため、復旧後の仏殿において修理作業を行うこととなった。平成29年11月に仏殿の復旧工事が完了し、現在は仏殿内に足場が組まれ、作業が進められている。

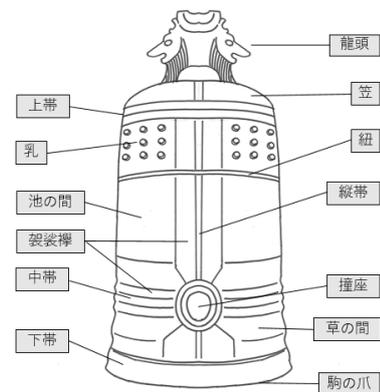
新型コロナウイルス感染症拡大の影響により作業に遅れが生じているものの、令和3（2021）年度末には光背の設置が完了した。同4年度以降は、仏像本体の修理作業を行っている。

大慈寺の梵鐘（工芸品）

1 文化財概要

本梵鐘は、弘安 10（1287）年に、寒巖義尹が鋳物師の大春日国正に造らせたものである。大型の梵鐘で、龍頭が後頭部を密接し、撞座の位置が低く下帯を省略する等、極めて特色が強い。由来を示す銘文は寒巖義尹の書としても資料的価値が高く、鎌倉時代の代表的な梵鐘の一つとして貴重である。

昭和 56（1981）年に国の重要文化財に指定された。



梵鐘各部名称

2 被害状況等

大慈寺に程近い熊本市南区富合町の地震観測所では、前震及び本震時に震度 6 弱の揺れが観測された。この揺れにより、本梵鐘が揺れたことで吊金具が折れて落下し、歪みやへこみ、ひび割れ等の被害があった。鐘楼のコンクリート部と擦れた駒の爪の一部は表面の緑青が削れ、新たな錆が生じた。

また、本梵鐘の接触により、昭和 56 年に国の重要文化財に指定された鐘楼の一部が損壊した。



被災時の状況（提供：熊本市）

3 復旧支援・復旧状況

本梵鐘については、所有者である宗教法人大慈寺が事業主体となり、平成 28（2016）年度から復旧事業に着手し、平成 29 年 4 月から同 30 年 3 月まで、本格的な復旧工事を実施した。事業費に対しては、国庫補助 85%（美術工芸品保存修理事業）、県費補助 10%（文化財保存整備費補助金）、及び熊本市補助を用いた。

本梵鐘は奈良県の公益財団法人元興寺文化財研究所へ移され、傷の修理のほか、ひびや傷から発生する腐食の進行を止める保存処理が施された。修理完了後、同 30 年 1 月 18 日に原位置に戻された。

なお、本梵鐘の修理と併せて、損壊した鐘楼の修理に国庫補助 74%（美術工芸品防災施設事業）、県費補助 9%（文化財保存整備費補助金）及び熊本市補助を用いた。また、これらの補助を除いた所有者負担分の一部を文化財基金による支援対象とした。

浄水寺碑附天保二年修理記念碑（古文書）

1 文化財概要

浄水寺碑附天保二年修理記念碑（宇城市豊野町）は、8世紀から11世紀に造られた南大門碑、如法経碑、寺領碑、燈籠碑の4基の石製碑文からなり、これらには天長5（828）年に定額寺に列格された浄水寺に関する内容が記されている。浄水寺については実態が判明しておらず、本石碑群がほぼ唯一の資料である。現在は宇城市の下郷神社境内に立地する。

天保2（1831）年に雨除け及び碑面の保護を目的とした石製覆屋が設けられており、各碑文を後世に1か所に集めて保存した事例としても貴重とされている。

平成27（2015）年に国の重要文化財に指定された。

2 被害状況等

下郷神社に程近い宇城市豊野町の地震観測所では、前震時に震度6弱、本震時に震度6強の揺れが観測された。

前震後、南大門碑石製覆屋の軸柱が倒れ、屋根石が石碑に覆い被さり、石碑自体も傾いた。また、南大門碑の立地する法面が崩落した。

本震後、南大門碑石製覆屋が完全に倒壊し、碑面の一部が摩損したが、古文書指定を受けている碑面に被害はなかった。その他、如法経碑の屋根石が転落し、寺領碑の屋根石がわずかにずれる被害を受けた。



被災した南大門碑を養生し移送する様子
（提供：宇城市）

3 復旧支援・復旧状況

本震後、南大門碑石製覆屋が完全に倒壊し、立地する法面の崩落が進行したため、近隣の宇城市立豊野郷土資料館（現・宇城市立郷土資料館）に宇城市が石製覆屋を移動し、養生の上保管した。ほか3基は余震に備えて碑面を養生し、現状維持とした。

本石碑群については、所有者である宗教法人豊野神社が事業主体となり、平成28年度から前述のような復旧事業に着手し、平成29年1月から2月まで、法面の復旧工事を実施した。事業費に対しては、国庫補助85%（美術工芸品防災施設事業）、県費補助10%（文化財保存整備費補助金）及び宇城市補助を用いた。

3月には、南大門碑と石製覆屋を原位置に戻し、木造覆屋を復旧した。寺領碑、如法経碑の屋根石も復旧した。

（村上幸奈）

第8章 史跡・名勝・天然記念物、文化的景観

1 被害状況

国・県指定の史跡 119 件（発災当時）のうち、37.0%に当たる 44 件が被災した。内訳は、古墳 19 件、社寺跡又は旧境内 3 件、城跡 7 件、墳墓及び碑 5 件、その他の史跡が 10 件であった。

このほか、発災から 2 年後に、地震に起因すると思われるき損が見つかった国史跡が 1 件ある。これを含めて被災件数は 45 件である。

2 被害状況の調査と復旧支援

史跡・名勝・天然記念物、文化的景観の復旧支援における初期調査は、有形文化財と同様に行われた。

なお、史跡の中でも被害が多かった古墳については、文化庁主催の検討委員会が組織され、具体的な被害状況の調査方法や被災古墳の応急処置方法の助言、経年変化と被災による損傷を把握する方法の提案があった。

指定等文化財の復旧費に対しては、有形文化財と同様に既存の補助制度で支援し、民間の所有者には文化財基金を活用した。なお、熊本城跡の復旧費に対しては、寄附者の意向に基づき、文化財基金を活用した別の枠組みで支援を行っている（第2章）。

3 復旧状況

令和 5（2023）年 3 月現在、被災した国・県指定の史跡 45 件のうち、復旧完了 39 件（現状維持及び経過観察のものを含む）、復旧中 6 件（古墳 4 件、城跡 2 件）となっている。

4 課題

被災古墳では、指定範囲が墳丘全体に及んでいないものや、民有地に所在するため自治体が管理団体になっていないものがあり、速やかな復旧作業に着手できない場合があった。さらに、古墳の定期観察及び記録がされておらず、地震の被害と経年劣化の判別が困難なものがあった。平時における定期的な現状記録と経年劣化の把握が重要である。

また、発災直後には目視で被害が認められなかったものの、その後、被害が顕在化した史跡が複数あった。発災当時に被害が確認されなかった史跡でも、定期的に現地状況を確認する必要がある。

熊本城跡（特別史跡）

1 文化財概要

熊本城跡は熊本市中央本丸、二の丸、古城町、千葉城町、古京町及び宮内に跨り所在する。この土地の地形を利用して、戦国時代、東側の一角に出田氏が千葉城を、古城に鹿子木氏が隈本城を構え、次いで城氏が入った。豊臣秀吉の九州侵攻後、天正15（1587）年に佐々成政が入り、翌16年に加藤清正に代わった。清正は茶臼山に本丸を築き、この台地全体を包む一大城郭を構えた。城地の広さは周囲約5.3km、総面積約98.0haに及ぶ。

明治時代以降は、陸軍の軍用地として利用された。石垣及び堀等はよく旧観を保ち、近世城郭の典型として極めて価値が高い。昭和8（1955）年に国史跡、同30年に国特別史跡に指定された（建造物の被災及び復旧については、第7章第1節参照）。

2 被害状況等

熊本城跡に程近い熊本市中央区大江の地震観測所では、前震時に震度5弱、本震時に震度6強の揺れが観測された。

（1）石垣

前震で6か所の石垣が崩落した。本震では石垣517面に膨らみ及び緩みが生じ、そのうち50か所229面において崩落が生じた。熊本城跡全体の石垣は973面、約79,000m²であり、そのうち被害が生じた石垣は29.9%に当たる約23,600m²に及び、崩落したのは8,200m²である。大・小天守台石垣、宇土櫓続櫓台石垣、平櫓台石垣、北十八間櫓・東十八間櫓石垣及び飯田丸五階櫓台石垣等に被害が生じた。



北十八間櫓及び石垣の被害状況

（2）地盤

陥没及び地割れが70か所約12,345m²に見られた。また、二の丸広場において地盤が北東に47.7cm動き、11.6cm沈下する等の変動が計測された。

3 復旧支援

特別史跡の熊本城跡については、熊本市が事業主体となり、平成28（2016）年度から復旧事業に着手した。事業費に対しては、国庫補助75%（令和元年度までは歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業、令和2年度からは重要文化財等防災施設整備事業）及び県費補助5%（文化財保存整備費補助金）を用いている。

4 復旧状況

管理団体である熊本市が復旧事業を実施している。天守の復旧や石材撤去及び各種調査は平成 28 年度から進められた。同 29 年度に策定された「熊本城復旧基本計画」は令和 4（2022）年度に改定され、熊本城跡の完全復旧には平成 30 年度から約 35 年間かかると改められた。

熊本城復興のシンボルと位置付けられ、最優先に復旧にとりかかった天守は、同 31 年度に外観及び大・小天守台石垣の復旧が完了した。



特別見学通路

史跡としての熊本城跡の復旧は、石垣の復旧が主となる。石垣の崩落石材は全て番号を振って回収し、積み直しに備えて保管している。石垣は、飯田丸五階櫓台石垣の解体が終了し、その下部に当たる要人櫓台石垣については、解体及び積み直しまで完了した。また、監物櫓下石垣は令和 3 年 9 月に復旧工事が完了し、10 月から監物櫓の復旧を開始した。また、同 4 年 10 月から飯田丸五階櫓台石垣の積み直し作業に着手した。これらの石垣に続き、今後、平櫓台石垣、宇土櫓続櫓台石垣等の復旧が順次行われる予定である。

なお、熊本城跡の被害状況や復旧過程を、多くの人々に安全に観覧してもらうための特別見学通路を期間限定で設置し、同 2 年 6 月 1 日からこの通路を使った公開活用を行っている。

5 復旧の課題

石垣の復旧は、今後の災害に備えて耐震性と安全性を高める必要がある。そのため、専門委員会等で有識者の意見を聞き、様々な調査を行った上で、史跡としての本質的価値を損なわない工法を基準とした現代工法を採用しなければならない。

また、熊本城跡の復旧は 35 年という長期間に及ぶものである。その間、関係者に入れ替わりが生じるため、人材育成及び情報共有を図りながら事業を進めていくことが重要である。

八代城跡群（史跡）

1 文化財概要

八代城跡群は、中世から近世にかけて八代地域の支配拠点となった古麓城（八代市古麓町）、麦島城（同市古城町）、八代城（同市松江城町）の三つの城跡と関連遺跡である。八代は薩摩街道と球磨川水運が結節し、球磨川河口部に徳湊の港を有する等、肥

後及び九州の水陸交通の要衝として機能した。八代城跡群は、歴代領主による港湾及び水運の掌握の様相を窺えるとともに、一地域で中世から近世における城郭構造の変遷をみることができる。平成 26（2014）年に国史跡に指定された。

2 被害状況等

八代城跡群に程近い八代市平山新町及び同松江城町の地震観測所では、前震時に震度 5 弱、本震時に震度 5 強の揺れが観測された。この揺れにより、八代城跡本丸北西部の廊下橋門石垣が崩壊した。崩壊した石垣の範囲は、廊下橋門石垣の北面で高さ約 4.0m、幅約 4.8m、東面で高さ約 4.0m、幅約 4.0m であり、総面積は約 35.0m²に及んだ。



廊下橋門石垣の被害状況（提供：八代市）

なお、当該箇所の石垣の一部は発災前から石垣上に繁茂する樹根の影響で膨らみが生じていた。前震により膨らみが拡大し、本震で膨らんだ箇所を含む石垣北面が崩壊した。また、余震によって隅角部を含む東面まで崩壊が進んだ。

3 復旧支援等

八代城跡群については、八代市が事業主体となり、平成 28 年度から同 29 年度まで復旧工事を実施した。事業費に対しては、国庫補助 70%（歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業）及び県費補助 5%（文化財保存整備費補助金）を用いた。

4 復旧状況

管理団体である八代市が復旧事業を実施した。被災した石垣は、発災前から樹根による膨らみ等が確認されており、修理を見越して詳細な実測図を作成していたため、速やかに復旧作業に取り組むことができた。



廊下橋門石垣の復旧状況（提供：八代市）

平成 29 年度中に石垣の積み直しが完了し、同 30 年度に八代市から『八代城跡保存修復報告書』が刊行された。

復旧のために実施された発掘調査により、廊下門下石垣の積み直し範囲、時期及び工法の特徴が確認された。また、石垣修理の状況を市民に公開するために、「八代城跡石垣修復見学会」を 4 回にわたり実施した。

5 課題となった点

八代城跡全体の石垣については詳細な実測図の作成が行われていないため、今後の災害等に備えて、詳細な実測図の作成及び石垣カルテの作成が必要である。

熊本藩主細川家墓所（史跡）

1 文化財概要

寛永9（1632）年、熊本藩主細川家初代・忠利は加藤忠廣改易後に熊本城に入った。細川氏の墓所は熊本市内2か所にあり、泰勝寺跡（熊本市中央区黒髪）と妙解寺跡（同市西区横手）である。

泰勝寺は慶長16（1611）年に忠利の父である忠興が、父・藤孝（幽斎）の追善のため小倉に建立した寺で、一時的に八代へ移設されたが、寛永14年に現在地に移動した。寺号は藤孝の戒名泰勝院による。明治維新後に廃寺となり、五祠堂、山門、塀が現存している。墓域は三区画からなる。

妙解寺は熊本藩主細川家二代・光尚が、忠利の追善のため、同18年に建立した臨済宗の寺で、現在は山門、塀、石橋等を残すのみで廃寺となっている。墓域は寺の背後の山にあり、五区画からなる。

これら2か所の細川家墓所は、54万石の領主であった大名にふさわしく大規模で、かつ霊廟が多数残っており保存状態が良好である。また殉死者の墓があること等、江戸初期の主従のあり方をよく示しており、代表的な大名家墓所といえる。

平成7（1995）年に国の史跡に指定された。

2 被害状況等

泰勝寺跡に程近い同市中央区大江の地震観測所では、前震時に震度5弱、本震時に震度6強の揺れが観測された。また、妙解寺跡に程近い熊本市西区春日の地震観測所では、前震時に震度6弱、本震時に震度6強の揺れが観測された。

この揺れにより、泰勝寺跡では、多数の石燈籠が倒壊し、園路沿いの石垣の崩壊等の被害が生じた。また、妙解寺跡では、旧井芹川に架かる妙解寺橋の欄干が破損し、多数の石燈籠が倒壊した。このほか、三つ御廟唐門の倒壊、築地塀の瓦部分がほぼ全壊し、漆喰の剥離等の被害が生じた。



妙解寺唐門の被害状況

3 復旧支援

熊本藩主細川家墓所については、熊本市が事業主体となり、平成28年度から復旧工事を開始した。事業費に対しては、国庫補助70%（歴史生き活き！史跡等総合活用整備事業）及び県費補助5%（文化財保存整備費補助金）を用いた。

4 復旧状況

管理団体である熊本市が復旧事業を実施した。

泰勝寺跡では、倒壊した石燈籠等の石造物が積み直された。園路沿いの石垣も崩落石材を使用し復旧した。

妙解寺跡では、平成 29 年度から同 30 年度の 2 か年で唐門及び築地塀の復旧が完了した。唐門は完全に倒壊していたが、一部の

部材を再利用して再建した。築地塀については、剥離した漆喰を塗り直し、落下した瓦部分も葺き直して復旧した。また、妙解寺橋についても同期間に復旧作業を行った。



8代・重賢公墓所（妙解寺跡）の被害状況

豊後街道（史跡）

1 文化財概要

豊後街道（阿蘇市車帰・的石・狩尾・滝室、産山村大利・山鹿）は、熊本藩のいわゆる「参勤交代道」である。豊後鶴崎と肥後熊本城下を結ぶ道で、肥後では「清正公道」、「鶴崎路」、豊後では「熊本街道」、「肥後街道」とも呼ばれた。慶長 6（1601）年、加藤清正は瀬戸内海に通じる土地を望み、天草郡の代わりに豊後三郡内に 2 万 3 千石を拝領し、熊本城下と鶴崎を結ぶ三十二里の街道を整備した。この街道は、細川氏も利用した。豊後街道は領主階級のみならず、民衆にも九州を横断する街道として利用された。平成 25（2013）年に国の史跡に指定された。

2 被害状況等

（1）隼鷹菅原神社（阿蘇市）

隼鷹菅原神社は、熊本藩主細川氏の休憩所として利用された的石御茶屋の一角に、藩命により造営された神社である。この神社に程近い阿蘇市内牧の地震観測所では、前震時に震度 5 弱、本震時に震度 6 弱の揺れが観測された。本震により社殿群は傾斜及び破損し、境内では玉垣や石造物の倒壊があり、水源地の護岸の崩落等大きな被害が生じた。



隼鷹菅原神社の被害状況

（2）豊後街道（産山村）

豊後街道（産山村）に程近い産山村山鹿の地震観測所では、前震時に震度 4、本震

時に震度 5 強の揺れが観測された。この揺れにより、街道の複数箇所において、落石等によるき損の発生、隣接地の崩壊による土砂の流入が発生した。

3 復旧支援

豊後街道については、阿蘇市及び産山村が事業主体となって平成 28 年度から復旧事業に着手し、平成 29 年度から同 30 年度まで本格的な復旧工事を実施した。事業費に対しては、国庫補助 70% (歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業) 及び県費補助 10% (文化財保存整備費補助金) を用いた。

4 復旧状況

隼鷹菅原神社は、平成 29 年に社殿群の復旧工事を実施した。実施に当たっては有識者監修の設計監理を行い、地域住民等に向けた説明会及び見学会を実施した。同 30 年度には境内の石造物や水源地の護岸の復旧工事を実施した。特に石燈籠は元禄期 (1688～1704) に建立されたもので、石造文化財専門の保存修理業者が修理を行った。

豊後街道のき損箇所については、落石除去、流入土砂の撤去及び崩落箇所の法面保護等の工事を実施し、平成 29 年度に復旧が完了した。

装飾古墳 (史跡)

1 文化財概要

本県に現存する特徴的な古墳時代の遺跡として、装飾古墳が挙げられる。装飾古墳とは、古墳の墓室内部の棺や壁面に線刻、浮彫又は彩色によって装飾を加えたものである。全国の装飾古墳の約 1/3 が県内に所在する。

装飾古墳の調査研究は古くから進められており、大正 5 (1916) 年から同 6 年には京都帝国大学による県内の装飾古墳を対象とした調査が実施された。それを受け、同 10 年に井寺古墳 (嘉島町)、釜尾古墳 (熊本市)、鍋田横穴群 (山鹿市)、大村横穴群 (人吉市) 等の装飾古墳が国の史跡に指定された。

2 主な古墳の被害状況

(1) 井寺古墳 (国史跡、嘉島町)

井寺古墳 (嘉島町井寺) は 5 世紀末の円墳で、主体部は横穴式石室である。その石室内部には直弧文による装飾が彫られている。

この古墳に程近い御船町御船の地震観測所では、前震時に震度 5 強、本震時に震度 6 弱の揺れが観測された。この揺れにより、墳丘に亀裂が生じ、羨道天井石が崩落し、石室入口扉を圧迫したた



井寺古墳石室の被害状況

め、石室内へ侵入できない状態になった。そのため、発災後しばらくは石室内の様子を確認することが困難であったが、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所（以下「奈良文化財研究所」という。）の協力によりその窓から小型カメラによる内部撮影を実施したことで、石室石材の崩落、側壁の膨らみ、土砂の流入等の被害を確認した。

（2）釜尾古墳（国史跡、熊本市）

釜尾古墳（熊本市北区釜尾町）は6世紀前半の円墳で、横穴式石室の玄室にある石屋形等に彩色で円文や三角文、双脚輪状文等が描かれている。

この古墳に程近い熊本市中央区大江の地震観測所では、前震時に震度5強、本震時に震度6強の揺れが観測された。この古墳では、本震により墳丘が大きく崩落し、石室入口の鉄扉が塞がれ、石室内の被害状況の確認ができなかった。崩落した墳丘は昭和42（1967）年の整備事業により盛られたもので、本来の墳丘盛土に影響はなかった。



釜尾古墳の被害状況（提供：熊本市）

奈良文化財研究所の協力のもと小型カメラを使った内部の撮影を行ったことで、石室内の被害状況が明らかになった。石室内では、玄室の一部の石材が崩落し、羨道部では、側壁の膨らみや天井石の崩落等の被害があった。また、石室内及び羨道部には土砂の流入を確認した。

（3）塚原古墳群のうち石之室古墳（国史跡、熊本市）

石之室古墳（熊本市南区城南町塚原）は5世紀末の円墳で、主体部は妻入横口式家形石棺である。家形石棺内部に、線刻で三角文等が刻まれている。昭和51年に国の史跡に指定された。

この古墳に程近い熊本市南区城南町の地震観測所では、前震及び本震時に震度6弱の揺れが観測された。コンクリート製の保存施設が整備され、その中心に家形石棺が設置されていたが、地震によりこの石棺が大きく崩壊した。



石之室古墳の被害状況

(4) 永安寺東古墳・永安寺西古墳（国史跡、玉名市）

永安寺東古墳・永安寺西古墳（玉名市玉名永安寺）はいずれも円墳で、東古墳は7世紀初頭、西古墳は7世紀前半に位置付けられる。主体部はいずれも横穴式石室で、東古墳の石室には彩色で円文や連続三角文、船等の装飾が描かれている。平成4（1992）年に国の史跡に指定され、同11年から17年にかけて整備が行われた。



永安寺東古墳の被害状況（提供：玉名市）

これらの古墳に程近い玉名市中尾の地震観測所では、前震時に震度4、本震時に震度5強の揺れが観測された。

この揺れにより、東古墳では、整備した墳丘に生じた亀裂から石室内への漏水が確認された。また石室内部では、石室石材の一部の剥離及び落下、石材の亀裂、土砂の流入のほか、玄室の一部がやや沈下するという被害が生じた。

西古墳では、墳丘盛土の一部が崩落し、羨道部から玄室部の床石を土砂が覆ったほか、浸水を確認した。また、石室石材の一部が崩落した。

(5) 今城大塚古墳（町史跡、御船町）

今城大塚古墳（御船町滝川・今城）は6世紀後半の前方後円墳で、内部主体は横穴式石室である。玄室奥壁及び側壁に彩色による装飾が描かれている。昭和54年に町の史跡に指定された。



今城大塚古墳の被害状況（提供：御船町）

この古墳に程近い御船町御船の地震観測所では、前震時に震度5強、本震時に震度6弱の揺れが観測された。この揺れにより、墳丘に大きく亀裂が入ったことで崩落し、石室入口が崩落土で覆われたため、内部の状況を現在も確認することができない。そのため、復旧に着手することができていない。

3 復旧支援

(1) 補助金の活用

国史跡である井寺古墳、釜尾古墳、塚原古墳群、永安寺東古墳・永安寺西古墳については、平成28年度からそれぞれ復旧工事を開始した。事業費に対しては、国庫補助70%（歴史生き活き！史跡等総合活用整備事業）を用いた。

(2) 文化庁との調整

発災直後から、復旧方法や補助金の申請等について、文化庁の史跡部門や整備部門との調整支援を実施した。装飾古墳の被害状況の調査等は、埋蔵文化財部門及び古墳壁画室と情報共有等を行った。

なお、井寺古墳については、発掘調査や文化庁による事業の際に県文化課職員を派遣し、ともに調査に当たった。

また、災害復旧に伴う史跡の追加指定等については、平成 29 年に文化庁の埋蔵文化財部門に相談を行った。

(3) 古墳の復旧及び維持管理に関する会議の開催

県は被災古墳の復旧について、各市町村の取組の情報共有及び復旧に向けた検討を行うため、有識者及び文化庁も参加の上、会議を開催した。

(4) 文化庁による古墳の調査

平成 28 年度、文化庁により「大規模震災における古墳の石室及び横穴墓等の被害状況調査の方法に関する検討委員会」が組織され、文化庁、有識者及び県による被害状況調査等が行われた。その成果を基に、定期的な経年変化と損傷を把握するための方法として、「古墳損傷チェックシート」が作成された【参 10】。

平成 29 年度から同 30 年度は、文化庁の「古墳壁画の保存活用に関する検討会」の下に「装飾古墳ワーキンググループ」が設置され、装飾古墳の被害情報の共有を図るとともに、今後の取組等について方向性を検討した。

また、同 30 年度に文化庁の「大規模震災における古墳の石室及び横穴墓等の被害状況調査の方法に関する調査研究事業」により、井寺古墳の調査が実施された。これにより、崩落した羨道部天井石が撤去され、石室内部への進入路を確保することができた。



井寺古墳羨道部の崩落天井石の撤去

4 復旧状況

被災古墳は、復旧のため委員会を立上げ、復旧方法や必要な調査について審議しながら災害復旧を進めている。以下、各事例について述べる。

(1) 井寺古墳（国史跡、嘉島町）

墳丘に生じた亀裂の対処として、本来の墳丘範囲まで盛土を行う必要が生じたため、航空レーザー測量及びトレンチ調査を実施し、本来の墳丘規模を把握した。また、奈良文化財研究所が地中レーダー探査を実施し、墳丘と石室の関係の把握や石

室の被害状況の確認を行った。

前述のとおり、石室については、入口扉に開けた窓からカメラ撮影による石室の内部調査等を実施した。平成30年度には文化庁の「大規模震災における古墳の石室及び横穴墓等の被害状況調査の方法に関する調査研究事業」により、石室入口扉を圧迫していた羨道部の崩落天井石が撤去され、発災後2年10か月ぶりに石室内部への進入路を確保した。しかし、石室内部は崩落の危険性があり、内部で人が作業するための安全対策が必要である。そのため、今後は安全対策を行い、石室内部の詳細な調査後、復旧方法を検討する予定である。

(2) 釜尾古墳（国史跡、熊本市）

前述のとおり、墳丘が崩落し、当初は石室内部の被害状況の確認ができなかった。そのため、石室内への進入路を確保するために、羨道の支保工組を行った。その後、石室内部の三次元レーザー測定の成果等から被害状況の詳細調査を行った。また、石室内部の環境については、温湿度のモニタリングを継続的に実施している。

昭和42年に整備された石室上部のコンクリートドームの被害の有無を確認するため、平成30年度に発掘調査を実施した。その結果、被害がないことを確認した。また、令和元年度には羨道部の崩落した天井石の状況調査を実施し、積み直しの必要があることを確認した。

このほか、石室入口部分は直射日光が当たり、温度変化により内部の装飾に影響が出る可能性があったため、風除室を新たに設置し保護を図った。また、墳丘は防水シートで養生し、石室内の温湿度環境の変動を抑える措置をとった。今後、調査成果を基に委員会で復旧方法を検討していく予定である。

(3) 塚原古墳群のうち石之室古墳（国史跡、熊本市）

石之室古墳は、地震により崩壊した家形石棺を主な復旧対象としている。そのため、赤色顔料に影響がなく十分な接着力が維持できる接着剤の選定、及び接着方法、粉碎した石材の代替材についての調査等を継続して実施している。調査結果を基に、石棺の復旧方法を決定する予定である。

(4) 永安寺東古墳・永安寺西古墳（国史跡、玉名市）

永安寺東古墳の剥落した石室石材は復元が困難なため、回収し保管することとなった。墳丘の亀裂は、山砂や墳丘土に近い土質の土を用いて塞いだ。しかし、石室への浸水を完全に抑えられなかったため、墳丘盛土全体の地中レーダー探査、電気探査等を実施し、墳丘土内の水の流れ等を確認した。調査を基に、墳丘の復旧と石室裏側の空隙充填を実施する形で、令和6（2024）年度には復旧を完了し、報告書を刊行する見込みである。このほか、温湿度のモニタリング等を実施中である。

(5) 今城大塚古墳（町史跡、御船町）

奈良文化財研究所の協力のもと、被災後の地形測量等を実施し、今後の墳丘復旧に係る検討材料を得るための調査を実施予定である。また、石室内部の状況を把握できていないため、内部の調査方法を検討中である。

5 課題となった点

装飾古墳は装飾文様の保存が最優先であり、特に装飾に使用された顔料に影響を与えない素材の使用等、細心の注意を要する。そのため、材質の検討及び温湿度のモニタリング等の調査を実施した上で復旧方法を決定する必要がある、事業が長期化する傾向にある。被災から復旧までの情報を受け継ぎ、継続して事業を進めるための人材確保、体制整備が必要である。

なお、井寺古墳については、未だ石室が崩落する危険性があり、内部に侵入することが困難な状況である。石室内で作業するための安全対策がない限り、石室内の詳細な状況確認や復旧方法の検討が不可能である。

また、今後の災害に備え、石室の変異等を詳細に観察し把握するためにも、古墳の定期的な現状記録を行う必要がある。特に、三次元データによる現状記録は石室の経年変化の観察や被災時の被害状況把握に有用であるが、網羅的なデータ集積には至っていないため、三次元データによる現状記録を行うことが重要となる。（木村龍生）

水前寺成趣園（名勝及び史跡）

1 文化財概要

水前寺成趣園（熊本市中央区水前寺公園）は、寛文 10（1670）年、熊本藩主細川家三代・綱利により大規模な作庭が行われた桃山様式の回遊式庭園である。阿蘇の伏流水による池を中心に緩やかな起伏の築山、浮石等が配されている。中国の文学者・陶淵明（365～427 年）の詩（帰去来辞）に因み「成趣園」と命名され、明治 2（1869）年の版籍奉還に伴って一時的に官有地となった。



水位が低下した池（提供：熊本市）

同 10 年の西南戦争により荒廃したが、旧熊本藩士らにより復興された。昭和 4（1929）年に国の名勝及び史跡に指定された。

2 被害状況等

水前寺成趣園に程近い熊本市中央区大江の地震観測所では、前震時に震度 5 弱、本震時に震度 6 強の揺れが観測された。この揺れにより、築山（富士）頂部が約 0.6m 沈下し、山頂部外周に亀裂が見られた。

庭園内の池では、踏み石の石張りの乱れや、周囲の石積みの膨らみ等の変形が生じた。また、池の水位低下等の影響があった。

3 復旧支援

水前寺成趣園については、宗教法人出水神社が事業主体となり、平成 30（2018）年度から本格的な復旧工事を開始した。事業費に対しては、国庫補助 50%（歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業）及び県費補助 10%（文化財保存整備費補助金）を用いた。

また、県は、委員会設置を検討するため平成 30 年 6 月 21 日に開催された第 1 回復旧整備検討委員会、及び工法を検討するため 11 月 5 日に開催された第 2 回復旧整備検討委員会にオブザーバーとして参加した。

4 復旧状況

平成 30 年度から令和元年度の 2 か年にわたって、災害復旧工事が行われた。

踏み石の損壊箇所は、石の原位置を維持したまま、既存のコンクリート舗装を撤去した上で透水性土硬化舗装を実施した。また、沈下した築山に盛土を行い、地震前と同様の標高約 21.6m にした。築山には江戸時代及び西南戦争時に砲台設置のための掘削面が遺構として残るが、その面には手を加えないようにした。その他、石積の変形部分は、膨らみ箇所の復旧を実施した。

5 課題となった点

復旧工事では、構成要素の一つである庭園内の芝の養生の徹底や、芝の生長の差の解消等、景観を損なわないことを重視した。

水前寺成趣園については、作庭以後の改築等の履歴に関する記録がほとんど確認できていない。このような記録の有無を調査するとともに熊本地震における復旧整備工事の情報も加えて今後の整備に活かせる情報として残しておく必要がある。（川上淳一）

ふたがわ 布田川断層帯（天然記念物）

1 文化財の概要

布田川断層帯は、九州中央部の“別府－島原地溝”の南縁に位置する活断層群であり、最大震度 7（マグニチュード 7.3）を観測した熊本地震の震源断層である。

地上に露出した布田川断層帯の地表地震断層は、嘉島町から益城町、西原村を経て、南阿蘇村にかけてほぼ連続的に長さ約 31.0 km に及んだ。地震動は、建物倒壊と山体斜面の崩壊を引き起こし、地域住民の生活や生業に多大な被害をもたらした。

布田川断層帯は、“別府－島原地溝”の変動地形を構成する活断層として、さらに熊本地震で変位した地表地震断層として学術上の価値が極めて高いこと、かつ、災害遺

構としての価値も有することから、平成 30 (2018) 年 2 月 13 日に国の天然記念物に指定された (以下「天然記念物布田川断層帯」という)。

なお、天然記念物布田川断層帯は、地震に伴い地上に露出した断層帯の一部であり、「杉堂地区」、「谷川地区」、「堂園地区」の三地区で構成される。



布田川断層帯「堂園地区」の現況

2 国指定に至る経緯

益城町では、地殻変動や災害の記憶を将来に伝えるため、発災直後から地表地震断層の保存を検討し、平成 28 年 6 月 17 日に「杉堂地区」と「谷川地区」を、同 29 年 6 月 7 日に「堂園地区」を町重要文化財 (天然記念物) に指定した。

三地区は、発災直後から専門家等の指導のもと、地元の協力により応急的な保存の措置がとられた。このような町の取組が、当時の状況をほぼ留めた状態で保存することに繋がり、早期の国指定に結びついている。

3 三地区の概要

(1) 杉堂地区

杉堂地区では東から西方向へ流れる布田川の南岸側に断層崖が連続する。断層崖下部からは地下水が湧出し「潮井水源」として地域で利用されている。水源内に位置する潮井神社の参道石段には、断層運動に伴う右横ずれと断層崖における地すべりの双方が認められる。地震断層に沿って参道階段を含む斜面が変位した状況が保存されている。

(2) 堂園地区

堂園地区では圃場地表に北東-南西方向に総延長 180.0m にわたって横ずれ変位が認められた。畦道の屈曲から右横ずれを顕著に確認することができる。その変位量は 2.5m で、熊本地震の地表地震断層のうち最大である。

(3) 谷川地区

谷川地区では民家敷地内において、主断層とこれに交差する断層からなる共役断層が地表に表出している。断層上の建物 (納屋) は倒壊を免れたものの、断層の変位に伴って傾いたが、現地はそのまま保存されている

4 文化財指定後の取組

(1) 保存活用計画

益城町は、令和 2 (2020) 年 8 月に『天然記念物布田川断層帯保存活用計画』(以

下『保存活用計画』という)を策定した。

『保存活用計画』では、以下の2点を提示している。

- ・本質的な価値を整理し、適切に保存管理をすること
- ・現状と課題から保存活用の基本方針を明確にし、天然記念物固有の価値を活かしながら、基本方針に応じて整備すること

(2) 整備基本計画

益城町は、『保存活用計画』に則り、以下3点の目的を示す『天然記念物布田川断層帯整備基本計画』(以下『整備基本計画』という。)を令和4年3月に策定した。

- ・整備・活用に必要な基本的事項を定めること
- ・本質的価値の保全と防災・減災教育等の場を創出すること
- ・魅力あるまちづくりに資すること

なお、天然記念物布田川断層帯の保存活用は、『第6次益城町総合計画』、『益城町復興計画』、『益城町教育大綱』等、町の上位計画においても重要施策に位置付けられている。また、県と被災市町村が協働して進める『熊本地震震災ミュージアム計画』や「熊本県型教育旅行」においても主要な要素として扱われている。

5 課題

益城町は有識者や地域代表の意見を踏まえて天然記念物布田川断層帯の二つの計画を策定した。国の文化財指定から5年が経過した現在も、手順を踏んだ保存管理と整備活用に取り組んでいる。

町では令和4年度から『整備基本計画』に基づき、ハード・ソフト両面で天然記念物布田川断層帯の整備に着手し、同5年度には、谷川地区の整備が完了する予定である。また、杉堂地区・堂園地区の整備にも順次着手していく予定である。

短期的には計画どおりの実施、長期的にはモニタリングによる地表地震断層の再保存処理や、実際の運営状況を踏まえた再整備等が必要となる。町として自己点検と見直しを繰り返し、天然記念物布田川断層帯を適切に保存して、地殻変動や災害の記憶を将来世代に確実に継承することができるかが、今後の課題といえる。

(坂井田端志郎)

第9章 埋蔵文化財

1 初期対応

(1) 各情報共有の場の確保

県は発災直後から、復興事業の急増による埋蔵文化財専門職員の派遣受入れを見据えて、文化庁と情報共有し協議を重ねた。平成28(2016)年4月28日には、文化庁の視察を受け、先行する災害事例を参考に、以下4点の助言を得た。

- ・復旧・復興事業に基づく埋蔵文化財取扱い通知の発出
- ・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いの原則
- ・必要に応じた文化財専門職員の派遣要請
- ・被災市町村間での埋蔵文化財取扱いの対応の平衡化

これらの助言を受け、県は特に被害が甚大であった熊本市等16市町村の復旧及び復興に向けた取組のため、「平成28年熊本地震に伴う埋蔵文化財保護連絡調整会議(以下「県内市町村連絡調整会議」という。)」を設置した^{※24}。



第1回県内市町村連絡調整会議
(平成28年10月18日 於熊本県庁会議室)

この会議は、国及び県からの支援方針や、復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いの基本原則を共有する場とした。同29年度からは新規に埋蔵文化財緊急調査国庫補助を受ける市町村も多くあったため、補助金に関する研修も兼ねた。加えて、大規模震災を経験した地方自治体や文化庁等からの助言を得るとともに、熊本地震で被災した市町村と文化庁、文化財専門派遣職員、県の意見交換も行われた。

また、文化庁との連絡及び調整並びに文化財専門職員の派遣及び調整等のため、県及び熊本市教育長連名で文化庁次長に合同会議の設置を要請した^{※25}。これを受け、文化庁は震災復興と埋蔵文化財保護の両立を図るため、「平成28年熊本地震に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」を設置した。

同29年4月からは文化財専門職員の派遣開始に伴い、文化庁主催による「平成28年熊本地震の復旧・復興に伴う埋蔵文化財発掘調査に係る派遣専門職員会議」も併せて開催した。

^{※24} 平成28年7月5日付け「平成28年熊本地震に伴う埋蔵文化財保護に関する連絡会議 設置要項」熊本県教育長策定^{【参16】}。

^{※25} 平成28年9月1日付け教文第1063号・文振発第772号「平成28年熊本地震からの復興事業等に係る埋蔵文化財保護に関する国・熊本県・熊本市との合同会議の設置について(依頼)」熊本県・熊本市各教育長。

(2) 職員派遣に関する協議

前述のように、復旧及び復興に係る事業量の増加が見込まれたことから、本県では埋蔵文化財発掘調査等の対応が可能な職員の確保のため、以下のように対応した。

地震の初期対応が収束し始めた7月から8月にかけて、県は被害が少なく複数の専門職員を有する県内の自治体を訪問し、被災市町村の文化財復旧支援のための職員派遣を打診した。しかし、いずれの自治体も域内における災害対応があり、職員派遣は困難であるとの回答を得た。

また、同時期から県でも、発災後に国土交通省が事業化した「国道57号北側復旧ルート建設事業」、県が益城町から業務を受託した「益城中央被災市街地復興土地区画整理事業」等、一時的に増加した大規模復興事業への対応が急務となり、人員不足に陥った。

この結果、県は大規模復興事業への対応及び被災市町村の支援のため、全国からの派遣職員の受入れを決定し、9月に地方自治法第252条の17に基づく職員派遣を文化庁に要請した。

(3) 各種通知の発出（表28）

県は必要に応じ、先行災害時に文化庁及び被災県から発出された文化財保護法の取扱いに関する文書を参考にして、埋蔵文化財等の取扱いに関する通知を発出した【参11・12・13】。

また、県は個人住宅復旧に伴って、軟弱地盤等での住宅再建の際に杭工法を用いた工事の増加を想定したが、従来、県では取扱い基準を示していなかった。そのため、九州各県に照会をかけ、各県の対応と九州地区埋蔵文化財発掘調査基準（平成22年8月31日付け）を参考に基準を策定し、平成28年7月11日付け教文第651号で「熊本県内における建築物等の小規模な地下構造物（杭等）の取り扱い基準の策定について（通知）」を市町村に対して発出した【参14】。

初期対応が落ち着きをみせた7月には、本格復旧に向けて増加する事業に伴う埋蔵文化財対応の弾力的運用についての通知を発出した【参15】。

(4) 国への要望

復旧・復興事業に伴う発掘調査の急増が想定されたため、県は国に対して東日本大震災時に立法化された特別措置法における全額国庫による予算措置を要望した^{※26}。

しかし、熊本地震では特別措置法の制定が見込まれず、東日本大震災同様の措置は執られなかった。また、埋蔵文化財は、災害復旧に伴う嵩上げ等の措置も無かったことから、各自治体は通常補助で復旧・復興事業に対応した。

※26 平成28年5月9日付け「平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別の措置を求める要望」熊本県。

表 28 埋蔵文化財関係発出文書一覧

資料番号	文書番号 通知日	通知名	通知の概要
【参11】	教文第143号 平成28年4月28日	平成28年熊本地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の取扱いについて（通知）	復旧・復興事業に伴う法第93・94・96・97条関係の取扱いについて
【参12】	教文第144号 平成28年4月28日	平成28年熊本地震に伴う災害復旧事業に係る文化財保護法第125条及び第168条の規定の適用について（通知）	史跡名勝天然記念物が被災した場合の現状変更の取扱いについて、「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」は事前の許可を要しないことについて
【参13】	教文第169号 平成28年5月9日	平成28年熊本地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の取扱いについて（通知）	【参11】で示した取扱いについて、国、県等災害復旧担当部署宛て発出したもの
【参14】	教文第651号 平成28年7月11日	熊本県内における建築物等の小規模な地下構造物（杭等）の取り扱い基準について（通知）	建築物等の小規模な地下構造物（杭等）の取り扱い基準の明示
【参15】	教文第788号 平成28年7月28日	平成28年熊本地震の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて（通知）	復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財対応について、文化庁の「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」（平成10年9月29日付け庁保記第75条文化庁次長通知）を踏まえた弾力的運用について

2 職員派遣について

(1) 文化財専門職員の受入れ

本県では、平成29年4月1日から、県に4人、熊本市に3人、熊本城調査研究センターに3人の文化財専門職員の派遣を受け入れた（表29）。同30年度は、宇城市、益城町、嘉島町からも要請があり、派遣が行われた。

令和元年度末まで、県及び熊本市も職員派遣を受け復興事業を進めてきた。しかし、県及び熊本市では、同2年度には復興事業が減少し通常事業が上回る状態となったため、熊本城及び益城町以外への職員派遣の受入れを終了した。

県への派遣受入れ終了に伴い、それまで文化庁が担った職員派遣の依頼及び取りまとめ等は県の業務に移管され、文化庁は側面支援へと回った。

益城町への職員派遣は同3年度まで続き、熊本城調査研究センターへの派遣は現在も継続している。



平成29年度 第1回文化財専門派遣職員会議
（平成29年4月25日 於熊本県庁審議会室）

表 29 平成 29 年度から令和 4 年度までの文化財専門職員派遣一覧

単位：人、() 内は延べ人数

派遣先	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
熊本県	4 福岡県・佐賀県 大分県・鹿児島県	3 福岡県・鹿児島県 静岡県	2 (4) 福岡県 (3カ月×2人) 鹿児島県 (6カ月) 静岡県	—	—	—	9 (11)
熊本市 文化振興課	3 長崎県・宮崎県 福岡市	同左	同左	—	—	—	9
熊本城 調査研究 センター	3.5 (4) 滋賀県・仙台市 彦根市 香川県 (半年)	5 滋賀県・仙台市 彦根市・浜松市 高松市	4 滋賀県・仙台市 彦根市・沖縄県	0.5 (1) 福岡市 (半年)	1.5 (2) 福岡市 (半年) 大分県	0.5 (1) 福岡市 (半年)	15.0 (17)
益城町	—	3 大分県・鹿児島県 神戸市	同左	3 宮崎県・鹿児島県 玉名市	1.5 (2) 鹿児島県 玉名市 (半年)	—	10.5 (11)
嘉島町	—	1 佐賀県	同左	—	—	—	2
宇城市	—	0.5 (3) 飯塚市 (2カ月) 小郡市 (3カ月) 大分市 (1カ月)	—	—	—	—	0.5 (3)
合計	10.5 (11)	15.5 (18)	13 (15)	3.5 (4)	3 (4)	0.5 (1)	46 (53)

(2) 派遣職員の業務について

災害復旧支援を目的とした職員派遣は、地方自治法第 252 条の 17 第 1 項の規定により派遣されるため、費用は特別交付税により措置される。そのため、派遣先での業務は災害復旧業務に限定される。そこで、本県では先行事例や文化庁からの助言を参考に、以下 4 つの業務が災害復旧の範疇であることを確認し、担当業務を決定した。

- ・「平成 28 年熊本地震からの復旧復興プラン」(同 28 年 8 月策定) で示す「社会基盤の復旧」業務
- ・「熊本復旧・復興 4 カ年戦略」(同 28 年 12 月策定) で示す「夢あふれる新たな熊本の創造」の基本目標に規定された業務
- ・被災市町村からの依頼による復旧・復興支援業務
- ・市町村及び熊本城調査研究センターに派遣された場合は、各機関の復旧計画に基づく業務

しかし、それまでの通常業務が復旧事業へと移行する場合もあり、両者の選別に苦慮することもあった。

3 復旧・復興業務の対応

(1) 県が実施した事業

ア 国道 57 号北側復旧ルート建設事業 (国土交通省)

本事業は、発災後、阿蘇立野地区の大規模土砂崩落により不通となった国道 57 号の代替え道路を建設する事業である。県内部で復興のため重要な道路と位置付けられ、平成 28 年 11 月に予備調査に着手した。

同 29 年 4 月からは派遣専門職員の支援のもと、予備調査を継続する中で「清正公道」(大津町)を確認し、国土交通省と保存協議を行った。その結果、道路建設の性格上、現地保存は困難と判断されたため、7 月に記録保存を目的とした発掘調査を実施した。

調査終了時には、県民を対象とした現地説明会を開催し、約 100 人を超える参加者があった。



清正公道現地説明会
(説明者は鹿児島県からの派遣職員)

イ 益城中央被災市街地復興土地区画整理事業 (県)

本事業は、発災後、県の復興事業に位置付けられたため、県が予備調査に着手した。当該地域はほぼ全域が周知の埋蔵文化財包蔵地「宮園 A 遺跡」に含まれていたが、早くから市街地化が進んでいたため土地の改変も多く見られた。したがって、踏査を繰り返し実施することで土地の改変の把握に努め、確認調査の対象地を絞り込んだ。後に、この調査結果は令和 2 年度に益城町が行った宮園 A 遺跡の遺跡地図変更協議の基礎資料となった。

なお、区画整理に伴い、町に所在する石造物の移動が想定されたことから、「石造物分布調査」も踏査に併せて行った。

また、現地保存が困難と判断された箇所については、令和 3 年度から順次、記録保存を目的とした発掘調査を実施するとともに、必要に応じて工事立会を行っている。

ウ 北熊本スマートインターチェンジ建設事業 ((株) NEXCO 西日本)

発災後、北熊本スマートインターチェンジは復興道路に位置付けられ、事業が加速した。当初は熊本市が主体となり発掘調査が実施されたが、合志市にも事業が及ぶことになったため、県が調査を支援した。

事業地は大半が周知の埋蔵文化財包蔵地「立石遺跡」に含まれ、派遣職員の助力を得て早期に調査を終えた。

エ 国道 325 号線改築事業 (県)

発災前、本事業は県の通常業務として進められていた。しかし、発災後、復興道路に位置付けられたことから、派遣職員の助力を得て発掘調査を実施した。平成 30 年度に「赤星石道遺跡」(菊池市)の発掘調査を行い、同 31 年度に発掘調査報告書を刊行した。

(2) 被災市町村支援

県は、被災市町村支援を復旧・復興事業の一つに位置付け、積極的に支援した。この方針は、平成 28 年 7 月の「第一回県内市町村連絡調整会議」にて示した。

また、被災市町村の県への依頼書提出等の簡便化を図るため、依頼を通年で受け付け、依頼に基づき埋蔵文化財調査等の支援を行った。支援に関する旅費等の費用は、文化庁と協議の上、県の埋蔵文化財緊急調査費国庫補助を利用した。

また、県は同 29 年度から被災市町村ごとにエリア担当を設置した。エリア担当は、定期的に被災市町村を訪問し、埋蔵文化財対応に関する支障について聞き取った。その結果、市町村では平時から少人数での文化財対応を迫られていることが多く、全ての被災文化財に対応することは不可能との声が多かった。そこで県は、緊急的な予備調査等についての復旧部局と市町村との会議に同席し、助言や直接の協議を行うとともに、被災市町村に代わり試掘及び確認調査を支援した。

なお、県が支援の一環として発掘調査を実施した主な遺跡は以下のとおりである。

ア 宇城市災害公営住宅建設事業「大野台地遺跡」発掘調査

平成 29 年 9 月 4 日から 11 月 24 日まで、宇城市の依頼を受け発掘調査を実施した。発掘調査は宇城市が主体となり、現地での調査は県職員 1 人、派遣職員 3 人の合計 4 人が支援した。

調査の結果、弥生時代後期末の墳丘墓 1 基及び宇土半島基部周辺に分布する同時期の在地系墓制である粘土棺墓 26 基を検出した。宇城市ではこの結果を受け、墳丘墓と粘土棺墓群が同時に存在する等、地域の歴史を語る上で重要な遺跡と判断した。宇城市は、庁内協議を経て、建設予定地を変更し、遺構のある地点を駐車場として現地保存した。この計画変更による遺構保存が、熊本地震による復興調査初の遺構保存の事例となった。



大野台地遺跡発掘調査支援に係る派遣職員等
(左から福岡県・大分県・宇城市・熊本県・佐賀県)

イ 御船町障がい者支援施設復旧事業「町指定史跡 小坂大塚古墳」発掘調査

平成 30 年 1 月 5 日から 2 月 26 日まで、御船町の依頼を受け、御船町が主体となり、県職員 1 人、派遣職員 2 人の合計 3 人で発掘調査を実施した。

小坂大塚古墳は、発災前まで 4 世紀末の直径約 34.0m 前後の円墳と考えられていたが、調査の結果、周溝が大幅に外側に広がり、直径約 54.0m の県内最大級の円墳であること



周溝部完掘状況

が判明した。

この成果を受け、御船町は重要な遺構であると判断し、現地保存について施設側と協議を重ねた。しかし、災害復旧事業のため施設の同地以外での再建が認められず、現地保存を断念し記録保存調査を実施した。

発掘調査の最後には、地元住民や県内外から多くの見学者が集まり、派遣職員が中心となって現地説明会を開催した。

ウ 西原村集落再生事業に伴う「下小森前鶴遺跡」発掘調査

平成30年11月1日から同31年1月31日まで、西原村の依頼を受け、発掘調査を実施した。発掘調査については、村が事務手続を担当し、静岡県からの派遣職員と上天草市の行政実務研修生各1人が現地調査を担当した。

集落再生事業に伴い、整備対象の道路部分を調査し、弥生時代後期の竪穴建物や環濠の一部とみられる「V字溝」を確認した。地元中学校の発掘体験や、現場説明会等、地元住民へ調査成果を周知し、地域への還元を行った^{※27}。

エ 国指定重要文化財江藤家住宅（大津町）災害復旧事業に伴う「岡園長者屋敷遺跡」発掘調査

本調査は、国指定重要文化財（建造物）江藤家住宅の災害復旧に伴い、基礎部の補強や建造物の来歴を知るための調査を目的とした。当初、建造物の修理を受託した事業者が民間の発掘調査組織に発掘調査を委託していたが、県は本調査が保存目的のものと判断し、実施主体を大津町に変更するよう助言した上で事業者にも指導した。



建造物の基礎を調査する鹿児島県派遣職員

当時、大津町に文化財専門職員が不在であったため、県が町の依頼を受けて発掘調査を行った。派遣職員、上天草市の行政実務研修生及び県職員各1人が調査を担当した。

^{※27} 平成30年度に派遣職員により整理され原稿作成まで終えているが、発掘調査報告書は未刊行である。

表 30 国・県事業で県が実施した発掘調査等一覧

() 内はうち派遣専門職員数

調査種別	事業主体・事業名・遺跡名・報告書	実施主体	調査期間 面積	調査員数	備考
発掘	熊本県 九州縦貫自動車道北熊本スマートIC建設 立石遺跡群 熊本県報告第335集 (2019年)	県	平成29年 4月27日～8月31日 2,800㎡	3(2)	
発掘	国土交通省 国道57号北側復旧ルート建設事業 清正公道 熊本県報告第333集 (2019年)	県	平成29年 7月18日～8月25日 400㎡	4(2)	8月19日 現地説明会 参加者102人
発掘	熊本県 国道325号改良工事 赤星石道遺跡 熊本県報告第339集 (2020年)	県	平成29年 7月17日～10月31日 1,396㎡	3(1)	10月6日 台風により中止 12月8日 装飾古墳館で成果報告会 を開催
発掘	熊本県 熊本都市計画事業益城中央被災市街地復 興土地区画整理事業 宮園A遺跡 熊本県報告第342集 (2021年)	県	平成30年 10月30日～12月27日 2,354㎡	3(2)	12月7日 現地説明会 (参加者69 人)
発掘	熊本県 熊本都市計画事業益城中央被災市街地復 興土地区画整理事業 宮園A遺跡 熊本県報告第343集 (2022年)	県	令和2年 4月21日～8月21日 635㎡	2	新型コロナウイルス感染 症対策のため、少人数で 随時公開
発掘	熊本県 熊本都市計画事業益城中央被災市街地復 興土地区画整理事業 宮園A遺跡 熊本県報告第346集 (2023年)	県	令和3年 6月21日～9月3日 622㎡	1	新型コロナウイルス感染 症対策のため、現地説明 会等は未開催
予備調査	熊本県 都市計画道路益城中央線建設 安永遺跡ほか (予備調査)	県	平成27～令和元年	8(7)	調査の結果、埋蔵文化財 なしで回答

表 31 被災市町村発掘調査支援一覧

() 内はうち派遣専門職員数

事業主体・事業名・遺跡名	実施主体	調査期間	調査員数	備考
宇城市 (支援) 災害公営住宅建設事業 大野台地遺跡	宇城市	平成29年 9月4日～11月24日 793.5㎡	3(2)	平成29年10月29日 現地説明会 (台風のため中止)
御船町 (支援) 障がい者支援施設災害復旧工事 小坂大塚古墳	御船町	平成30年 1月5日～2月26日 1,036㎡	3(2)	平成30年3月4日 現地説明会
益城町 (支援) 災害公営住宅建設事業 大辻遺跡	益城町	平成30年9月3日～ 同31年2月18日 5,113㎡	4(3)	平成29年11月3日 現地説明会
西原村 (支援) 下小森地区集落再生事業 下小森前鶴遺跡	西原村	平成30年11月1日～ 同31年1月31日 1,000㎡	3(1)	平成31年1月26日 現地説明会

4 円滑にできた点

平成 28 年度に 16 被災市町村のうち 13 市町村、同 29 年度に 9 市町村、同 30 年度に 4 市町村から支援を依頼され、派遣職員を中心に対応することができた。

令和元年度以降も益城町や熊本城調査研究センターに職員を派遣する等、被災市町村からの依頼に対する支援体制を維持している。

5 課題となった点

復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財対応及び文化財専門職員の派遣受入れを経験し、今後も起こり得る災害を見据え、以下の 2 点について指摘したい。

(1) 文化財専門職員の配置

平成 29 年 4 月からの派遣受入れに伴い、同 30 年 1 月には派遣検討中の都道府県及び指定都市の人事部局等向けの説明会を開催した。その中で最も多かった質問が、派遣先となる被災市町村に文化財専門職員として担当者が配置されているかというものであった。今回の職員派遣では、派遣を受けた自治体の全てに文化財専門職員が配置されており支障はなかった。

なお、県内では、文化財専門職員の配置率が約 80%（令和 5 年 6 月時点、文化庁調べ）に留まる。近年、複数の文化財専門職員を採用する市町村が増加し、文化財保護体制の充実は進んでいる。一方、文化財専門職員を配置していない約 20%の市町村では、新規採用が進んでおらず、二極化が進んでいる。

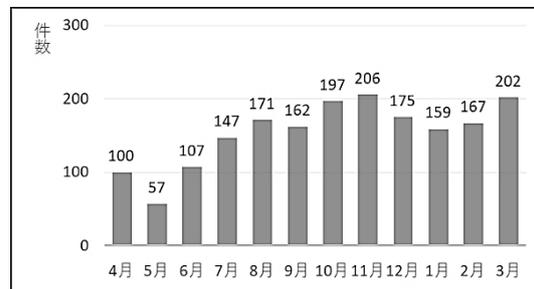
専門職員不在の市町村は、被災時に文化財の状況把握が困難となる可能性が高い。派遣元は、そういった市町村への職員派遣に慎重となる傾向があり、派遣に際し、調整の難航が予想される。

専門職員不在の市町村では、災害時にリスクが生じる可能性を認識し、専門職員の配置を推進することが必要である。県では、専門職員の積極的な配置が進むよう、継続的に助言していく必要がある。

(2) 精度の高い遺跡地図の整備

発災後、市町村で被災住民への対応が続く中、個人専用住宅の再建の開始等、法 93 条の規定による届出が急増した。

これに対し、県は、個人専用住宅等の小規模建造物の建設における埋蔵文化財の取扱い^{【参 15】}について、「従来の分布調査等によって知見がある場合」は、原則として試掘及び確認調査を要しない弾力的な運用を示した。しかし、運用のためには、各市町村が平時から蓄積している遺跡地図等の詳細な土地の情報や、合理的な理由を示した意見書の添付が必要となる。また、

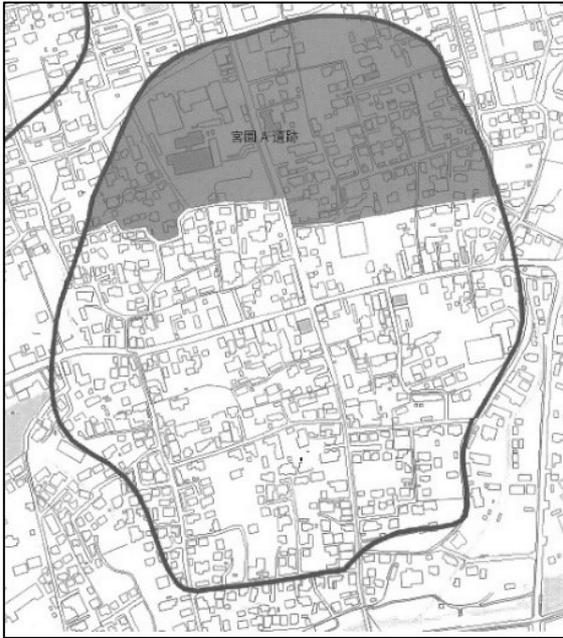


グラフ 1
平成 28 年度における法 93 条に基づく届出数

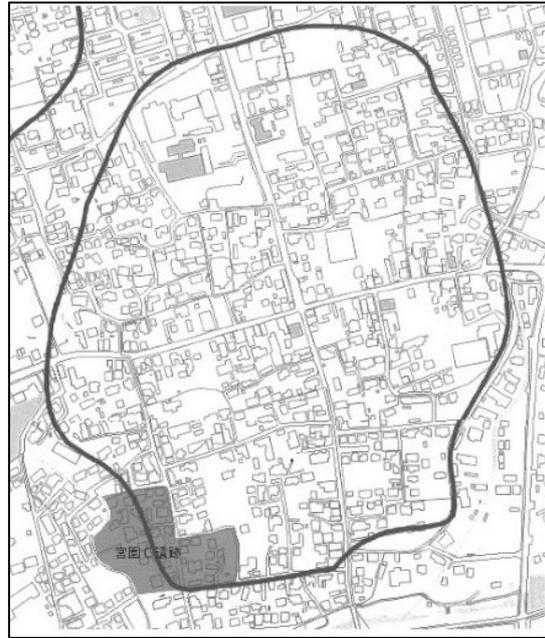
近隣の土地の情報によっては、建築条件により新規の試掘、確認及び発掘調査を回避することも可能である。そのため、遺跡地図の信頼度を向上させ、判断材料となる埋蔵文化財包蔵地の範囲及び地下遺構の状況等を平時から把握しておくことが災害時の円滑な事前審査に繋がる。

また、これまで遺跡地図に周知の埋蔵文化財包蔵地を登録する際に、試掘調査で新たな遺跡が確認された場合は、地形及び将来的な範囲拡大等を勘案し、調査結果よりも広く登録する方法を採ってきた場合もある。しかし、遺跡地図への登録は私有地に制限をかける行為であるため、可能な限り範囲を正確に登録する必要がある。将来、登録理由等の説明が求められた場合には根拠を説明できるよう、客観的資料として提示可能な範囲で埋蔵文化財包蔵地の周知を図る必要がある。

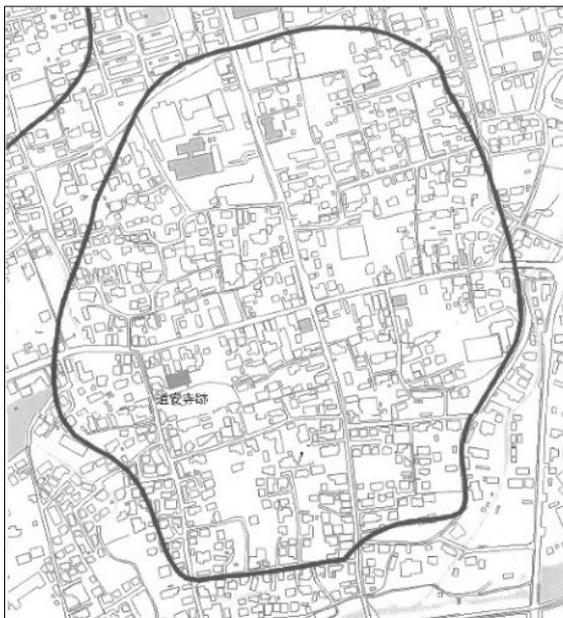
なお、益城町は発災以前の試掘及び確認調査の結果や、平成 29 年度に開始した派遣専門職員による踏査並びに益城町及び県による確認調査結果を踏まえ、土地区画整理事業が行われている宮園 A 遺跡を令和 2 年に遺跡地図を分割及び修正し、高精度の遺跡地図の整備及び周知を図った（図 10）。（長谷部善一）



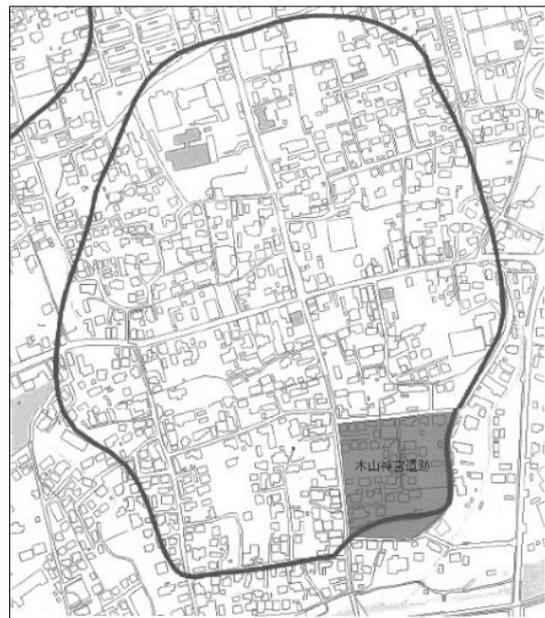
遺跡範囲修正後の宮園 A 遺跡



修正後、登録した宮園 C 遺跡



修正後、登録した道安寺跡



修正後、登録した木山神宮遺跡

図 10 宮園 A 遺跡、遺跡地図を分割・修正した各遺跡の範囲*¹

*¹ 実線は修正前の宮園 A 遺跡の範囲を示す。

○被災時の国の指導・助言の根拠法令

(地方公務員法 第 59 条)

(総務省の協力及び技術的助言)

第五十九条 総務省は、地方公共団体の人事行政がこの法律によつて確立される地方公務員制度の原則に沿つて運営されるように協力し、及び技術的助言をすることができる。

○職員派遣に係る根拠法令

(地方自治法 第 245 条の 4)

(技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求)

第二百四十五条の四 各大臣（内閣府設置法第四条第三項若しくはデジタル庁設置法第四条第二項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めすることができる。

2 各大臣は、その担任する事務に関し、都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、前項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに関し、必要な指示をすることができる。

3 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、その担任する事務の管理及び執行について技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供を求めすることができる。

(地方自治法 第 252 条の 17)

(職員の派遣)

第二百五十二条の十七 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めすることができる。

平成 28 年熊本地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の取扱いについて（通知）

(別紙)

平成 28 年熊本地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の取扱いについて

1 法第 9 3 条関係

(1) 土木工事等のための発掘調査については、法第 9 3 条に規定されている。

(2) 同条第 1 項において読み替えて準用する法第 9 2 条第 1 項により、発掘に着手する日の 60 日前までに届け出ることが必要であるが、同項ただし書きにより、「文部科学省令の定める場合」は例外とされている。

(3) これを受けて、埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則（昭和 29 年文化財保護委員会規則第 5 号。（4）において「規則」という。）第 3 条が定められている。

(4) 今般の平成 28 年熊本地震に伴う復旧工事は、規則第 3 条第 1 項第 2 号に規定する「非常災害その他特別の事由により緊急に発掘を行う必要がある場合」に該当すると考えられる。

2 法第 9 4 条関係

(1) 国の機関等が行う発掘については、法第 9 4 条に規定されている。

(2) 同条第 1 項により、発掘に係る事業計画の策定前に通知することが必要であり、その例外となる場合は定められていない。

(3) しかし、同条の制定の趣旨としては、法第 9 3 条の特例的な規定であるとされており（文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について）（昭和 50 年 9 月 30 日付け文化庁次長通知）第五―三参照）、法第 9 3 条の規定を参考として、法第 9 2 条第 1 項ただし書きの規定を類推適用することが可能であると考えられる。

(4) 以上の解釈により、今般の平成 28 年熊本地震に伴う復旧工事については、その緊急性に応じ、事業計画策定前の通知を要しないものとして取り扱うことが考えられる。

教文第 1 4 3 号
平成 28 年 4 月 28 日

熊本県教育長
(公印省略)

各市町村教育長 様

平成 28 年熊本地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の取扱いについて（通知）

今般の広域かつ大規模な地震災害に関しては、被災地域のおかれた状況等に鑑み、ライフラインの確保など早急な復興事業が急務です。

つきましては、復興に伴う応急措置や復旧工事に係る埋蔵文化財保護の整合を図り、円滑な復興を進めるために、平成 28 年熊本地震に伴う復旧工事については、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 9 3 条、第 9 4 条、第 9 6 条及び第 9 7 条に規定されている届出又は通知に係るものに関し、別紙の取扱いにすることとし、その対象とする範囲は下記のとおりとします。

貴教育委員会におかれましては、この法の趣旨をご理解の上、適切にご対応くださるようお願いいたします。

なお、別紙の取扱いとする場合には、被災状況に応じ、この取扱いを適用する期間及びその適用範囲について適切にご判断願います。

記

1 電気、ガス、上下水道、電話、道路、河川、橋梁、鉄道等の復旧

2 仮設住宅の建設

3 損壊又は焼失した建物その他の工作物の撤去及び整地

4 その他緊急を要する復旧工事

本件問い合わせ先
熊本県教育庁教育総務局文化課
文化財調査第一係 法規担当
Tel.096-333-2706

3 法第96条関係

- (1) 遺跡の発見については、法第96条に規定されている。
- (2) 同条第1項により、遺跡を発見した場合には、現状を変更することなく、運搬なく、届け出ることが必要であり、その例外となる場合は定められていない。
- (3) しかし、同条第1項ただし書には「非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない」とされている。
- (4) 「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」とは、現に災害が発生し、またはその発生が明らかになり予測される急迫の事態において、これに対する応急の措置をとる場合であり、そのような非常災害のために必要な応急措置により遺跡が発見された場合にも、全て通常の運搬のない届出を求めるとは、必ずしも妥当ではないと考えられる。
- (5) 以上の解釈により、今般の平成28年熊本地震に伴う復旧工事については、その緊急性に応じ、遺跡発見時の運搬のない届出を要しないものとして取り扱うことができると考えられる。

4 法第97条

- (1) 国の機関等の遺跡の発見については、法第97条に規定されている。
- (2) 同条第1項により、遺跡を発見した場合には、現状を変更することなく、運搬なく通知することが必要であり、その例外となる場合は定められていない。
- (3) しかし、同条第1項ただし書には「非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない」とされている。
- (4) 「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」とは、現に災害が発生し、またはその発生が明らかになり予想される急迫の事態において、これに対する応急の措置をとる場合であり、そのような非常災害のために必要な応急措置により遺跡が発見された場合にも、全て通常の運搬のない通知を求めるとは、必ずしも妥当ではないと考えられる。
- (5) 以上の解釈により、今般の平成28年熊本地震に伴う復旧工事については、その緊急性に応じ、遺跡発見時の運搬のない通知を要しないものとして取り扱うことができると考えられる。

平成 28 年熊本地震に伴う災害復旧事業に係る文化財保護法第 125 条及び第 168 条の
規定の適用について（通知）

教文第 144 号
平成 28 年 4 月 28 日

各市町村教育長 様

熊本県教育委員会教育長
(公印書略)

平成 28 年熊本地震に伴う災害復旧事業に係る文化財保護法
第 125 条及び第 168 条の規定の適用について（通知）

史跡名勝天然記念物の現状変更については、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 125 条第 1 項本文により文化庁長官の許可が必要ですが、同項ただし書において「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」は許可を要しないこととされています。

本条に関し、平成 28 年熊本地震に伴う災害復旧事業で被災市町村の史跡名勝天然記念物の指定に係る土地で行われるものについては、下記により、「非常災害のために必要な応急措置」の取り扱いとします。

また、国の機関が災害復旧事業を行う場合における文化財保護法第 168 条の規定の適用についても、同様の取扱いとします。
貴教育委員会におかれましては、この旨御丁知の上、事務処理に遺漏のないようお取り計らい願います。

また、個別の事案について疑義が生じた場合は、その都度御照会願います。
なお、このことについては、文化庁と協議済であることを申し添えます。

記

対象となる災害復旧事業の範囲は、平成 28 年熊本地震に伴う復旧事業のうち、以下の①から⑦までにいずれかに該当し、かつ、平成 28 年 7 月 31 日までに着手するものとする。

- ① 崩落した土砂、落石等の撤去及び除去
- ② 崩落した法面等の応急的な崩落防止対策
- ③ 損壊又は焼失した建物その他の工作物の撤去及び整備地
- ④ 地震等により堆積した土砂、漂流物、塵芥等の撤去、除却及び整地
- ⑤ 緊急車両のための仮設道の設置
- ⑥ 撤去物の仮置き
- ⑦ その他緊急を要するもの

なお、災害復旧事業の進捗状況等にかんがみ、上記取扱いの延長が必要な場合は、別途通知する。

本件問い合わせ先
熊本県教育庁教育総務局文化課
文化財調査第一係 法規担当
TEL：096-333-2706
FAX：096-384-7220

平成 28 年熊本地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の
取扱いについて（通知）

教文第 169 号 平成 28 年 5 月 9 日	熊本市教育長 (公印省略)	平成 28 年熊本地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の 規定の取扱いについて（通知） 今般の広域かつ大規模な地震災害に関しては、被災地域のおかれた状況等に鑑み、ライフ ラインの確保など早急な復興事業が急務です。 つきましては、復興に伴う応急措置や復旧工事と埋蔵文化財保護の整合を図り、円滑な復 興を進めるために、平成 28 年熊本地震に伴う復旧工事については、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 9 3 条、第 9 4 条、第 9 6 条及び第 9 7 条に規 定されている届出又は通知に係るものに関し、別紙の取扱いにすることとし、その対象とす る範囲は下記のとおりとします。 なお、別紙の取扱いとする場合には、被災状況に応じ、この取扱いを適用する期間及びそ の適用範囲について適切に判断するよう、市町村教育委員会あて通知しましたのでお知らせし ます。
国関係機関 各位		記 1 電気、ガス、上下水道、電話、道路、河川、橋梁、鉄道等の復旧 2 仮設住宅の建設 3 損壊又は焼失した建築物その他の工作物の撤去及び整地 4 その他緊急を要する復旧工事
		本件問い合わせ先 熊本県教育庁教育総務局文化課 文化財調査第一係 法規担当 Tel.096-333-2706

教文第 169 号 平成 28 年 5 月 9 日	熊本市教育長 (公印省略)	平成 28 年熊本地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の 規定の取扱いについて（通知） 今般の広域かつ大規模な地震災害に関しては、被災地域のおかれた状況等に鑑み、ライフ ラインの確保など早急な復興事業が急務です。 つきましては、復興に伴う応急措置や復旧工事と埋蔵文化財保護の整合を図り、円滑な復 興を進めるために、平成 28 年熊本地震に伴う復旧工事については、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 9 3 条、第 9 4 条、第 9 6 条及び第 9 7 条に規 定されている届出又は通知に係るものに関し、別紙の取扱いにすることとし、その対象とす る範囲は下記のとおりとします。 なお、別紙の取扱いとする場合には、被災状況に応じ、この取扱いを適用する期間及びそ の適用範囲について適切に判断するよう、市町村教育委員会あて通知しましたのでお知らせし ます。
県関係機関 各位		記 1 電気、ガス、上下水道、電話、道路、河川、橋梁、鉄道等の復旧 2 仮設住宅の建設 3 損壊又は焼失した建築物その他の工作物の撤去及び整地 4 その他緊急を要する復旧工事
		本件問い合わせ先 熊本県教育庁教育総務局文化課 文化財調査第一係 法規担当 Tel.096-333-2706

- (3) しかし、同条第1項ただし書には「非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない」とされている。
- (4) 「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」とは、現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において、これに対する応急の措置をとる場合であり、そのような非常災害のために必要な応急措置により遺跡が発見された場合にも、全て通常の運滞のない届出を求めることは、必ずしも妥当ではないと考えられる。
- (5) 以上の解釈により、今般の平成28年熊本地震に伴う復旧工事については、その緊急性に応じ、遺跡発見時の運滞のない届出を要しないものとして取り扱うことができる考えられる。

4 法第97条

- (1) 国の機関等の遺跡の発見については、法第97条に規定されている。
- (2) 同条第1項により、遺跡を発見した場合については、現状を変更することなく、運滞なく通知することが必要であり、その例外となる場合は定められていない。
- (3) しかし、同条第1項ただし書には「非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない」とされている。
- (4) 「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」とは、現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において、これに対する応急の措置をとる場合であり、そのような非常災害のために必要な応急措置により遺跡が発見された場合にも、全て通常の運滞のない通知を求めることは、必ずしも妥当ではないと考えられる。
- (5) 以上の解釈により、今般の平成28年熊本地震に伴う復旧工事については、その緊急性に応じ、遺跡発見時の運滞のない通知を要しないものとして取り扱うことができる考えられる。

(別 紙)

平成28年熊本地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の取扱いについて

1 法第93条関係

- (1) 土木工事等のための発掘調査については、法第93条に規定されている。
- (2) 同条第1項において読み替えて準用する法第92条第1項により、発掘に着手する日の60日前までに届け出ることが必要であるが、同項ただし書きにより、「文部科学省令の定める場合」は例外とされている。
- (3) これを受けて、埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則(昭和29年文化財保護委員会規則第5号。(4)において「規則」という。)第3条が定められている。
- (4) 今般の平成28年熊本地震に伴う復旧工事は、規則第3条第1項第2号に規定する「非常災害その他特別の事由により緊急に発掘を行う必要がある場合」に該当すると考えられる。

2 法第94条関係

- (1) 国の機関等が行う発掘については、法第94条に規定されている。
- (2) 同条第1項により、発掘に係る事業計画の策定前に通知することが必要であり、その例外となる場合は定められていない。
- (3) しかし、同条の制定の趣旨としては、法第93条の特例的な規定であるとされており(「文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について」(昭和50年9月30日付け文化庁次長通知)第五一三参照)、法第93条の規定を参考として、法第92条第1項ただし書の規定を類推適用することが可能であると考えられる。
- (4) 以上の解釈により、今般の平成28年熊本地震に伴う復旧工事については、その緊急性に応じ、事業計画策定前の通知を要しないものとして取り扱うことが考えられる。

3 法第96条関係

- (1) 遺跡の発見については、法第96条に規定されている。
- (2) 同条第1項により、遺跡を発見した場合には、現状を変更することなく、運滞なく、届け出ることが必要であり、その例外となる場合は定められていない。

熊本県内における建築物等の小規模な地下構造物（杭等）の取り扱い基準について（通知）

別添

熊本県内における建築物等の小規模な地下構造物（杭等）の取り扱い基準（案）

【定義】
建築物等の小規模な地下構造物とは、建築物や構造物の地盤の補強を目的とする各種の杭、独立系基礎、柱状改良等及び土壌改良等による表層改良等という（以下、「杭等」という）。

【発掘調査の実施】
杭等の設置面積が建設施工面積のおおむね10%を超え、その解体までの工事、工法が埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合は、当該建築工事範囲全体の「発掘調査」を実施する。

【工事立会の実施】
杭等による建築物等において解体及び撤去作業の実施にあたっては、埋蔵文化財が地下に最小限の影響のもと保存されているため「工事立会」を指示することができる。

【慎重工事の実施】
杭等の撤去等にあたって、その後の建築物等に従前の基礎を残し再利用することが確認される場合、また建築に伴い新たな掘削を実施しない場合においては遺跡の保護の観点から「慎重工事」を指示することができる。

《参考》
○ 『九州地区埋蔵文化財事前審査の取扱い』2008年11月 埋蔵文化財保護対策等九州地区協議会

教文第651号
平成28年7月11日

各市町村教育長 様

熊本県教育長 宮尾千加子
(公印省略)

熊本県内における建築物等の小規模な地下構造物（杭等）の取り扱い基準について（通知）
このことについて、熊本県内の個人住宅等において地下構造物（杭等）を伴う工事事例が増加してきましたので、その取り扱いについて、別紙のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

添付資料
1 【別紙】熊本県内における建築物等の小規模な地下構造物（杭等）の取り扱い基準
2 【参考】文化財保護法第93条第1項条文

本件問い合わせ先
熊本県教育庁教育総務局文化課
文化財調査第一係 法規担当
TEL.096-333-2706

平成 28 年熊本地震の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて（通知）

平成 28 年熊本地震の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて

- 1 取扱いの基本原則
- (1) 被災地の状況にかんがみ、早急な復旧・復興が急務であるとの認識のもと、復旧・復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護との整合を図るものとする。
 - (2) 具体的には、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」（平成 10 年 9 月 29 日庁保記第 75 号文化庁次長通知、以下、「平成 10 年通知」という。）を踏まえて、適切な措置を執りつつ、被災地の実情にあわせて弾力的な運用の措置を執ることができるものとする。
- 2 適用範囲等
- (1) この取扱いの適用範囲は、熊本地震の復旧・復興事業（被災建物その他の工作物の撤去・整地・修理・復旧等、被災地域等における建物その他の工作物の新設、土地区画整理事業・土地改良事業等）の実施に伴う埋蔵文化財の取扱いとする。
 - (2) この取扱いの適用期間は、県内市町村教育委員会における復旧・復興事業に応じ、熊本県教育委員会において別途、定めるものとする。
- 3 埋蔵文化財の取扱い等
- (1) 復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いは、平成 10 年通知を踏まえつつ、以下の点について、弾力的な運用を図るものとする。
 - ① 試掘・確認調査
 - 周知の埋蔵文化財包蔵地内であって、従前の分布調査等によって知見がある場合は、原則、試掘・確認調査を要しないものとする。
 - ② 記録保存のための発掘調査
 - 被災前の規模・構造を大きく変えないで行われる建物その他の工作物の復旧の場合は、原則、発掘調査を要しないものとする。
 - (2) 取扱いに関する留意事項
 - ① 個人の住宅・店舗、小規模又は簡易な集合住宅、電気・水道等の生活関連公共施設の改修及び新築、道路の改修等、住民の生活に密着しており、かつ、埋蔵文化財への影響が比較的に少ない事業については、復旧・復興の推進に配慮すること。
 - ② 大規模な集合住宅・事務所、公共施設の改修・新設等、相当程度の埋蔵文化財への影響が予測される事業については、事業実施に当たり時間

教文 7 8 8 号
平成 28 年 7 月 28 日

関係市町村教育委員会教育長 様

熊本県教育長 宮尾千加子
(公印省略)

平成 28 年熊本地震の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて（通知）
熊本地震からの復旧・復興事業につきまして、日頃からご協力頂きありがとうございます。

埋蔵文化財の取扱いについては、文化財保護法の弾力的運用として文化庁と協議のうえ平成 28 年 4 月 28 日付教文第 143 号で「平成 28 年熊本地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の取扱いについて」として通知させて頂いたところです。
埋蔵文化財の取扱いについては、被災地の状況にかんがみ、早急な復旧・復興が急務であるとの認識のもと、復旧・復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護との整合を図ることが必要であります。
ついては、別紙「平成 28 年熊本地震の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」にご留意の上、適切にご対応くださるようお願いいたします。

本件問い合わせ先
熊本県教育庁総務局文化課
文化財調査第一係 法規担当
TEL.096-333-2706

的余裕等の事業者側の許事情に配慮しつつ、埋蔵文化財の適切な保護に遺漏のないよう措置すること。

③ 道路建設や土地区画整理事業等相当範囲にわたり都市の基盤全体に係わって行われる事業及び田畑における土地区画整理事業等相当範囲にわたり農地全体に係わって行われる事業については、その事業計画の初期の段階から事業者側と調整し、埋蔵文化財の調査等を当該事業の内容・進行過程の一部として組み込むこと等により、事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護に遺漏のないように措置すること。

④ 上記②及び③に掲げる事業については、周知の埋蔵文化財包蔵地外において、遺構や遺物が発見されることに備え、分布調査（現地踏査）や試掘調査を行い、あらかじめ埋蔵文化財の範囲や性格等を把握することが、事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護に資する観点から望ましいこと。

(3) 発掘調査等の体制

事前の試掘・確認調査及び記録保存のための発掘調査の実施については、全国的な協力を得て、熊本県・熊本市において市区町村に対する支援等の措置を執り、発掘調査担当者を集中的に投入するなどして、迅速な対応に努めるものとする。

平成28年熊本地震に伴う埋蔵文化財保護に関する連絡会議設置要項

平成28年熊本地震に伴う埋蔵文化財保護に関する連絡会議設置要項

熊本県教育長裁定

平成28年7月5日

- 1 目的

平成28年熊本地震復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査等に関する情報の共有及び意見交換の場として設置し、復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いの平準化を図る。
- 2 会議検討事項

以下の事項について検討する。

 - (1) 震災復興に伴う埋蔵文化財対応
 - (2) 埋蔵文化財発掘調査の実施方法
 - (3) 調査報告書等、整理業務の実施
 - (4) 体制等の整備充実と震災復興調査に係る派遣職員等の受入れ
 - (5) その他必要な事項
- 3 実施方法
 - (1) 別紙機関の埋蔵文化財主管課長及び担当者の協力を得て実施する。
 - (2) このほかに必要に応じ、関係者の協力を求めることができる。
- 4 その他

本会議に関する庶務は、熊本県教育庁教育総務局文化課が行う。

〔別表〕 会議構成市町村一覧

指定都市	熊本市
宇城管内	宇城市
菊池管内	菊池市、合志市、大津町、菊陽町
阿蘇管内	阿蘇市、南阿蘇村、西原村
上益城管内	御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
八代管内	八代市、氷川町
オブザーバー	文化庁

第10章 未指定歴史的建造物

1 被害状況

平成28(2016)年6月25日から九州各県のヘリテージマネージャーにより、指定等文化財か否かに限らず、「歴史的建築総目録データベース」及び近代和風建築総合調査等の対象となった建造物1,687件の一次調査が実施された(第3章)。

被害状況は、被害なし845件、軽微360件、部分破壊及び傾斜389件、半壊57件、全壊36件であり、部分破壊以上が全体の約29%に上った。

2 復旧支援

県は、未指定歴史的建造物の保全と所有者負担の軽減を図るため、平成29年2月に文化財基金を活用した未指定歴史的建造物に対する支援制度を創設し、その復旧を行う所有者に対して支援を行っている。文化財ドクター派遣事業によるヘリテージマネージャーの一・二次調査の結果、選別された114件に、市町村及び復旧支援委員会メンバーの推薦による追加対象45件を加えた159件^{※28}を支援対象とした。

補助率は、原則として総事業費の1/2であるが、国登録有形文化財への登録(文化財登録原簿への登録の手続)に対する同意書を提出した場合は補助率が2/3となる。

また、復旧工事実施前の所有者支援事業(図4)と、復旧完了後の国の登録有形文化財への意見具申書類作成業務(図11)については、県文化課が日本建築士会連合会へ委託し、所有者への支援を行った(第3章)。

なお、歴史的建造物の復旧に対する支援制度は、基本的に原形復旧工事に対する支援である。補助対象となる建造物の選定及び工法等の審議については、歴史的建造物の有識者や県建築士会に所属するヘリテージマネージャー等3名で組織する歴史的建造物検討委員会^{【参17】}が行い、承認を得た建造物に対して支援を行った。委員会は令和5(2023)年3月までに23回開催した。

[参考] 歴史的建造物検討委員会開催実績

令和5年3月時点

年度	回数	年度	回数
平成29年度	3	令和2年度	3
平成30年度	10	令和3年度	1
令和元年度	5	令和4年度	1
合計		23	

^{※28} 当初の補助対象件数は159件であったが、復旧対象は157件となっている。これは、同一敷地内の複数の建造物を、当初は個別に計上したが、復旧の過程においてそれらを1件とする等、計上の際の考え方を随時整理したことによる。

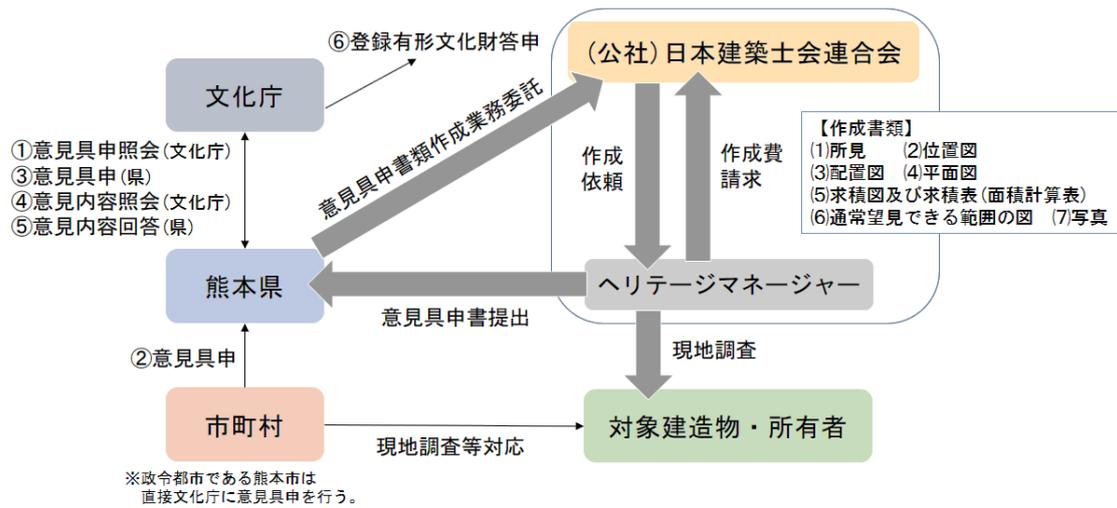


図 11 登録有形文化財化事業 スキーム図

3 復旧状況

被災した未指定歴史的建造物 157 件のうち約 8 割の 128 件について、所有者が保存の意向を示した。また、この 128 件のうちグループ補助、自力による復旧又は現状維持を除く 77 件が文化財の補助金申請意向を示した。現在、このうち約 9 割に当たる 74 件が復旧済である（表 32）。

表 32 復旧対象件数の内訳及び復旧状況

令和 5 年 5 月時点

復旧対象 (157件)												
保存意向建造物 (128件)											保存困難 (解体済)	
被災文化財等補助金 (77件)					その他 (51件)							
事業計画承認	未申請	グループ補助金で復旧			自力	現状維持						
74	3	17			30	4	29					
区分	保存意向 建造物	文化財補助 申請意向						その他				
		事業計画 承認	(交付決定)	(復旧済)	(繰越)	未申請	G補助金で 復旧	自力 復旧	現状 維持			
H29	125	80	27	(14)	(4)	(10)	53	45	17	28	0	
H30	繰越分	—	—	—	—	(5)	(5)	23	45	17	28	0
	現年	127	82	32	(42)	(11)	(31)					
R1	繰越分	—	—	—	—	(27)	(9)	8	46	17	29	0
	現年	126	80	13	(10)	(3)	(7)					
R2	繰越分	—	—	—	—	(11)	(5)	5	51	17	30	4
	現年	129	78	1	(7)	(5)	(2)					
R3	繰越分	—	—	—	—	(3)	(4)	5	51	17	30	4
	現年	129	78	0	0	0	0					
R4	R5.3月末	128	77	1	(1)	(5)	0	3	51	17	30	4
R5.3月末累計		128	77	74	(74)	(74)	0	3	51	17	30	4

4 課題

補助事業を活用して復旧した建造物を復旧後に売却又は解体する場合の取扱いについては、県の補助金関係規則等に定められている。しかし、補助事業の選択時に、その内容を確実に周知できておらず、補助事業者（所有者）が建物の売却又は解体の制限、又は手続等を把握していなかったため、復旧後の保存の業務について誤解が生じた事例があった。補助事業の申請前に、事業目的及び売却又は解体の制限等について明確に説明する必要がある。

また、熊本地震からの復旧に当たっては、文化財基金により未指定歴史的建造物の復旧支援を行うことができた。しかし、通常は未指定文化財の復旧支援制度は無く財源も確保されていないため、今後、災害時における未指定歴史的建造物の復旧支援に係る仕組みの検討が必要である。

佐伯家住宅（家屋）

1 文化財概要

佐伯家住宅（阿蘇市波野）は明治10（1877）年の西南戦争の際に焼失し、同13年頃に新築された。

当初の建造棟は住宅1棟、長屋門萱葺1棟、倉庫2棟、納屋1棟、湯殿1棟で周囲は土壁で囲まれていた。その後、昭和35年に住居の一部及び湯殿等下屋を取り壊した。

平成4（1992）年における長屋門の萱葺屋根の火災を契機に、屋根を瓦に葺き替えた。

主屋は土壁と母屋が一体となった形式で、ほかでは類を見ない。県境地域における庄屋建築の特徴を知る上で貴重な建物である。



外壁ひび割れ状況

2 被害状況等

佐伯家住宅に程近い阿蘇市波野の地震観測所では、前震時に震度4、本震時に震度5弱の揺れが観測された。この揺れにより、主屋、蔵、長屋門、味噌蔵の外壁のひび割れ、破風漆喰塗の剥落等を確認した。また、内部の土壁にひび割れが随所に見られた。被害の大部分は、内外装の損壊であった。

3 復旧支援

令和元（2019）年12月に開催した第17回歴史的建造物検討委員会にて工法審議を行い、同2年4月に補助金の交付を決定した。

4 復旧状況

佐伯家住宅は、令和2年6月から復旧工事を行った。途中で蔵の本棟のずれや漆喰等の剥落及び下屋柱の補強が必要であることが判明したため、追加で工事を行い、同年3月2月に竣工した。

5 課題となった点

歴史的建造物の修理工事は、設計や施工業者に専門性が求められる。そのため、同時期に複数の工事が重なると施工業者等が不足する状況になった。

また、漆喰塗りは冬場の施工に適さない等、時期を選ぶ工事内容等もあった。これらを踏まえた上で、可能な限り計画的な復旧を実施する必要がある。

料理谷邸「商工クラブ」(商業施設)

1 文化財概要

江戸時代に熊本藩主細川家の料理人を代々務めてきた由緒ある「料理谷家」の邸宅である。明治19(1886)年から同23年頃に建設された間口の広い町屋であり、明治時代以降、現在地(熊本市中央区西阿弥陀寺町)で「商工クラブ」として料亭、宴会場、結婚式場、旅館等を営んでいた。現在は、テナントの経営及び旅館の営業をしている。

2 被害状況等

商工クラブに程近い熊本市中央区大江の地震観測所では、前震時に震度5強、本震時に震度6強の揺れが観測された。この揺れにより、屋根瓦全体に浮き、ずれが見られた。また、内部の土壁等の随所にひび割れ、剥落があり、特に西面が全体的に損壊した。このほか、床、天井ともに漏水による被害が広範囲に及んだ。



北西側からの外観(提供:熊本市)

3 復旧支援

商工クラブは、復旧予定の未指定歴史的建造物に追加対象となった建造物であり、令和元(2019)年度に対象として認められた。大規模な復旧工事であったため、緊急性の高い屋根瓦の工事を一期工事とし、内装部分を二期工事とした。

一期工事については、同年9月に開催した第16回歴史的建造物検討委員会にて工法審議を行い、同年10月に補助金の交付を決定した。二期工事については、令和2年9月に開催した第20回歴史的建造物検討委員会にて工法審議を行い、同年10月に交付決定を行った。

4 復旧状況

屋根瓦工事の一期工事は、令和元年から同 2 年に実施した。続いて、内装部分の二期工事は、令和 2 年から同 3 年まで行った。所有者の意向で、内装部分に関しては復旧後のテナント活用を見越してのリノベーション工事となった。

5 課題となった点

本事業は原形復旧工事に対する支援のため、リノベーションを含む工事に関しては、歴史的建造物検討委員会で支援対象か否かを判断する。委員会で対象と認められたが、その後の竣工確認検査の際に、担当のヘリテージマネージャーと県文化課、市町村教育委員会の担当で支援対象を確認した際に、当初の計画から素材等に変更が生じていた部分もあり、判断が困難な事例であった。 (高野和隆)

平成 28 年熊本地震被災文化財復旧復興基金活用歴史的建造物検討委員会設置要綱

平成 28 年熊本地震被災文化財復旧復興基金活用歴史的建造物検討委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金条例に基づく基金を活用し、熊本地震で被災した歴史的価値のある建造物（以下「歴史的建造物」という。）を復旧するため、平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金活用歴史的建造物検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の審議事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 歴史的建造物の復旧に係る基本方針
- (2) 基金を活用し復旧する建造物の選定
- (3) 基金を活用する建造物の復旧方法
- (4) その他、必要な事項

(構成)

第 3 条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

(役員)

第 4 条 委員会には、会長、副会長をそれぞれ 1 名置く。

2 会長は、委員の互選により、副会長は会長の指名により選任する。

(役員職務)

第 5 条 会長は、委員会を招集し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(事務局)

第 6 条 委員会の事務を処理するために、熊本県教育庁教育総務局文化課に事務局を置く。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員会において決定する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 4 日から施行する。

[別表]

職名	氏名
熊本大学大学院自然科学研究科教授	伊東 龍一
熊本高等専門学校特命客員教授	磯田 節子
公益社団法人熊本県建築士会 まちづくり委員長	山川 満清
オブザーバー	文化庁

第 1 1 章 未指定動産文化財

1 被害状況

平成 28 (2016) 年 4 月 15 日、被災文化財の復旧に際し、県は各市町村に対して前震による被害状況の照会を実施した。しかし、翌日には本震が発生したことで状況が悪化し、被災文化財の件数は一層増加した。

この照会を経て、5 月 13 日時点で県が把握した被災文化財は、指定等文化財 157 件、未指定文化財 7 件であった^{※29}。未指定文化財の内訳は、装飾古墳館が管理する横山古墳 1 件、県立美術館所蔵の絵画及び彫刻等 6 件と、いずれも公的な収蔵施設が管理するもので、民間所有の未指定文化財の被害はほとんど把握できなかった。

また、前述のとおり、同月から県文化財保護指導委員による文化財レスキュー事業実施のための事前調査が行われた (第 4 章)。全県的な事前調査の結果、多くの文化財が危険地域等に所在することから要検討とされたものの、6 月時点で 11 件の未指定文化財が被災確定とされた (表 33)。これらの結果は、発災直後において、行政の管理下にない未指定動産文化財の状況把握が如何に困難であるかを示しているといえる。

表 33 事前調査の結果

平成 28 年 6 月時点

分類	分類の説明	市町村指定	未指定	合計
×	大部分がき損又は半倒壊以上の状態にあり、早急な救出が必要	7	8	15
△	部分的なき損に留まるが、いずれは修理が必要	16	3	19
	被災確定分 小計	23	11	34
※	危険地域又はアクセス困難等のため確認不可	72	531	603
	要検討分 合計	95	542	637

2 復旧支援

平成 29 年 9 月、未指定動産文化財の保全と所有者負担の軽減を図るため、県は文化財基金を活用した支援制度を創設した (第 2 章)。補助率は、原則として総事業費の 2/3 である。

未指定動産文化財の復旧に係る支援制度の対象については、文化財レスキュー事業で救出した未指定動産文化財、及び宗教法人を除く民間所有の被災した未指定動産文化財のうち一定の価値を有するものとした。

対象文化財の選定及び工法等の審議については、有識者 3 名で組織する動産検討委

^{※29} 照会では、国及び県指定等文化財に関しては回答を必須とし、市町村指定文化財及び未指定文化財に関しては任意での回答とした。

員会が行い、承認を得た文化財に対して支援を行った【参18】。

県は同委員会を令和4年3月までに8回開催し、8件38点が支援対象となった（表34）。同4年度中に全ての修理が完了した。

表34 支援対象となった未指定動産文化財

令和4年3月時点

年度	件数（点数）	年度	件数（点数）
平成30年度	2（24）	令和3年度	1（2）
令和元年度	5（23）*1	令和4年度	1（2）
令和2年度	2（6）*2	合計	8（38）

*1 このうち1件（19点）は平成30年度から2年間、補助対象となったため各年度に計数している。

*2 このうち1件（2点）は令和2年度から3年間、補助対象となったため各年度に計数している。

3 民間の助成制度

文化財の復旧は平時から、文化財が所在する自治体の補助や、民間財団等からの助成を受けて行われている。中でも、市町村指定文化財及び未指定文化財の復旧については、自治体の補助率が低い場合や補助対象でない場合があり、所有者の負担軽減のためには、民間の助成制度の活用が不可欠となっている。

熊本地震からの復旧においては、以下の財団を始めとした民間の助成制度を活用し、多数の文化財が復旧に至った。これらの文化財については、一般公開も視野に入れた活用が進められている。

（1）公益財団法人住友財団

公益財団法人住友財団は、約30年間にわたって美術工芸品を中心とした文化財の保存修理事業に助成を行っている。

本県では、熊本地震に際し、平成28年度に2件、同29年度に1件、合計3件の助成を受けた。内容はいずれも市町村指定及び未指定の彫刻で、後述する菱形八幡宮神像群（熊本市）もその一つである。

（2）公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団

公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団は、昭和63年、画家の平山郁夫により創設された。

本県では、熊本地震に際し、財団は文化庁と協力して寄附を募り、平成30年度までは、文化財レスキュー事業に対する助成を行った。また、同31年度以降は、県教育委員会から推薦のあった文化財に対して助成が行われている。これまで、令和元年度に5件、同2、3、4年度に各1件、年度を跨ぐ継続事業1件、合計9件の文化財が助成を受けた。内容は、市町村指定及び未指定の彫刻、絵画、建造物と多岐にわたる。

4 課題

未指定文化財は指定等文化財と比べて数が多いことに加えて、信仰上の理由から調査が実施されていない場合や、旧所有者から新所有者への相続が行われていない場合等、網羅的な把握が困難である。特に動産文化財は個人の財産権とも関わるため、所有者とのやり取りを慎重に進める必要があり、県として本格的な調査に踏み出せていないのが現状である。この状況は熊本地震の発災時も同様で、県では県内の未指定動産文化財の所在等を十分に把握していなかった。

前述のとおり、県文化課は未指定動産文化財の被害状況確認を行うに際し、過去の調査報告書に基づくリストを作成した（第4章）。しかし、調査実施から約20年が経過していたため、所有者情報の変更等により所在が確認できなかった文化財があった。未指定文化財の所在リストの定期的な更新は大きな課題と言える。

現在、県文化課では、未指定文化財の流出及び滅失防止のため、各文化財類型の計画的な悉皆調査を検討している。災害等により散逸の危険性が高い動産文化財（古文书や美術工芸品の類）は、優先的に取り組む予定である。

菱形八幡宮神像群（彫刻）

1 文化財概要

菱形八幡宮神像群（熊本市北区植木町円台寺）は、木造男女神像18軀、木造十一面観音像1軀、隨身像2軀、狛犬2軀及び獅子頭2面の合計25点の彫刻からなる。熊本地震では、このうち、八幡宮社殿に納められていた男女神像18軀及び観音像1軀の合計19軀が被災した。

男女神像は、平安時代末期（12世紀頃）、鎌倉から南北朝時代（13～14世紀）、室町から江戸時代（15～18世紀）と幅広い時代相を示している。在地性が強い作風から、九州の仏師の手によるものと考えられる。中世から近世にかけての一括資料であり、当地の神像彫刻制作とその展開について考察する上で極めて貴重な作例である。

また、北畠親房により延元4（暦応2、1339）年に成立した「神皇正統記」によると、菱形八幡宮が所在する熊本市北区植木町は八幡神出現の地とされ、八幡宮の創建は平安時代まで遡る可能性がある。近傍に建久4（1193）年及び同7年の方柱卒塔婆や県指定史跡の円台寺の摩崖仏等が残されていることから、当地が古くから地域の信仰の拠点であったことが示唆される。

現在、八幡宮は近隣の3集落約70戸の氏子により共同で管理され、神像群は熊本県立美術館に一括で寄託されている。令和2（2020）年、熊本市指定有形文化財に指定された^{※30}。

^{※30} 令和2年12月16日付け議第84号「熊本市指定有形文化財の指定について」熊本市教育長。

2 被害状況等

菱形八幡宮に程近い熊本市北区植木町の地震観測所では、前震時に震度5強、本震時に震度6弱の揺れが観測された。この揺れにより、菱形八幡宮付近の巨岩が崩落し、社殿が押しつぶされる形で全壊した。社殿に納められていた神像19軀は、社殿ごと土砂に埋没し、平成28年12月の救出時まで埋もれたままの状態であった。

救出時、被災した19軀の表面各所には虫害やカビが発生していたほか、損傷箇所に水分を含み、木質部の脆弱化等の被害が生じていた。



白カビが発生し底部が著しく損傷した神像

3 復旧支援

県は動産検討委員会を設置し、基本方針を定めた上で、復旧する未指定動産文化財を選定した（第4章）。

第1回動産検討委員会では、被災した19軀のうち特に歴史的価値が高いとされた9軀の復旧について審議された。しかし、将来的には一括指定すべきとの意見を受け、第2回動産検討委員会では、残る10軀も支援対象として承認された。

4 復旧状況

(1) 修理作業

前述のとおり、救出時、被災した19軀には著しい虫害やカビ被害が確認されたため、平成29(2017)年7月に県が一時的に借用した保管施設内で燻蒸処理を行った。

その後、同30年度から令和元年度にかけて、公益財団法人美術院が九州国立博物館内の施設で修理を行った。

修理作業では、主に表面付着物の除去や、有機溶剤を用いたクリーニングの実施、脆弱化が進行した箇所の樹脂を用いた材質強化、虫穴の充填等が行われた。また、像底が安定しない像には受台を設け、新補保存台に安置した。



一般公開された6軀の神像

(2) 一般公開等

令和元年6月16日、修理完了を記念し、菱形八幡宮での式典と併せて被災した19

軀のうち6軀^{※31}の一般公開が行われた。

同2年夏季に県立美術館で公開され、11月には、熊本市指定有形文化財（美術工芸品）として一括指定を受けた。

5 課題となった点

文化財レスキュー事業で救出された文化財の状態は多様であり、それぞれの扱いに苦心した。特に、被災した19軀のように菌類や虫による被害が甚大なものを他の文化財とともに保管する場合、二次的被害が及ばないよう十分な注意を払う必要があった。具体的には、収納箱の上からエアキャップでの密封等を行った。

被災した19軀は、地震で倒壊した社殿から地元住民が苦心して救出したという点からも注目度が高く、比較的円滑に事業が進んだ例といえる。

万日塔（石造物）

1 文化財概要

万日塔（熊本市西区春日万日山）は、万日山の麓、南東側斜面に所在する3基の石塔である。

安永元（1772）年成立の「肥後国誌」によると、万治2（1659）年、当地には如意庵という小寺院があり、一万日間昼夜にわたって念仏を唱えていたため（常念仏）、周辺を「万日」と称するようになったという。

3基の石塔はこの常念仏を記念し、それぞれ天和4（1684）年、宝永8（1711）年、享保21（1736）年に建立された。1基当たり10,000日間（約27年間）の念仏を記念したものと考えると、80年以上にわたり当地で常念仏が行われていたこととなる。

各石塔に歴代住職や一門の僧侶のほか、町民の名前が多数刻まれていることから、僧侶のみならず町民も行事に参加し、石塔建立の費用を出資したと考えられ、当時の念仏信仰の在り方の一片を示す貴重な資料とされる。令和3（2021）年、市指定有形民俗文化財に指定された^{※32}。



転倒した万日塔（提供：熊本市）

2 被害状況等

万日塔に程近い熊本市西区春日の地震観測所では、前震時に震度6弱、本震時に震度6強の揺れが観測された。平成28（2016）年度時点で熊本市が確認した万日塔の主な被害は、3基のうち2基の転倒及び宝珠部分の破損、残る1基の塔身の回転及びず

^{※31} 環境変化等の影響を考慮し、19軀中6軀を公開することとした。

^{※32} 令和3年4月14日付け議第34号「熊本市指定有形民俗文化財の指定について」熊本市教育長。

れであった。なお、被災による所在位置の大幅な移動は確認されなかった。

3 復旧までの経緯

平成 29、30（2017、2018）年度、県は文化財基金を用いた未指定動産文化財に対する支援制度の採択要望について、各市町村に照会を実施した（第 4 章）。この時、熊本市は万日塔の被災を確認していたものの、所有者が不明であったことから申請には至らなかった。

その後、熊本市は万日塔の所有者について歴史資料等から手がかりを発見し、現在の所有者となり得る所在地の範囲等を検討した。最終的に所有者となった春日校区第 11 町内自治会（以下「自治会」という。）からは、今後の万日塔の管理を請け負うことについて承諾を得られたとともに、万日塔の修理について問合せがあった。

同 31 年 4 月、熊本市は自治会を事業主体として支援制度の採択要望を申請した。令和元年 8 月に行われた第 6 回動産委員会において、万日塔は支援対象と認められ、復旧工事に至った。

4 復旧状況

倒壊した 2 基はクレーン車を用いて吊り上げ、転倒した状態から被災前の状態に積み直した。また、倒壊を免れた 1 基にはずれが生じていたため、同様にクレーン車を用いて復旧した。台座を塔身に据える際、間に免震材を挟むことで耐震力を上げた。また、倒壊により破損した宝珠部分には、ピンを用いた接合を行った。

5 課題となった点

前述のとおり、県は市町村に対し、文化財の被害状況について照会を行った。しかし、被災直後の混乱状態にあっては未指定文化財の確認を行う余力は市町村になく、「該当なし」との回答が多数を占めた。県としては、所有者及び市町村の状況を鑑みた対応を心掛けたい。

万日塔は、発災直後から被害状況が確認されていたものの、所有者が不明であったことから支援制度の適用が遅延した例である。未指定文化財は所在不明となることが多いだけでなく、所有者が不明となる場合もある。悉皆調査の実施及び定期的な情報更新は急務といえる。

また、文化財レスキュー事業の対象に石造物が含まれていなかったことから、万日塔が支援対象候補となるか否かについて動産検討委員会での意見交換が行われた。支援対象とする文化財の分野について予め範囲を明確にすることで、より円滑な事業実施が可能になるだろう。

（松尾志保里、村上幸奈）

平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金活用動産文化財検討委員会設置要綱

平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金活用動産文化財検討委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金条例に基づく基金を活用し、熊本地震で被災した歴史的価値のある未指定の動産文化財（以下「動産文化財」という。）を復旧するため、平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金活用動産文化財検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の審議事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 動産文化財の復旧に係る基本方針
- (2) 基金を活用し復旧する動産文化財の選定
- (3) 基金を活用する動産文化財の復旧方法
- (4) その他、必要な事項

(構成)

第 3 条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

(役員)

第 4 条 委員会には、会長、副会長をそれぞれ 1 名置く。

- 2 会長は、委員の互選により、副会長は会長の指名により選任する。

(役員の仕事)

第 5 条 会長は、委員会を招集し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(事務局)

第 6 条 委員会の事務を処理するために、熊本県教育庁教育総務局文化課に事務局を置く。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員会において決定する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 4 日から施行する。

[別表]

職名	氏名
九州国立博物館学芸部長	小泉 惠英
熊本大学永青文庫研究センター長	稲葉 継陽
八代市立博物館 未来の森ミュージアム 副館長補佐兼学芸係長	山崎 撰

第 1 2 章 文化財収蔵施設

1 被害状況

熊本地震により、県内に所在する複数の文化財収蔵施設が被災した。建物の被害のほか、収蔵資料、寄託資料、又は展示等の目的で借用中の資料等（以下「収蔵等資料」という。）が被災した施設もあった。本章では県内に所在する文化財収蔵施設のうち、県立施設を対象として被害状況及び復旧について記す。

文化財収蔵施設の被害状況は、震源からの距離、地盤の硬軟等の立地条件から生じる震度の差異のほか、施設の築年数、構造等により一様ではなかった。

収蔵等資料の被害は、平時から地震を想定した対策を施していたか否かで異なった。とりわけ、棚からの落下及び棚の転倒による破損等の被害が多い傾向にあった。収蔵等資料の被害状況からは、発災時の保管方法が揺れの軽減に繋がった事例や、地震対策の目的で事前に施した措置が却って被害を甚大化させた事例を確認した。

なお、前震及び本震ともに発災は閉館後であり、各館とも来館者の被災はなかった。

2 復旧支援

文化財収蔵施設の建物については、一部の施設で「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき公立社会教育施設の災害復旧事業に対し補助を実施する国庫補助事業（公立社会教育施設災害復旧事業）を用い、総事業費の 2/3 の補助を得て復旧を実施した。

本事業は、公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールのほか、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設として博物館等も補助対象施設に含む。これらのうち、公立社会教育施設の用に供される建物、土地に固着する建物以外の工作物、同施設の敷地、屋外運動場等の土地及びこれらの土地のうち樹木を除く造成施設並びに消耗品を除く社会教育活動を行う際に必要な教材、教具、机及び椅子等の備品が災害復旧事業の対象となるもので、今回の被災による復旧に利用することができた。

3 復旧状況

県立の文化財収蔵施設は、全て 3 年以内に復旧を完了し、機能を再開した。

現在、ほとんどの文化財収蔵施設の復旧が完了している。しかし、被災した収蔵等資料の中には、現在も委託等により修理中のものがある。

4 課題

展示や保管の際は、生物被害への日常的対策のほか、あらゆる自然災害を想定し、可能な限りの対策を講じる必要がある。県内外の災害対策の実践事例に熊本地震の経験を加え、さらに有効な対策を練った上で全国的に共有することが重要である。

（川路祥隆）

県文化財資料室

1 施設の概要

熊本県文化財資料室（熊本市南区城南町沈目 1667）は、平成 20（2008）年から発掘調査の遺物を保管するために利用を開始した施設である。

敷地には管理棟、資料棟、整理棟、収蔵庫、展示棟等の施設があり（図 12）、これまで県が実施した発掘調査における出土文化財等を収蔵している。

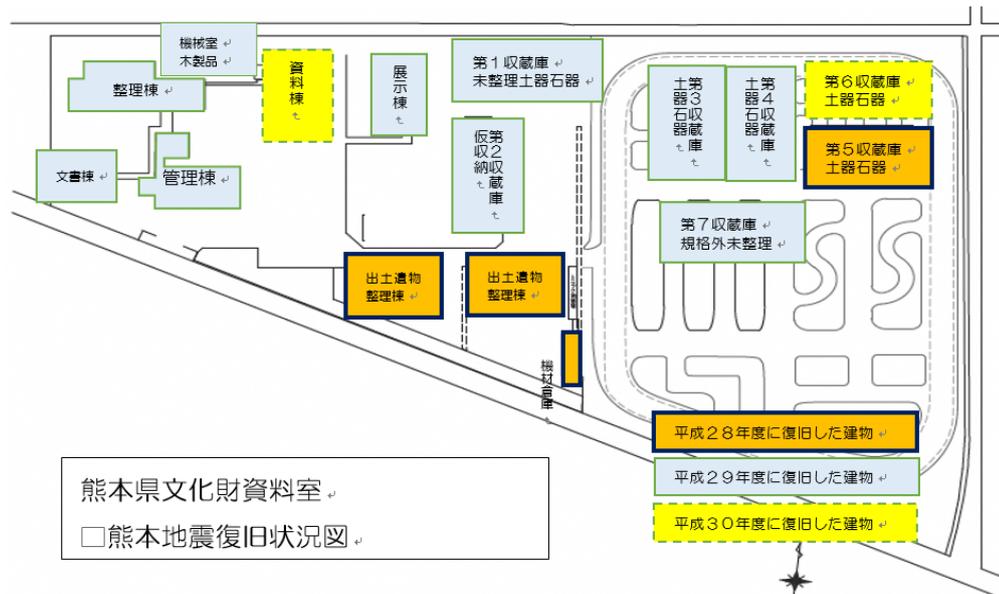


図 12 資料室配置図

2 被害状況等

資料室に程近い熊本市南区城南町の地震観測所では、前震及び本震時に震度 6 弱の揺れが観測された。

資料室の施設の被害状況確認は、前震直後の平成 28 年 4 月 14 日午後 10 時 30 分から午後 11 時 30 分まで、本震後の同月 17 日午後 12 時 30 分から午後 1 時 30 分まで実施した。このとき、報知器、水道、電気の点検を行った。

(1) 施設の被災

管理棟や資料棟は、鉄骨製の梁を支えるコンクリートの一部が損壊し、安全性が確保できない状態であった。また、屋根の損壊による雨漏りや、地下埋設給水管の損壊による断水も発生した。さらに、建物基部や壁面、接合部に亀裂や段差が発生した。



管理棟の状況

(2) 遺物の被災

収蔵庫では、鉄器、青銅器、土器、人骨、木器等の収納棚が倒壊し、出土文化財等が散乱した。また、礫やコンテナが土器を直撃し、土器を破損する等の被害も生じた。

指定等文化財については、当施設に収蔵していた県指定重要文化財「曾畑遺跡出土植物質資料」(編みカゴ)の収納ケースが転倒し、本資料1点が破損した。



植物質資料(編みカゴ)の破損

3 復旧

(1) 施設の復旧

施設の被害は日常業務に支障をきたしたため、まずは、ライフライン(上下水道)の復旧と安全性の確保を優先した。保管施設(収蔵庫)では、シャッターの破損、建物のゆがみのため戸や窓が開閉不可となる被害が生じ、平成29年度以降に建物の補強や屋根の葺き替え、壁や天井の修理等の復旧を行った。

(2) 出土文化財等の復旧

出土文化財等の復旧は、平成29年度から同30年度にかけて行った。一部は職員で対応したが、膨大な数になるため業者に委託した。出土文化財等の移動等も行ったため、新たに各収蔵庫の出土文化財等の台帳作成も依頼した。

棚から落下したコンテナには、ビニル袋に入れられた土器類が収納されている場合が多かった。そのため、ビニル袋単位の出土文化財を元のコンテナに戻す作業が中心となった。

また、大型の甕棺を数十点収蔵していたが、キャスターに載せていたため被害を免れた。同様にキャスターに載せていたコンテナも位置がずれる程度で済んだ。



第5収蔵庫の遺物

4 課題となった点

出土文化財等をビニル袋に入れて保管していたため、揺れによりそれらが散乱しても復旧に際し対照作業が容易であった。この場合、個別の袋の中に遺物カードを入れておくことが重要である。

なお、出土文化財等をコンテナに収納し、さらにキャスターに載せて保管していたことで、キャスターが免振装置としての機能を果たした。大型の出土文化財等は箱詰めし、キャスターに載せて保管することで、地震の揺れに対応することが可能である。

また、出土文化財等をコンテナに収納し棚で保管する場合、棚を固定しなければ揺れで倒壊する危険性が高い。棚の設置段階においてアンカーボルトで固定し、その上で天つなぎを利用して棚同士を固定する必要がある。併せて、棚に落下防止ベルトを付けることで、収納コンテナ等の飛び出しを防止しなければならない。

このように、平時から地震による揺れを想定した保管をすることにより、災害発生時における文化財の防災、減災が可能となり、復旧時の作業も容易になる。
(川上淳一)



キャスターに載せた遺物

県立美術館

1 施設の概要

熊本県立美術館（熊本市中央区二の丸 2 番）は、熊本城二の丸広場の一角に位置し、昭和 51（1976）年に開館した。延べ床面積は 7,943m²、鉄筋コンクリート造地上三階地下一階で、第 1 及び第 2 展示室、細川コレクション展示室等の展示室と第 1～5 収蔵庫、一時保管庫等の資料保管施設、写真撮影室、トラックヤード等の支援施設等からなる総合美術館である（図 13）。

美術館の展覧会事業は、収蔵美術品を中心とした「美術館コレクション展」「細川コレクション展」、西洋美術等の企画展及び共催展を主とし、収蔵品を学校等に持参して公開するスクールミュージアム等の巡回展を開催している。教育普及事業では、児童生徒や家族を対象とした各種のワークショップ、イベント等を多様に展開している。また、熊本ゆかりの美術品等を収集し、それらに関する調査研究も業務としている。

平成 4（1992）年には、同じ熊本城周辺ゾーンに所在する旧県立図書館を改修し、ギャラリー的性格を持つ「分館」（熊本市中央区千葉城 2 番 18 号）をオープンした。分館では、県内外の作家が開催する団体展や個展に展示会場を提供している。

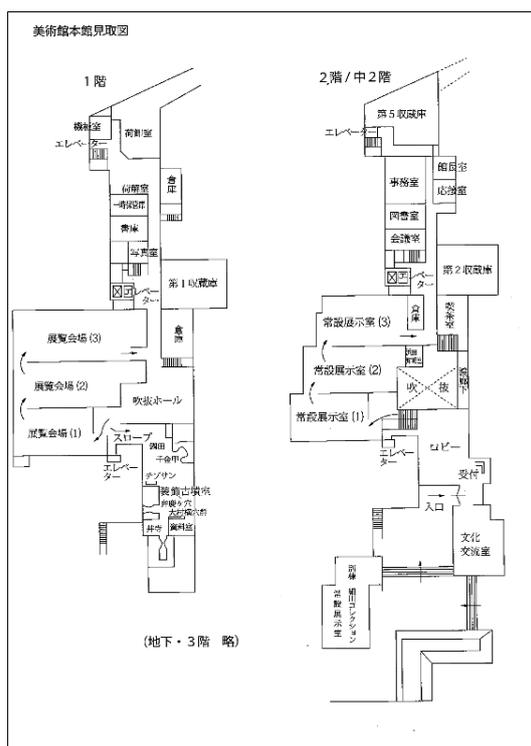


図 13 県立美術館見取図

2 被害状況

美術館に程近い熊本市中央区大江の地震観測所では、前震時に震度 5 強、本震時に震度 6 強の揺れが観測された。

(1) 概要

前震時、本館では大規模な「開館 40 周年記念展」を開催しており、国宝及び重要文化財を含む 220 点の美術品を展示していた。前震発生後に駆けつけた職員の手により展示美術品の緊急避難及び保全作業が行われたため、続く本震による展示品被災を最小限に食い止めることができた。しかし、収蔵庫内に保管されていた収蔵美術品は甚大な被害を受けた。建物等の主要構造物の被害はほとんどなかったが、一部の内部設備に被害が生じた。また、分館の展示室や設備は甚大な被害を受けた。

ア 前震の状況

発災後、熊本城周辺は城壁が各所で崩落し危険な状況であったが、順次に職員が出勤し、強い余震が続く中、夜を徹して展示美術品の緊急避難と保全作業に当たった。職員は、美術品の一応の保全措置や避難を行いつつ、それらの被害状況点検、収蔵庫の状況確認や施設の被害確認に当たった。

イ 本震の状況

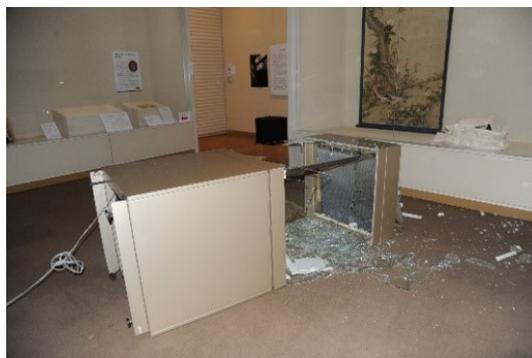
発災直後、職員が出勤し、展示室に残されていた美術品を安全な場所に避難させた。翌朝から美術品の被害状況並びに施設損傷の確認及び記録、応急の余震対策を実施した。

また、開催中の「開館 40 周年記念展」の中止及び当面の休館を決定した。なお、後述のとおり、再開館は平成 28 年 5 月 28 日となった。

(2) 施設及び収蔵品等の被災

ア 展示室の被害状況

展示中の仏像が傾き、脚部を損傷したほか、甲冑や現代陶芸の作品、近代工芸の人形が転倒して破損した。また、吹き抜けホールに常設展示していたブロンズ像が台座ごと転倒して破損した。その他、本震により移動式展示ケースが転倒大破したが、前震後に展示品を避難させていたため、被害はなかった。



展示室で転倒した展示ケース

イ 収蔵庫の被害状況

美術品収蔵庫内の屏風棚に設置していたポールが損壊し、棚から屏風が飛び出

して損傷した。また、収納棚上から工芸品を納めた箱が落下して一部の工芸品が損傷した。大型の収納棚ごとずれ動いた場所もあった。その他、絵画ラックが床面レールから脱線し、油彩画が落下して損傷した。

収蔵庫内は展示室等に比べて被害が甚大であり、十分な地震対策を施していない場合、後述するような脆弱性が存することが判明した。



収蔵庫で屏風棚から崩れ出た屏風絵

ウ 施設の被害状況

建造物の主要な構造に被害はなかったが、一部の内部設備等に以下のような被害が生じた。

- ・展示室内において天井部等の照明設備に部材の歪みが発生した。
- ・移動式美術品展示ケース及び事務キャビネット等、合計 61 台が破損した。
- ・収蔵庫内の美術品収納棚の棚落ち及び破損が発生した。
- ・敷地内に地割れが発生した。

エ 分館の被害状況

分館においては、第 1 展示室、第 2 展示室ともに被害が見られ、特に最上階の第 3 展示室は天井板の一部崩落及び展示ケース内の照明設備破損等、甚大な被害を受けていた。

3 地震後の取組

(1) 被災収蔵品の修理

美術館の所蔵並びに寄託及び預かり美術品を含め、128 点の収蔵等資料に大小の被害を受けた（表 36）。被災した収蔵品のうち修理の必要があるものは、平成 28 年度から修理に着手し、令和元年度までに全ての修理を完了した。

表 36 収蔵品の被害状況及び点数

被害状況	点数
重大な損傷を受けた美術品（屏風絵等）	13
中破～小破程度の損傷を受けた美術品（近代彫刻、仏像等）	82
軽微な損傷を受けた美術品	33
合計	128

(2) 施設の地震対策

美術館では、展示室内と比較して収蔵庫内でより多くの美術品被害が発生した。県立美術館が準じる一般的な博物館収蔵庫は、内部の温湿度を一定に維持するために鉄筋コンクリート造の構造物中に、空間である「空気層」を挟み、木造の内部構造体を納める構造をもつ。この内部構造体は左右を固定しておらず、いわば「入子型」構造である。そのため収蔵庫の内部構造体は、地震により揺れ動きやすい脆弱な状態にあるとみられる。今後の大規模地震を想定して、収蔵庫内部でいかに美術品を保全するかが大きな課題である。

なお、展示中又は収納中の多くの美術品が被災した事実に鑑み、有効と想定される以下の防災対策を講じた。

- ・額装された絵画及び掛幅装の軸物等、吊り下げ展示する美術品は、Sカンを二重に設置し、結束バンド等を使用することで、地震による落下を防止した。
- ・工芸品等、立体品の展示の際は、テグス等を使用することで転倒防止を徹底した。
- ・収蔵庫内の収納棚や屏風棚に、落下防止の専用ネット又はサラシを巻き、屏風棚及び絵画ラックは滑り出防止の改良を施して修理した。
- ・小型免震台や移動式展示ケース用免震台を導入した。

(3) 中長期的な取組—震災体験を語り継ぐ活動

美術館は美術品の保全措置と修理に向けた方針を定め、施設復旧後の平成28年5月28日に再開館した。再開を急いだ理由は、被災地の博物館及び美術館等の施設が、「こころの避難所」という役割を存するためである。また、中長期的な取組として、熊本地震の経験や教訓を伝える活動を以下のとおり行っている。

ア 熊本地震における震災と復興の歴史を取り上げた展覧会の開催

平成29年4月から5月にかけて、「震災と復興のメモリー@熊本展—歴史にみる地震の爪あとと復興を目指す人々のあゆみ」を開催した。本展は、熊本大学永青文庫研究センター及び熊本城調査研究センターと連携して推進し、奈良時代から明治時代まで県南を中心に大地震が打ち続いてきたことを明らかにした。

イ 講演会への協力

熊本史料ネット主催で定期開催されている「学んで守ろう熊本の歴史遺産講演会」に、美術館も参加している。

(4) 美術館の文化財レスキュー活動

美術館では、館内の収蔵美術品の保全業務と並行して、外部からの美術品文化財に係る緊急救援要請や相談に随時対応した（表37）。

なお、美術館による文化財レスキュー活動は、組織的、計画的なものではなく、随時的、個別的な活動である。そのため、平成28年7月に発動した県と文化庁主体の文化財レスキュー事業に集約された（第4章）。（有木芳隆）

表 37 美術館の文化財レスキュー活動一覧

日付	場所	被災状況	対応
平成28年 4月17日	熊本市南区・ 大慈寺	建物倒壊、仏像等大破 梵鐘落下	住職の依頼により、被災状況の確認
4月18日	熊本市中央区・ 某寺	建物倒壊の恐れ	仏像を県立美術館に緊急避難
4月26日	熊本市中央区・ 個人宅	建物倒壊の恐れ	屏風、掛け軸等を救出し県立美術館に緊急避難
4月28日	熊本大学附属小学校	天井、壁剥落	藤田嗣治作品を県立美術館に緊急避難
5月7日	熊本市中央区・ 個人宅	建物倒壊の恐れ	槍等武器武具を県立美術館に緊急避難
5月14日	益城町・千光寺	建物倒壊の恐れ、仏像転倒	転倒した千手観音立像の救出打合せ
6～11月	御船町・ 街中ギャラリー	アトリエ倒壊 絵画作品150点下敷き	御船町のレスキュー作業に協力
7月21、27日	御船町、益城町、 南小国町、小国町、 熊本市	仏像倒壊等	文化財レスキュー事業予備調査
8月31日	阿蘇市	仏像倒壊等	文化財レスキュー事業予備調査
12月20日	熊本市北区植木	神像が崩落の下敷き	調書作成、対策協議



某寺における仏像救出状況



救出後に風乾している屏風絵

県立装飾古墳館

1 施設の概要

熊本県立装飾古墳館（山鹿市鹿央町岩原3085）は、平成4（1992）年に開館した歴史系博物館であり、熊本県立として唯一の博物館でもある。

くまもとアートポリスのフラッグシップとして、九州新幹線新熊本駅のデザインを手がけた安藤忠雄氏の設計によるもので、国史跡岩原古墳群に隣接して建てられた本館（展示棟）は、岩原双子塚古墳と点対象になるよう配置されており、その外観は前方後円墳をイメージしている。



岩原古墳群と装飾古墳館

本館の主な展示室には、県内から出土した旧石器時代から中世までの出土文化財を展示する常設展示室、肥後古代の森5地区の文化財を紹介する第二常設展示室、毎年テーマを定めて展示する企画展示室、県内の12箇所の装飾古墳レプリカと装飾古墳から出土した埴輪、武器類、馬具、装身具を常時展示公開している装飾古墳室がある。

調査研究活動としては、装飾古墳モニタリングとして県内に所在する装飾古墳の環境調査やメタシェイプソフトを使用した装飾古墳及び遺跡の3D画像記録作成、全国の装飾古墳の関連資料の収集を行っている。

2 施設及び展示資料等の被害状況

施設で被害を受けた箇所はなかった。また、收藏庫及び特別收藏庫においても、事前に展示棚の固定及び免震シートの上に資料やケースを置く措置を行っており、転倒や飛び出しによる收藏資料のき損はなかった。

展示資料についても、事前にテグスによる固定等の措置を実施していたことにより、き損はなかった。このほか、展示ケースの転倒並びに解説パネルの落下及びき損等もなかった。



免震シート

3 地震後の措置

古墳館に程近い山鹿市鹿央町の地震観測所では、前震時に震度4、本震時に震度5強の揺れが観測された。地震後の措置は以下のとおりである。

(1) 展示資料の保全

熊本市や益城町と比較すると、県立装飾古墳館が所在する山鹿市は震度4から5程度の揺れであり、施設及び出土文化財等に甚大な被害を受けることはなかった。

しかし、今後の大規模地震を想定して、再度展示資料の確認作業を行い、テグスによる展示資料の固定等の補強を行った。また、土器等には内部に重しを入れ、揺れに対して自立補助が可能になるよう配慮した。



収蔵棚の増設と固定状況

(2) 特別収蔵庫にける棚増設と固定

特別収蔵庫の棚を増設することで、資料の保全に努めた。従来は特別収蔵庫の壁面に収蔵棚を配置していたが、中央スペースに棚を増設するとともに、転倒防止のための固定を行った。

(3) 棚ガードの設置

前述のとおり、事前に設置していた免震シートの効果により、棚から収蔵資料が飛び出すことはなかった。しかし、さらに大規模な地震発生を想定し、棚の前面に棚ガードを設置して飛び出し防止策を徹底した。このように免震シートによるずれ防止と棚ガードによる資料の飛び出しを防ぐことで収蔵資料の保全に努めた。

4 今後の課題

以上のように、展示及び収蔵資料の保全に関して一定の予防策を講じた。しかし、展示パネルや照明器具の落下防止具等に対する設置など、改善すべき点は少なからず存在する。

また、災害発生時における来館者及び職員の避難行動マニュアル策定等、ソフト面の検討も今後の課題である。

(坂口圭太郎)

県博物館ネットワークセンター

1 施設の概要

熊本県博物館ネットワークセンター（宇城市松橋町豊福1695）は、県民の生涯学習の機会を増やすため、県内の博物館や資料館等と連携し博物館活動を行うことを目的として、平成27（2015）年に設置された。動物、植物、地学、歴史、民俗に関する資料や図書を約67万点収蔵している。



熊本県博物館ネットワークセンター本館及び収蔵棟

建物は、自動車運転免許試験場の庁舎であった本館（昭和58年建築 鉄筋コンクリート造2階建 建築面積約1,643m²）、及び増築した収蔵棟（平成26年建築 鉄骨造平屋 建築面積約494.0m²）の2棟である。

2 被害状況等

ネットワークセンターに程近い宇城市松橋町の地震観測所では、前震時に震度6弱、本震時に震度6強の揺れが観測された。

（1）施設の被災

本館は、内部では床タイル、壁、天井に多数の亀裂が発生し、ガラス製の防災垂れ幕が破損した。外回りでは外壁タイルが数か所で剥落し、亀裂が生じた。高架水槽の基礎が一部破損し、外来者用トイレの下水管が地下で破断した。

収蔵棟は、壁及び天井に損傷があったが、大きな被害はなかった。



資料整理作業室

（2）収蔵資料の被災

収蔵資料は、本館1階に地学資料、2階に歴史資料及び民俗資料、収蔵棟に動物資料及び植物資料を保管している。

地震により転倒又は倒壊したラックはなかったが、多数の資料が棚から落下し、それにより破損した収蔵資料は少なくなかった。また、棚の上で資料同士が衝突したことにより破損が生じた収蔵資料が一部あった。

収蔵棚は金属製ラックを主に使用し、転倒防止のため天つなぎを行っていたが、全てのラックを床に固定していたわけではなかった。床に固定していなかったラックは、天が繋がれた状態で全体が移動した形跡がみられた。しかし、それにより固定されている棚と比較して落下が少なかった。壁面に設置していたラックは、前面に落下防止バーを付けていたが、揺れによる移動で背面から多数の資料が落下した。



落下した剥製資料

植物分野では、コケ及びキノコ等の乾燥標本等が木製の専用タンス又は金属製キャビネットに収納されていた。これらは発災時に連結していなかったため、多数が転倒した。

3 復旧

(1) 施設の復旧

施設の基礎に被害はなく、停電、断水することはなかった。そのため、職員が収蔵資料の復旧業務及び文化財レスキュー業務で施設を使用する中で施設の復旧工事を実施した。



コンテナの落下により散乱した資料

前述のとおり、ガラス製の防災垂れ幕が破損したが、余震のたびにガラスの割れが悪化して飛散したため、平成28年5月に防災垂れ幕を撤去し、新しく樹脂製のものに取り換えた。

その他の復旧工事は8月から設計を委託し、11月下旬に着工、同29年3月24日に完了した。施設の復旧完了まで来館者用トイレが使用できなかったため、発災から年度末までの長期にわたり臨時休館とした。

(2) 収蔵資料の復旧

各収蔵室の復旧は平成28年4月18日から開始した。被害状況を把握するため、落下した収蔵資料を中心に状態確認及び整理を行った。余震の可能性を考慮した床置きでの保管等、二次被害防止を優先した。その後、余震の減少状況を踏まえ、5月中旬から資料を棚に戻し、同年度内に一応の復旧が完了した。

地学分野の収蔵資料は落下したものが多く、復旧に際する整理作業に専門知識が必要であった。そのため、熊本大学理学部の教員及び学生、平時から当センターで活動を行っていたボランティアの協力を得て整理作業を完了した。

なお、修理が必要な剥製標本等は専門業者に委託している。

4 課題となった点

長年、本県では大規模な地震が発生していなかったため、収蔵資料に対する虫及びカビ等による被害には注意していたものの、地震を想定した対策が十分ではなかった。

収蔵資料の復旧に当たっては、棚の連結の補強、ベルトやさらし等による落下防止対策の強化等を実施した。収蔵資料を管理し、次世代に引き継いでいくために、平時から防災意識をもって対策することが重要である。したがって、継続的に文化財の防災やレスキューに関する研修会の開催等により、防災意識を高める必要がある。

(國本信夫)



転落下防止ベルトを付けたラック

総 括

本県は平成 28（2016）年 4 月の熊本地震発生まで、災害の少ない県として発展を遂げてきました。しかし、歴史を振り返ると、明治 22（1889）年に同じ震源域で今回の熊本地震と同程度の地震が発生しており、県土に甚大な被害が生じていました。わずか百数十年しか経っていないにも関わらず、記憶の風化は進んでいたと言わざるを得ません。

地震から 7 年が経過した現在、熊本地震で被害を受けた県内の指定等文化財の約 9 割が地震前の姿に復旧しました（令和 5 年 3 月時点）。また、令和 3（2021）年 3 月には熊本城天守閣全体の復旧が完了し、観光客の見学が再開される等、確実に復旧は進んでいます。しかし、特別史跡である石垣や重要文化財建造物の復旧工事は令和 34（2052）年度までの全面復旧を目途としており、未だその途上にあります。引き続き国、県及び市による連携と息の長い取組が必要です。

さらに熊本地震では、これまでにない新たな取組として、指定等文化財から未指定の歴史的建造物及び動産文化財に至るまで切れ目ない支援に取り組んできました。民間の方々には「熊本の文化財のために」という思いから、文化財基金に御支援をいただきました。この基金を文化財の修理費等の支援に用いることで、所有者負担の軽減にも取り組むことができました。

現在、県内では目に見えて大規模な復旧・復興事業は少なくなってきました。しかし、益城町では復興まちづくり等が、熊本城では特別史跡、重要文化財等の復旧・復興が行われており、国、県、市が力を合わせて取り組んでいます。そこでは復興を担う文化財専門職員が不足しており、今も全国からの支援を求めています。引き続き御支援を賜りますようお願いいたします。

これまで本県には、復旧・復興事業の円滑な実施や埋蔵文化財発掘調査等の支援のため、全国の自治体から延べ 52 人の文化財専門職員にお越しいただきました（令和 5 年 3 月時点）。慣れない土地で生活をしながら震災復興支援業務に携わっていただいた派遣職員の皆様及び長期にわたり文化財専門職員を派遣していただいた派遣元の自治体の皆様に心から感謝申し上げます。

また、文化庁の皆様には、大規模災害時の文化財の取扱いから職員派遣に関する支援まで、幾度も本県へお越しいただき、御指導・御助言を賜りました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。（長谷部善一）

主要参考文献

原則として、編著者名の五十音順で記載した。
内部資料等は割愛し、通常閲覧可能な文献に限定した。

書籍・報告書

宇城市教育委員会編・発行『肥後国浄水寺古碑群Ⅱ』
2012年

気象庁編・発行『災害時地震報告 平成28年(2016年)熊本地震』2016年

気象庁編・発行『気象庁技術報告 第135号 平成28年(2016年)熊本地震調査報告』2018年

熊本県教育委員会編・発行『熊本県の文化財』第1～5集、1979～85年

熊本県教育委員会編・発行『熊本県文化財調査報告 第333集 清正公道』2019年

熊本県教育委員会編・発行『熊本県文化財調査報告 第342集 宮園A遺跡1』2020年

熊本県教育委員会編・発行『熊本県文化財防災マニュアル』2020年

熊本県教育委員会編・発行『平成28年熊本地震被災文化財の復旧の歩み』2018年

熊本県教育庁編・発行『熊本地震の対応に関する検証報告書』2018年

熊本県博物館ネットワークセンター編・発行『平成29年度 熊本県博物館ネットワークセンター活動報告書』2018年

熊本市熊本城総合事務所編『熊本城復旧基本計画』熊本市経済観光局熊本城総合事務所、2018年

国立文化財機構九州国立博物館編・発行『平成28年度文化財防災ネットワーク推進事業—九州国立博物館の取り組み—』2016年

国立文化財機構九州国立博物館編・発行『平成29年度文化財防災ネットワーク推進事業—九州国立博物館の取り組み—』2017年

国立文化財機構九州国立博物館編・発行『平成30年度文化財防災ネットワーク推進事業—九州国立博物館の取り組み—』2018年

国立文化財機構文化財防災センター編・発行『文化財防災センター 年次報告書』2021年

古墳壁画の保存活用に関する検討会 装飾古墳ワーキンググループ編・発行『古墳壁画の保存活用に関する検討会 装飾古墳ワーキンググループ報告書(平成29年度・平成30年度)』2019年

新熊本市史編纂委員会編『新熊本市史 通史編 第三巻 近世1』熊本市、2001年

第20回九州前方後円墳研究会実行委員会編・発行『平成28年熊本地震による被災古墳の現状と課題』2017年

豊野町教育委員会編・発行『肥後国浄水寺古碑群』2004年

日本イコモス国内委員会編・発行『2016年熊本地震 日本イコモス報告書 文化財の被害状況と復旧・復興への提言』2019年

被災建造物復旧支援委員会編・発行『熊本地震被災調査建造物復旧支援事業(文化財ドクター派遣)報告書6冊の内1』2017年

文化財建造物保存技術協会編『重要文化財通潤橋保存修理工事(災害復旧)報告書』山都町、2020年

文化庁・熊本県教育庁編・発行『平成28年熊本地震による古墳の被災状況について』2017年

文化庁文化財部記念物課編『史跡等整備のてびき 保存と活用のために』同成社、2005年

文化庁文化財部記念物課編・発行『東日本大震災の復興と埋蔵文化財保護』2016年

文化庁文化財部記念物課編・発行『東日本大震災の復興と埋蔵文化財保護の取組(報告)—行政対応編—』2017年

文化庁文化財部記念物課編・発行『東日本大震災の復興と埋蔵文化財保護の取組(報告)—発掘調査の実施と活用への取組—』2017年

平成28年熊本地震対策特別委員会編『日本考古学協会 平成28年熊本地震対策特別委員会報告書』日本考古学協会、2021年

益城町教育委員会編・発行『天然記念物布田川断層帯保存活用計画』2020年

益城町教育委員会編・発行『天然記念物布田川断層帯整備基本計画』2022年

八代市経済文化交流部編『八代市文化財調査報告書 第49集 八代城跡保存修復報告書 平成28年熊本地震による被災と保存修復：国史跡「八代城跡群 古麓城跡 麦島城跡 八代城跡」』八代市・八代市教育委員会、2018年

山都町教育委員会編・発行『重要文化財 通潤橋 保存活用計画』2015年

辞典類

国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』吉川弘文館、1979～97年

松本雅明監修・編『日本歴史地名大系 熊本県の地名』平凡社、1985年

論文・解説

今村直樹「廃藩置県後の細川家当主所用甲冑と旧家臣」熊本大学永青文庫研究センター編・発行『永青文庫研究 創刊号』2018年

朽津信明「〔報告〕日本における石碑保存の歴史的事例とその考え方」東京国立文化財研究所保存科学部編『保存科学 No. 58』東京文化財研究所、2018年

柴田伊廣「布田川断層帯（熊本県上益城郡益城町）」文化庁文化財部監修『月刊文化財 二月号（635号）』第一法規出版、2018年

竹原明理「熊本地震と被災文化財の救出について ～一現場作業員の視点から～」熊本市 熊本博物館編・発行『熊本博物館報 No. 29（2016年度報告）』2017年

文化庁文化財部「新指定の文化財 江藤家住宅（熊本県菊池郡大津町）」文化庁文化財部監修『月刊文化財 十二月号（507号）』第一法規出版、2005年

森井順之・内藤百合子・萬納恵介・岡田健「〔報告〕平成28年熊本地震被災文化財救援活動報告からみる直下型地震後の文化財救援」東京国立文化財研究所保存科学部編『保存科学 No. 57』東京文化財研究所、2017年

新聞

株式会社熊本日日新聞社『熊本日日新聞』

株式会社毎日新聞社『毎日新聞 熊本版』

ウェブサイト（URL はすべて2022年3月現在）

「熊本災害デジタルアーカイブ」熊本県、
<https://www.kumamoto-archive.jp/>

「国土交通省気象庁 平成28年（2016年）熊本地震の関連情報」気象庁、
https://www.jma.go.jp/jma/menu/h28_kumamoto_jishin_menu.html

「平成28年（2016年）熊本地震 ～The 2016 Kumamoto Earthquake～」気象庁、
https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/2016_04_14_kumamoto/index.html

「文化遺産オンライン 文化遺産データベース 国宝・重要文化財」文化庁、<https://bunka.nii.ac.jp/>

「文化庁 熊本地震文化財レスキュー事業スキーム図」文化庁、
http://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/2016062003_besshi03.pdf

平成 28 年熊本地震 文化財復旧記録集

令和 4 年（2022 年）3 月 初版

令和 6 年（2024 年）2 月 2 版

編集発行 熊本県教育庁教育総務局文化課

〒862-8609

熊本県熊本市中央区水前寺 6-18-1

TEL: 096-333-2704（代表）

印刷 株式会社 河田印刷

発 行 者：熊本県教育委員会
所 属：教育総務局文化課
発行年度：令和5年度